

袋井市地域福祉推進計画

(第4次袋井市地域福祉計画・第4次袋井市地域福祉活動計画)

【案】

令和3年〇月

袋 井 市

社会福祉法人袋井市社会福祉協議会

目次

第 1 章 計画の策定にあたって.....	1
1 地域福祉とは.....	2
2 計画策定の趣旨.....	3
3 本計画策定のポイント.....	4
4 計画の位置づけ.....	10
5 計画の期間.....	12
6 計画の策定体制.....	13
7 地域の考え方.....	14
第 2 章 袋井市の地域福祉を取り巻く現状.....	15
1 人口等の状況.....	16
2 対象者別の状況.....	21
3 市民意識調査の結果からみる現状.....	28
4 地域福祉懇談会からの意見.....	36
5 地域福祉関連団体懇談会からの意見.....	38
第 3 章 計画の基本的な考え方.....	41
1 基本理念.....	42
2 基本目標.....	43
3 計画の体系.....	44
4 本計画における重点テーマ.....	46
第 4 章 施策の展開.....	49
基本目標 1 地域の支え合いのための仕組みづくり.....	50
基本目標 2 地域福祉の担い手づくり.....	66
基本目標 3 包括的に支援するための基盤整備.....	73
第 5 章 計画の推進.....	93
1 協働による計画の推進.....	94
2 推進体制.....	94
3 社会福祉協議会の組織強化.....	94
4 評価・進捗管理.....	95
参考資料.....	96
1 袋井市地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	96
2 袋井市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱.....	97
3 計画策定経過.....	98

【袋井市地域福祉推進計画の構成】

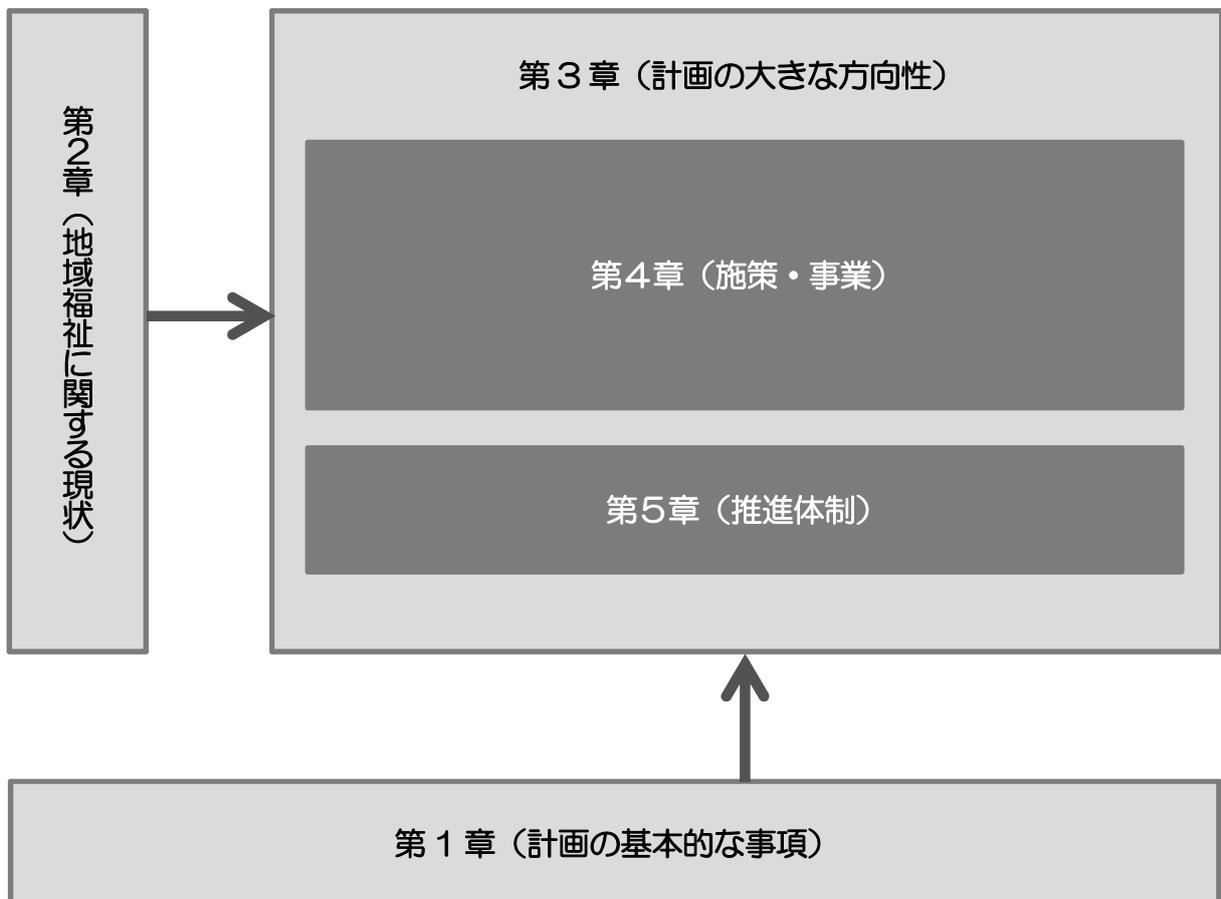
第1章では、「袋井市地域福祉推進計画（第4次袋井市地域福祉計画・第4次袋井市地域福祉活動計画）」（以下、「本計画」という。）の策定・見直しの意義や背景、他の計画との関係性や期間について説明しています。

第2章では、袋井市の人口や世帯数の動き、福祉サービスを必要とする方々の人数などの数値をグラフとして表示しています。また、本計画策定のために実施した市民意識調査の結果とあわせて、袋井市の地域福祉を取り巻く現状などについて説明しています。

第3章では、現状や課題などを踏まえ、本計画の理念、目標、体系及び重点的に取り組んでいくテーマを説明しています。

第4章では、計画の体系に基づき、基本施策ごとの目指す方向性や具体的な取り組みについて記述しています。

第5章では、本計画の進め方を記載しています。



第 1 章 計画の策定にあたって

1 地域福祉とは

(1) 地域福祉の考え方

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で年齢や障がいの有無に関わらず安心して暮らせるよう、地域住民や社会福祉に携わる団体、機関等が互いに協力し、住民同士が互いに助け合うことのできる関係やそのための仕組みをつくることです。

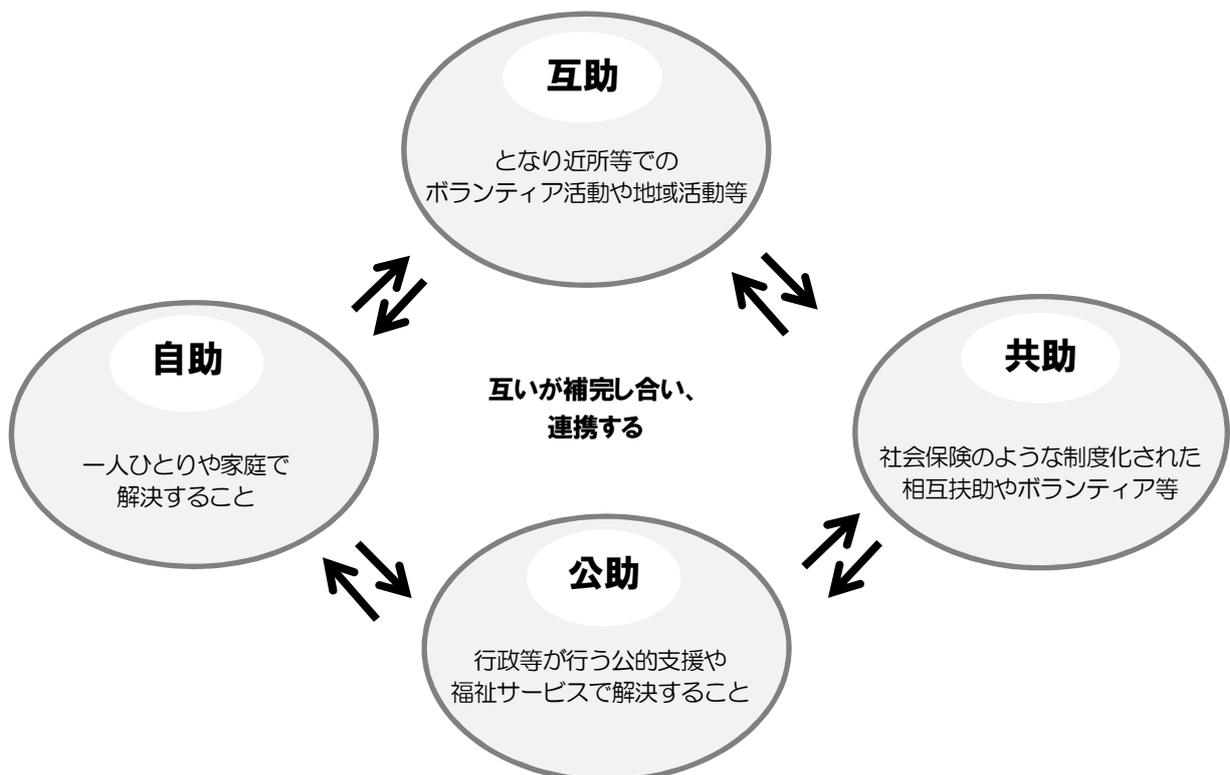
地域福祉を推進すると、普段の生活の中で感じるちょっとした不安や困りごとを、地域の協力や事業所、行政等との関係性の中で解決することができ、誰もが自分らしく住み慣れた地域で安心して暮らせるまちをつくることにつながります。

(2) 自助・互助・共助・公助の考え方

地域福祉を推進するためには、行政や社会福祉施設等による福祉サービスの提供だけでなく、支援が必要な人たちへの見守り、手助けといった地域住民による支え合いが必要です。

下図のように、「自助」・「互助」・「共助」・「公助」の考え方を踏まえ、住民・福祉関連団体・社会福祉協議会・行政等がそれぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係を築くことが重要です。

■自助・互助・共助・公助の考え方



2 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化や核家族化、価値観やライフスタイルの多様化等により、地域住民同士の関係性が希薄となり、これまで地域社会が果たしてきた助け合いや支え合い等の機能の低下が危惧されています。

このような中、子育て世代、高齢者、障がい者・児に対する支援だけでは対応しきれない、制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の多様化・複雑化（ひとり親家庭を含む生活困窮者の問題、社会的孤立、老老介護、引きこもり、8050問題、ダブルケア、虐待等）がみられ、新たなニーズへの対応や課題解決へ向けた取り組みが求められています。

国では、平成28年6月の「ニッポン一億総活躍プラン」において、高齢者、障がいのある人、子どもなど、すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指す方針を提示しました。

また、同年7月には「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」が設置され、地域住民が「我が事」として主体的に地域づくりに取り組む仕組みをつくっていくことや、地域づくりのための支援と地域での課題を公的な福祉サービスへつなげるための包括的な（「丸ごと」）支援体制の整備を進める方向性が示されています。

その後、平成29年6月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により社会福祉法が一部改正され、地域福祉計画の策定が努力義務となりました。さらに、令和2年6月には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布されました。改正された社会福祉法では、地域福祉の推進にあたり、地域住民が相互に尊重し合いながら参加し、地域共生社会の実現を目指す必要があることが明記されるとともに、生活課題を抱える地域住民を支援する体制や、地域住民が地域福祉を推進するために必要な環境を一体的かつ重層的に支援することができるよう、福祉分野に関連する法律に基づき事業を一体的に実施する、重層的支援体制整備事業の創設等が新たに規定されました。

袋井市（以下、「本市」という。）並びに社会福祉法人袋井市社会福祉協議会では、平成28年に「袋井市地域福祉推進計画（第3次袋井市地域福祉計画・第3次袋井市地域福祉活動計画）」（以下、「第3次計画」という。）を策定し、「ふれあい・支え合い みんなで創ろう福祉の輪 ～支え合い 助け合おう 8万7千 一つの家族～」を基本理念に掲げ、地域福祉を推進してきました。

このたび、第3次計画の計画期間満了を迎えたことから、令和3年度からの5年間の本市の地域福祉推進の方向性を示す本計画を策定します。

本計画は、国の動向やこれまでの地域福祉関連施策の進捗状況、令和元年度に実施した各種調査、懇談会等の結果を踏まえるとともに、変化する社会経済情勢等に対応したものとします。

3 本計画策定のポイント

(1) 市町村地域福祉計画策定のガイドライン

平成29年12月に厚生労働省から示された「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」において、市町村地域福祉計画に反映させるべき事項（市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン）が示されました。

本計画では、市町村地域福祉計画の策定ガイドラインを踏まえ、策定・推進を図ります。

■市町村地域福祉計画の策定ガイドラインが示す計画に盛り込むべき事項

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野との連携に関する事項
イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方
エ 生活困窮者のような各分野横断的に対応できる体制
オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取り組みの推進
ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
タ 全庁的な体制整備

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項	
ア	福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備
イ	支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立
ウ	サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
エ	利用者の権利擁護
オ	避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策
三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項	
複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現	
四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項	
ア	地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援
イ	住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進
ウ	地域福祉を推進する人材の養成
五 包括的な支援体制の整備に関する事項	
ア	「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備
イ	「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
ウ	多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築
六 その他	
市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化等	

(2) 「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の附則では、公布後3年（令和2年）を目途として、包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされています。

これを踏まえ、国では、「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」を開催し、包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を行うとともに、より広い視点に立って、今後社会保障において強化すべき機能や、多様な社会参加と多様な主体による協働を推進していく上で必要な方策について検討が進められました。

令和元年12月に公表された最終とりまとめでは、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するために、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を内容とする新たな事業の創設を行うべきであるという提言が示されています。

■3つの支援

1 断らない相談支援

本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援

<3つの軸>

- ・訪れた相談者の属性や課題にかかわらず、幅広く相談を受け止める
- ・本人・世帯の暮らし全体を捉え、本人に伴走し寄り添いながら、継続的に関わる
- ・本人・世帯に支援を届け、本人・世帯とのつながりや信頼関係を築く

<円滑に推進するための3つの機能>

- ・相談を受け止める機能
(属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関につなぐ機能)
- ・多機関協働の中核の機能(世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能)
- ・継続的につながる機能(継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能)

2 参加支援

本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援

<既存の地域資源の活用方法の拡充>

- ・狭間のニーズにも対応できるように既存の地域資源の活用方法を拡充する取り組みを中心に、既存の人的・物的資源の中で、本人・世帯の状態に合わせた多様な参加支援の提供を行う
(活用方法の拡充の例)
- ・生活困窮者の就労体験に経済的な困窮状態にない世帯のひきこもりの状態にある者を受け入れる
- ・商店を中間的就労の場として、対人コミュニケーションが苦手な者を受け入れ、就労・社会参加に向けた支援を行う
- ・地域の空き家を使って、地域のボランティアが勉強を教える場所をつくり、学校とも連携しつつ、不登校の生徒に参加を働きかけ、支援を行う

3 地域づくりに向けた支援

地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

<必要となる支援・機能>

- ・場や居場所の確保支援(住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援)
- ・地域づくりのコーディネート機能
(ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能)
 - ① 個別の活動や人のコーディネート
 - ② 地域のプラットフォーム

(3) 「重層的支援体制整備事業」の創設

「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」の最終とりまとめを踏まえ、重層的支援体制整備事業の創設等が新たに規定された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年6月に公布されました。

重層的支援体制整備事業は、生活課題を抱える地域住民を支援する体制や、地域住民が地域福祉を推進するために必要な環境を一体的かつ重層的に支援することができるよう、福祉分野に関連する法律に基づき一体的に実施する事業です。重層的支援体制整備事業では、高齢者福祉や障がい者福祉、児童福祉、生活困窮等の制度ごとに分かれている相談支援などの関連事業について、財政支援を一体的に実施していくこととされています。

また、地方自治体では、これまで行われてきた「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業」において、「地域力強化推進事業」や「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」に加え、新たに「参加支援」や「地域づくりに向けた支援」の実施が求められています。

■重層的支援体制整備事業の種類

- 1 生活課題を抱える地域住民やその家族等からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供や助言、支援関係機関との連絡調整や、高齢者、障害者等に対する虐待の防止、早期発見のための援助等の便宜の提供を行うため、各法の事業を一体的に行う事業
- 2 生活課題を抱えており、生活を送ることが困難である人に対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制のもと、活動機会の提供、訪問による必要な情報の提供、助言等の社会参加のために必要な便宜の提供を行う事業
- 3 地域住民が地域で自立した日常生活を送り、地域社会に参加する機会を確保するための支援や、地域生活課題の発生の防止、解決に係る体制の整備、地域住民相互の交流を行う拠点の開設等の援助を行うため、各法の事業を一体的に行う事業
- 4 地域社会から長期的に孤立している人や継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供、助言等の便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業
- 5 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、支援を必要とする地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するため、支援関係機関相互間の有機的な連携のもと、その解決のための支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業
- 6 複数の支援関係機関の連携体制による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、包括的かつ計画的な支援を行う事業

（４）持続可能な開発目標（SDGs）との関係

平成27年9月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。「持続可能な開発目標（SDGs）」は、令和12年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17の目標と具体的に達成すべき169のターゲットから構成されています。

福祉分野においては、全国的にこれまでの既存の支援体制だけでは対応しきれない、制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の多様化・複雑化がみられる中、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すSDGsの視点を踏まえた施策の推進が求められます。

本計画の推進にあたり、「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を取り入れ、本市の地域福祉施策を展開します。

■持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標



■特に本計画と深く関連する目標

<p>目標1：貧困をなくそう</p>  <p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	<p>目標3：すべての人に健康と福祉を</p>  <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
<p>目標8：働きがいも経済成長も</p>  <p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>	<p>目標10：人や国の不平等をなくそう</p>  <p>各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
<p>目標11：住み続けられるまちづくりを</p>  <p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	<p>目標17：パートナーシップで目標を達成しよう</p>  <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

（５）感染症拡大防止のための「新しい生活様式」を踏まえた関係づくり

令和2年、世界的に新型コロナウイルス感染症が流行し、複数人が集まって行う活動が制限され、人と接する機会が少なくなりました。国では新型コロナウイルス感染症拡大防止と社会経済活動の両立を目的とした「新しい生活様式」が提唱されており、生活における様々な場面で新たな社会課題への対応が求められています。

今後は、「新しい生活様式」に基づいた感染対策や地域活動の実施が求められます。

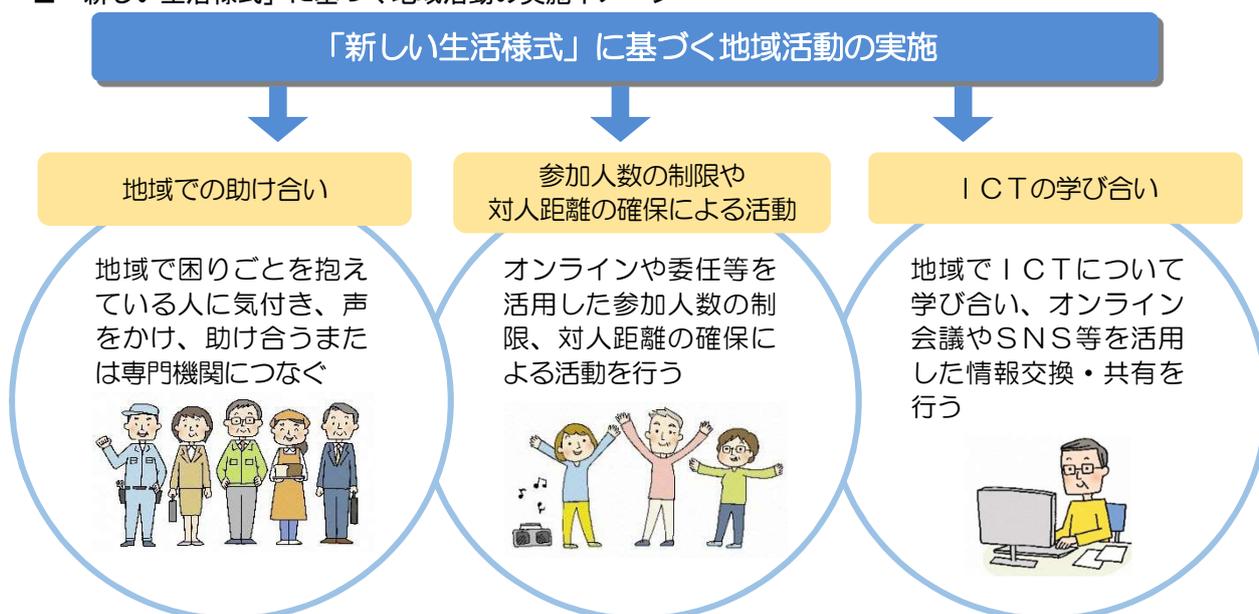
■日常生活を営む上での基本的な生活様式



■「新しい生活様式」に基づく感染対策

一人ひとりの基本的感染対策	日常生活を営む上での基本的な生活様式	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 身体的距離の確保 ○ マスクの着用 ○ 手洗い ○ 移動時の感染対策の実行 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ まめに手洗い、手指消毒 ○ 咳エチケットの徹底 ○ こまめに換気 ○ 身体的距離の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 密集・密接・密閉の回避 ○ 適切な生活習慣の理解・実行 ○ 毎朝の体温測定、健康チェック 等
地域活動を行う際の感染対策（例）		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 体調不良の人の活動自粛 ○ 密集の回避（席の配置の考慮や対人距離の確保、対面方式の回避、参加者の人数制限等） ○ 密接の回避（会話時のマスク着用、大声の禁止、手洗いの徹底、会食時の対面・会話の回避等） ○ 密閉の回避（定期的な換気等） ○ 活動参加者名簿の作成、一定期間の保管 ○ 参加人数の上限の厳守 	<ul style="list-style-type: none"> ○ こまめな手洗い・手指消毒 ○ 活動参加者全員の対策状況の確認 ○ 活動前後の会話の回避、終了後の速やかな解散 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ マスク着用、咳エチケット

■「新しい生活様式」に基づく地域活動の実施イメージ



4 計画の位置づけ

(1) 計画の法的根拠

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づき行政が策定する市町村地域福祉計画であり、本市における地域福祉の基本的な方向性や理念を定めるものです。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条に基づき設置・活動を行っている社会福祉協議会が中心となり、地域住民及び福祉関係団体、事業者が地域福祉の推進に関わる具体的な活動を定める民間の活動・行動計画です。

■社会福祉法（昭和26年法律第45号）（抄）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定

第3次計画においては、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定し、市民、社会福祉協議会、行政それぞれの主体が役割を担い、連携しながら地域福祉施策を進めてきました。

地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係性についてみると、地域福祉計画は地域福祉の理念や仕組みを示し、それに沿って地域福祉活動計画で市内の様々な現場で行う具体的な取り組みを示すというように、両計画はいわば車の両輪の関係にあります。

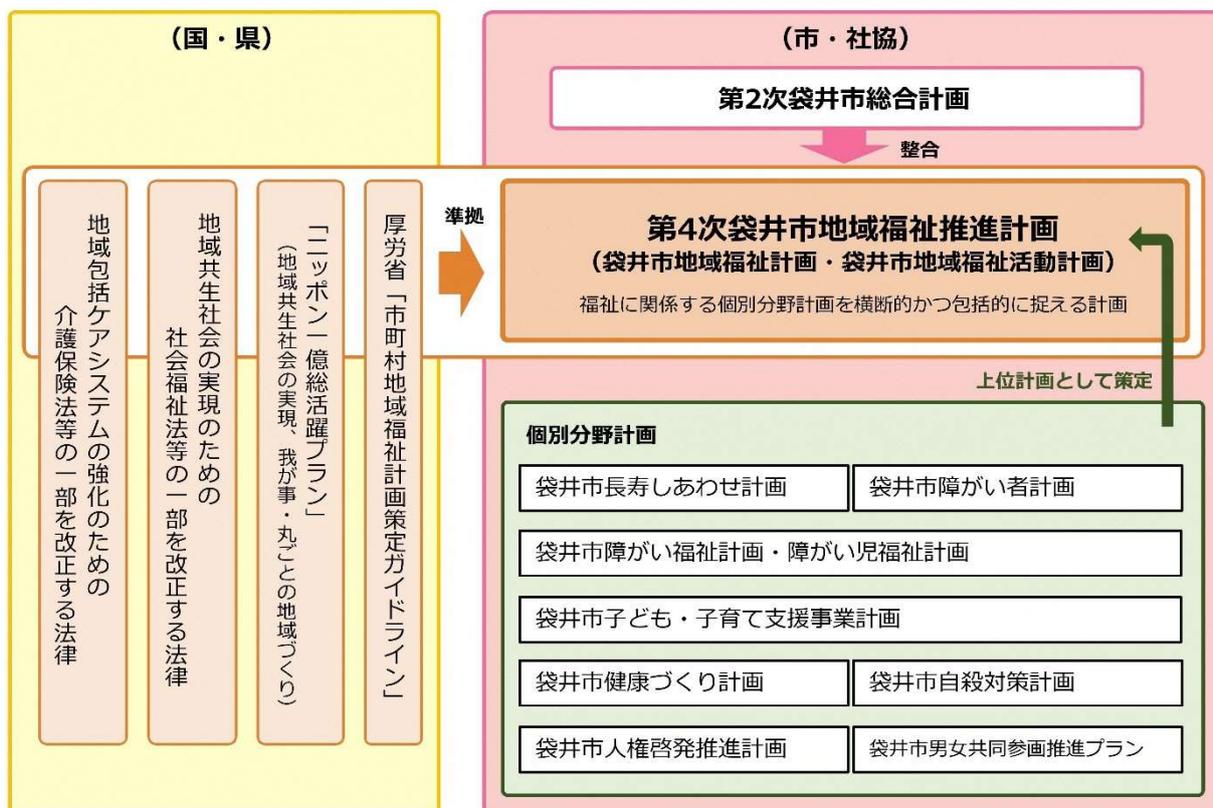
本計画においても、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定し、理念や仕組み、具体的な取り組みを共有しながら、地域福祉を前に進め、地域共生社会の実現を目指します。

(3) 本市の各種計画との関係性

本計画は、本市のまちづくりの方針を示す「第2次袋井市総合計画」の下位計画として位置づけられます。

また、第2期袋井市子ども・子育て支援事業計画、袋井市長寿しあわせ計画（第9次袋井市高齢者保健福祉計画・第8期袋井市介護保険事業計画）、袋井市第3次障がい者計画、袋井市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画等の各福祉分野において策定する計画の上位計画として位置づけるとともに、その他関連計画との整合を図ります。

■各種計画との関係



(4) 成年後見制度利用促進基本計画の位置付け

本計画の「第4章 施策の展開 > 基本目標3 包括的に支援するための基盤整備 > 基本方針2 生活に困難を抱える人に対する支援を行います > 基本施策1 権利擁護の推進」(P79)を、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に規定される「成年後見制度利用促進基本計画」と位置付けます。

5 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和7年度までの5か年を計画期間とします。

	令和 3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)	9年度 (2027)	10年度 (2028)	
総合計画	第2次					第3次			
地域福祉計画 地域福祉活動計画	第4次（本計画）					第5次			
子ども・子育て 支援事業計画	第2期				第3期				
長寿しあわせ計画	第8期			第9期			第10期		
障がい者計画	第3次			第4次					
障がい福祉計画 障がい児福祉計画	第6期 第2期		第7期 第3期			第8期 第4期			
自殺対策計画	第1次		第2次				第3次		
健康づくり計画	第2次		第3次						
人権啓発推進計画	第2次					第3次			
男女共同参画推進 プラン	第4次					第5次			

6 計画の策定体制

(1) 袋井市地域福祉計画推進委員会

本計画が近年の社会潮流や本市を取り巻く現状を反映した上で、今後の地域福祉施策のあり方を示した内容となるよう、地域福祉推進組織の代表者や地域活動団体の代表者等から構成される「袋井市地域福祉計画推進委員会」において、本計画案の検討を行いました。

(2) 市民意識調査

地域福祉に対する意識や地域活動への参加意向、支援を必要とする人に対する施策等、市民視点から本市の地域福祉の状況や施策のニーズを把握することを目的として、市内在住の15歳以上の一般市民3,000人を対象に、地域福祉に関する市民意識調査を実施しました。

(3) 地域福祉懇談会

各地区での取り組み状況や課題を把握し、その後の施策検討における資料として活用することを目的として、地域住民を対象に、市内14コミュニティセンター単位で地域福祉懇談会を開催しました。

(4) 地域福祉関連団体懇談会

地域活動の状況や活動を通じて感じる地域の課題、今後の活動の方向性や連携意向等を伺うことで、活動実践者の視点から袋井市の地域課題を把握し、その後の施策検討における資料として活用することを目的とし、日頃より地域で福祉活動に取り組んでいる各団体・事業所の代表者を対象に、地域福祉関連団体懇談会を開催しました。

(5) パブリックコメント

市民に対し、本計画案を公表し意見を求めることで、公正な行政運営と透明性の確保を図るとともに、本計画に市民の意見を反映させることを目的として、令和2年11月27日から令和2年12月28日にかけてパブリックコメントを実施しました。

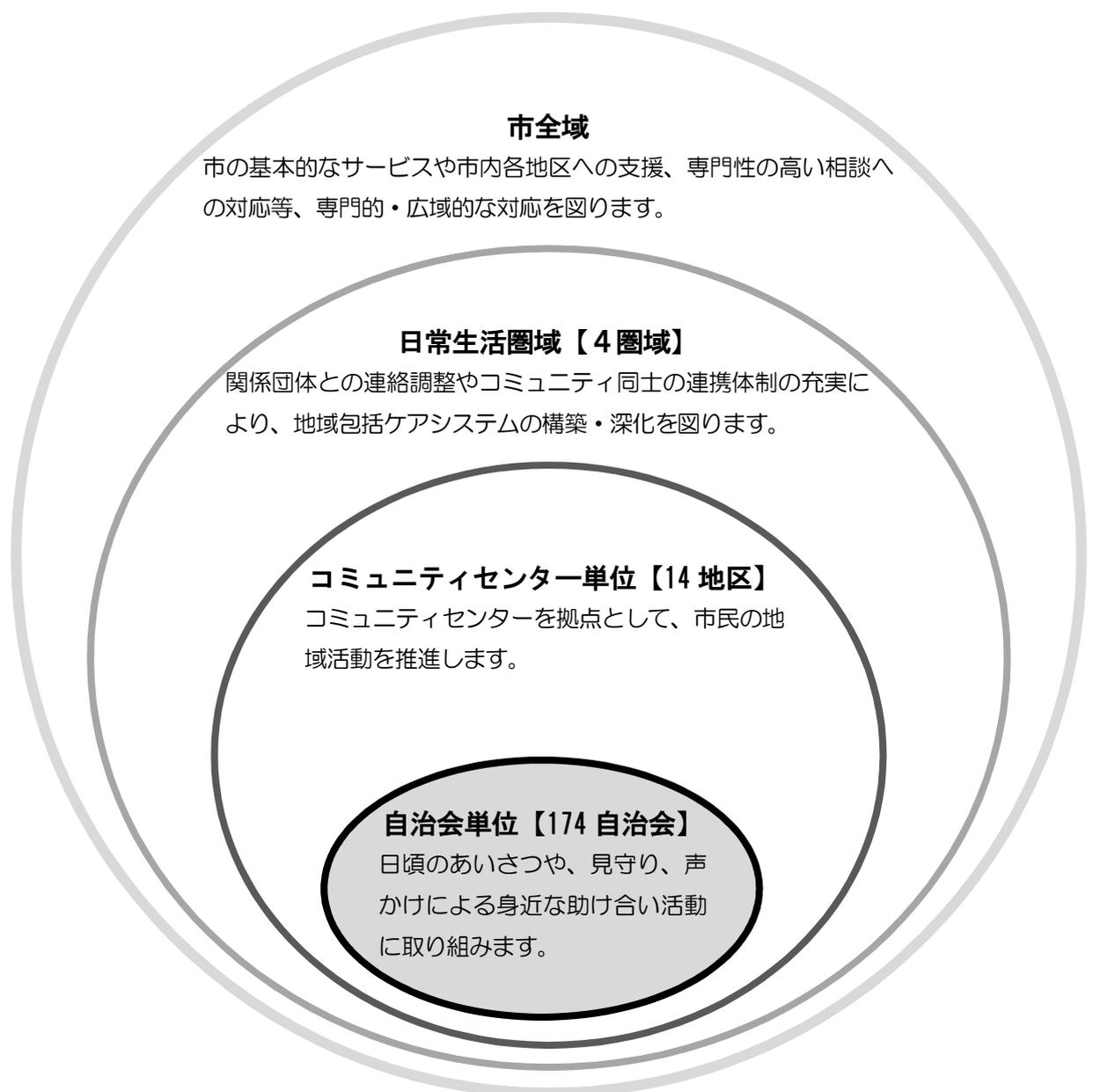
7 地域の考え方

地域福祉の推進にあたり、地域の捉え方や地域活動の範囲は、事業や活動の内容、目的等により、その時々で異なります。

本市では、市内14地区にコミュニティセンターを設置し、市民の地域活動の拠点となっています。

本計画では、住民自身がより身近な地域の取り組みや課題を認識し、地域の実情に合った地域活動を行うことができるよう、地域の範囲を市全域、日常生活圏域、コミュニティセンター単位、自治会単位の4つの階層に分け、適切な範囲で取り組みを推進します。

■地域の範囲イメージ



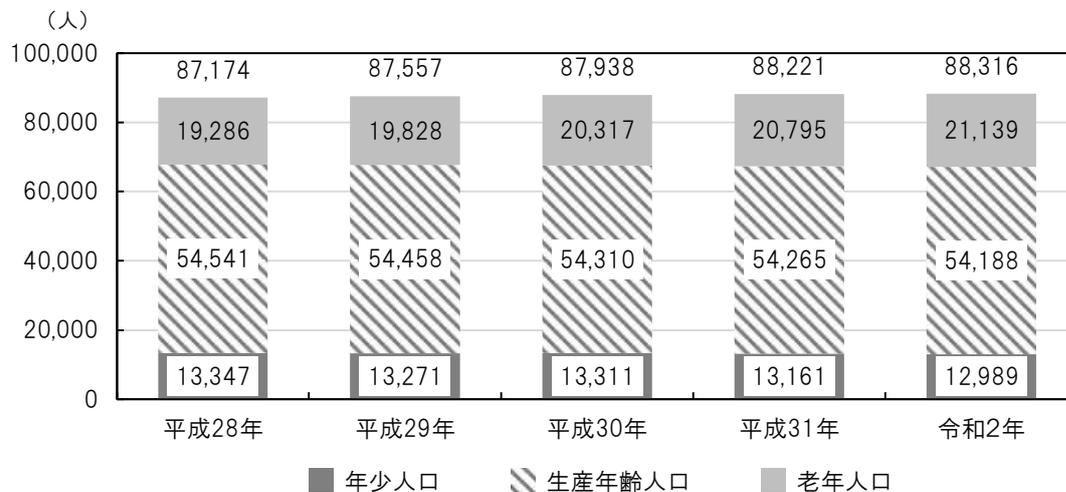
第 2 章 袋井市の地域福祉を取り巻く現状

1 人口等の状況

(1) 年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は、現時点では増加傾向で推移しており、令和2年には88,316人となっています。年齢3区分別でみると、年少人口、生産年齢人口が減少傾向にある一方、老年人口は増加傾向にあります。

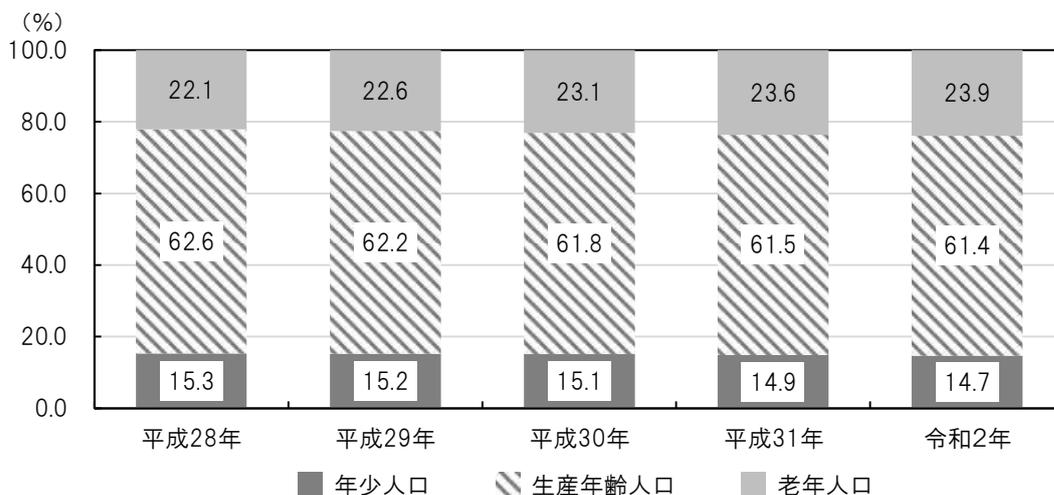
■年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

年齢3区分別人口割合の推移は、老年人口の占める割合が増加傾向にある一方、年少人口、生産年齢人口の占める割合は減少傾向にあります。

■総人口・年齢3区分別人口割合の推移

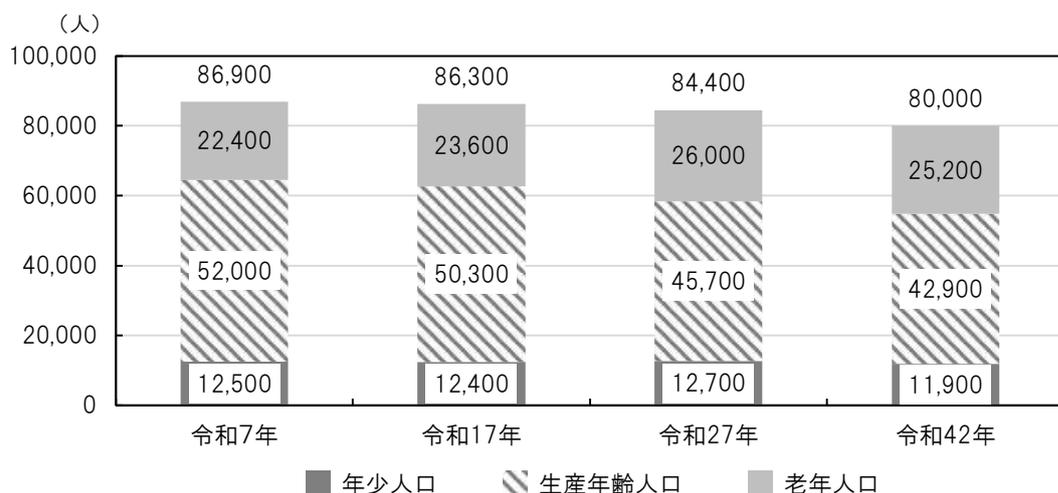


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(2) 年齢3区分別人口の推計

今後は総人口が減少傾向となると見込まれています。年齢3区分別にみると、特に年少人口と生産年齢人口が減少することが見込まれています。

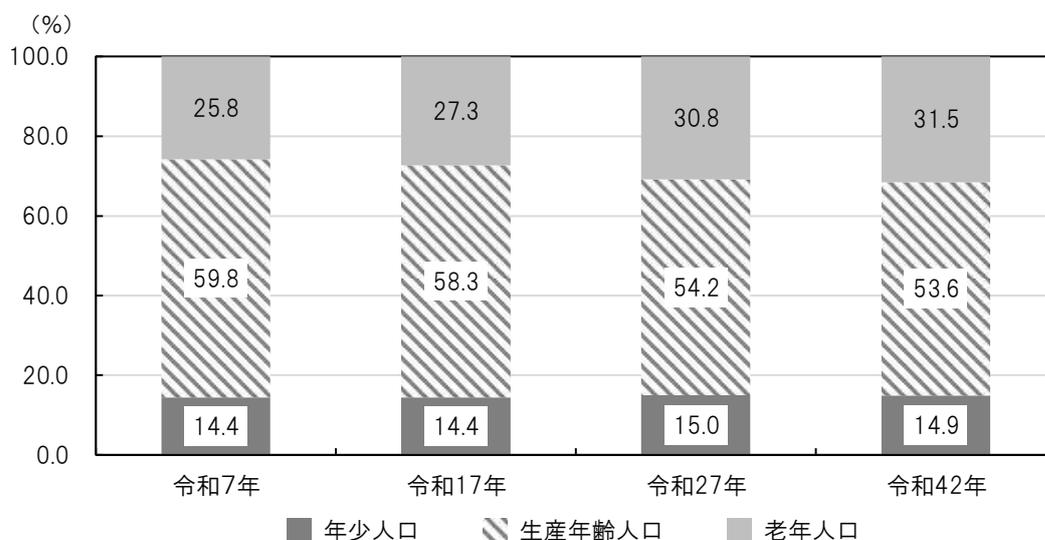
■年齢3区分別人口の推計



資料：袋井市人口ビジョン

年齢3区分別人口割合の推計は老年人口の占める割合が増加傾向となると見込まれます。また、年少人口の占める割合は令和27年までは増加傾向となると見込まれますが、令和42年には減少傾向となると見込まれます。

■年齢3区分別人口割合の推計

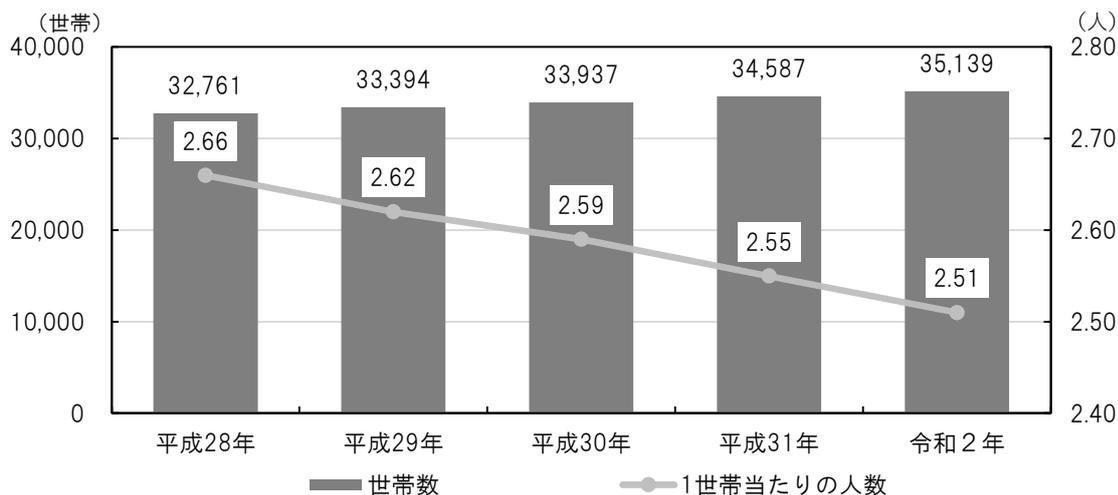


資料：袋井市人口ビジョン

(3) 世帯数及び1世帯あたり人員の推移

世帯数は、緩やかな増加を続けており、令和2年には35,139世帯となっています。一方、1世帯あたりの人数は減少傾向にあり、令和2年には2.51人となっています。

■世帯数及び1世帯あたりの人数の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(4) 地域別高齢化率の推移

すべての地域で高齢化が進んでおり、特に、高南地域、笠原地域、三川地域では平成31年の高齢化率が30.0%を超えています。

■地域別高齢化率の推移

(%)

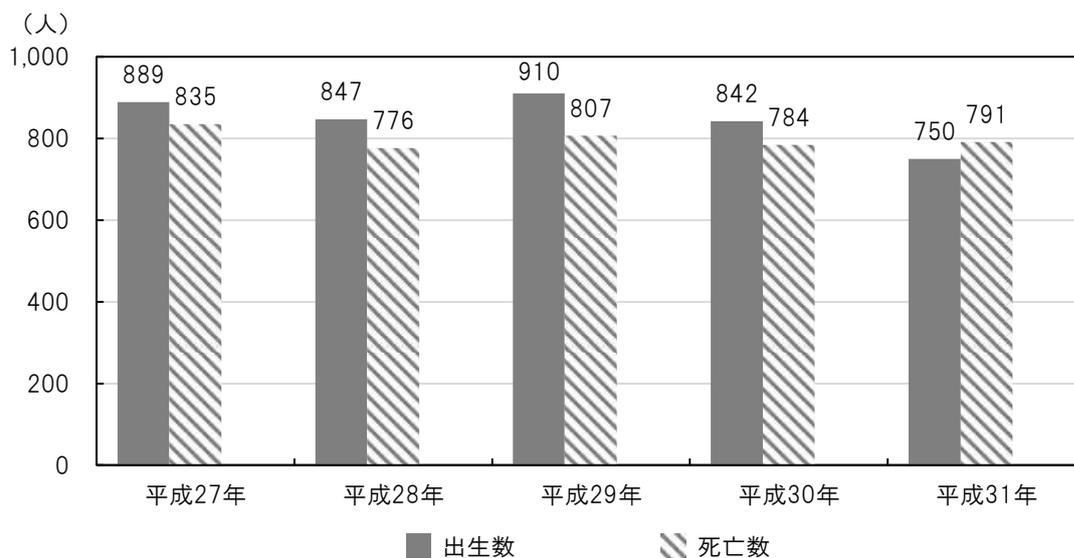
	袋井東	袋井西	袋井南	豊沢	袋井北	今井	三川	笠原	山名	高南	浅羽東	浅羽西	浅羽南	浅羽北
H24	19.8	20.0	17.1	18.3	15.4	18.3	24.5	30.0	18.7	27.9	18.2	18.2	23.3	16.9
H25	21.5	20.4	17.8	19.2	16.2	19.0	24.7	31.3	19.1	30.7	18.8	19.4	24.4	18.2
H26	22.8	21.3	18.0	20.0	16.7	20.5	25.4	31.9	19.5	32.8	20.1	20.4	26.0	19.3
H27	24.2	21.7	18.4	20.9	17.2	22.5	26.3	33.2	19.9	34.1	21.3	21.4	27.2	20.6
H28	25.2	21.9	18.5	21.5	17.7	23.2	27.2	33.7	20.3	34.4	22.2	22.3	27.8	21.5
H29	26.9	22.9	18.8	21.8	17.9	24.1	28.5	34.0	20.4	34.8	23.2	23.4	28.2	22.5
H30	27.3	23.1	18.8	22.0	18.5	24.2	28.8	34.5	20.8	35.8	24.2	24.6	28.7	23.6
H31	27.9	23.5	18.8	22.1	18.8	24.9	30.2	34.9	21.1	36.7	24.8	25.7	29.7	24.5
R2	28.5	23.8	19.0	22.5	18.9	25.5	30.0	35.8	21.5	37.8	25.4	27.4	29.9	25.1

※表中の網掛けは、最も割合の高い項目と二番目に高齢化率の高い地域を表しています。

(5) 自然動態人口（出生・死亡）の推移

出生数は減少傾向にあり、死亡数は800人前後で推移しています。平成31年には、死亡数が出生数を上回っています。

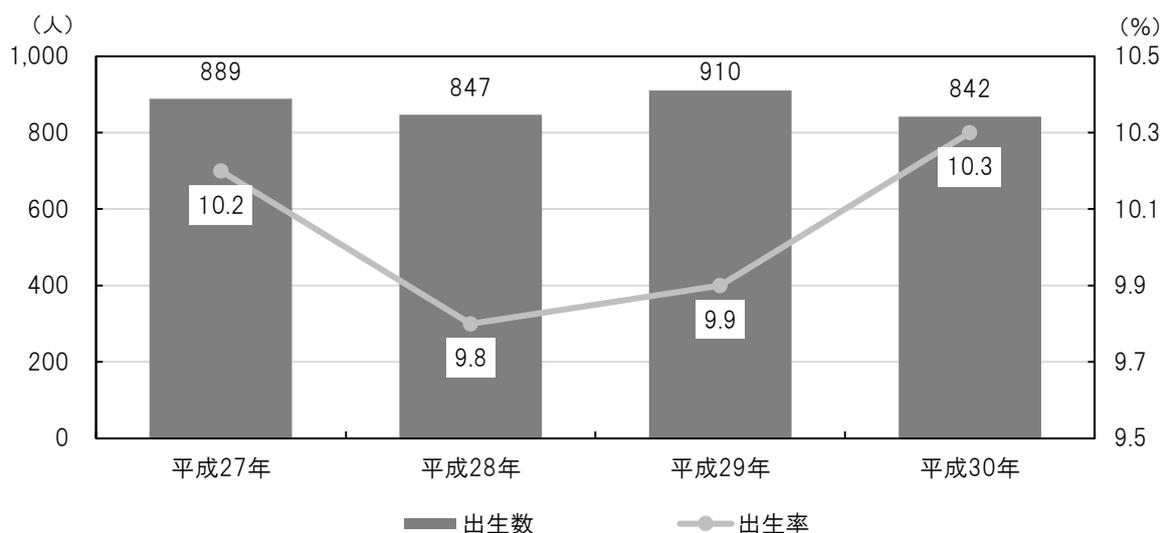
■自然動態人口（出生・死亡）の推移



資料：住民基本台帳人口、静岡県人口動態統計

出生率は10%前後で推移しており、平成30年には10.3%となっています。

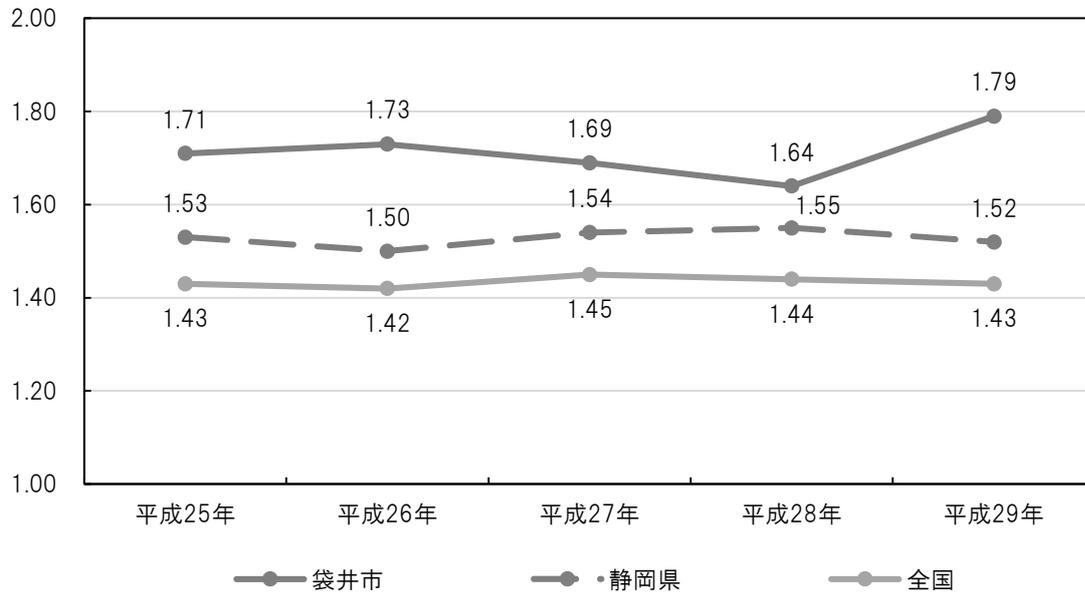
■出生率の推移



資料：住民基本台帳人口、静岡県人口動態統計

本市の合計特殊出生率は、1.7前後で推移しています。平成29年には1.79となっており、静岡県、全国と比較して高い数値となっています。

■合計特殊出生率の推移

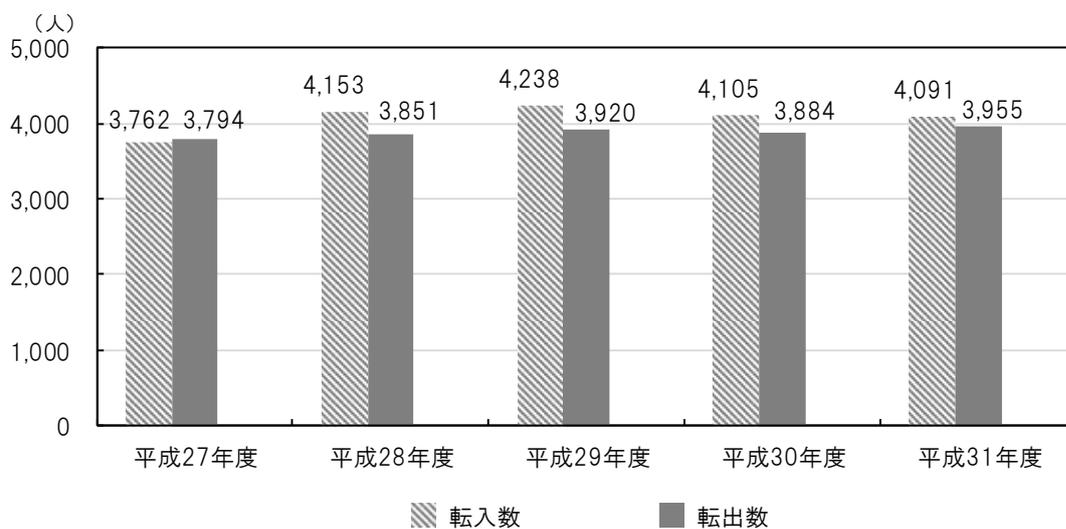


資料：人口動態統計

(6) 社会動態人口（転入・転出）の推移

転入数は平成29年をピークに減少傾向にあり、平成31年度には4,091人となっています。一方で、転出数は増加傾向にあり、平成31年度には3,955人となっています。

■社会動態人口（転入・転出）の推移



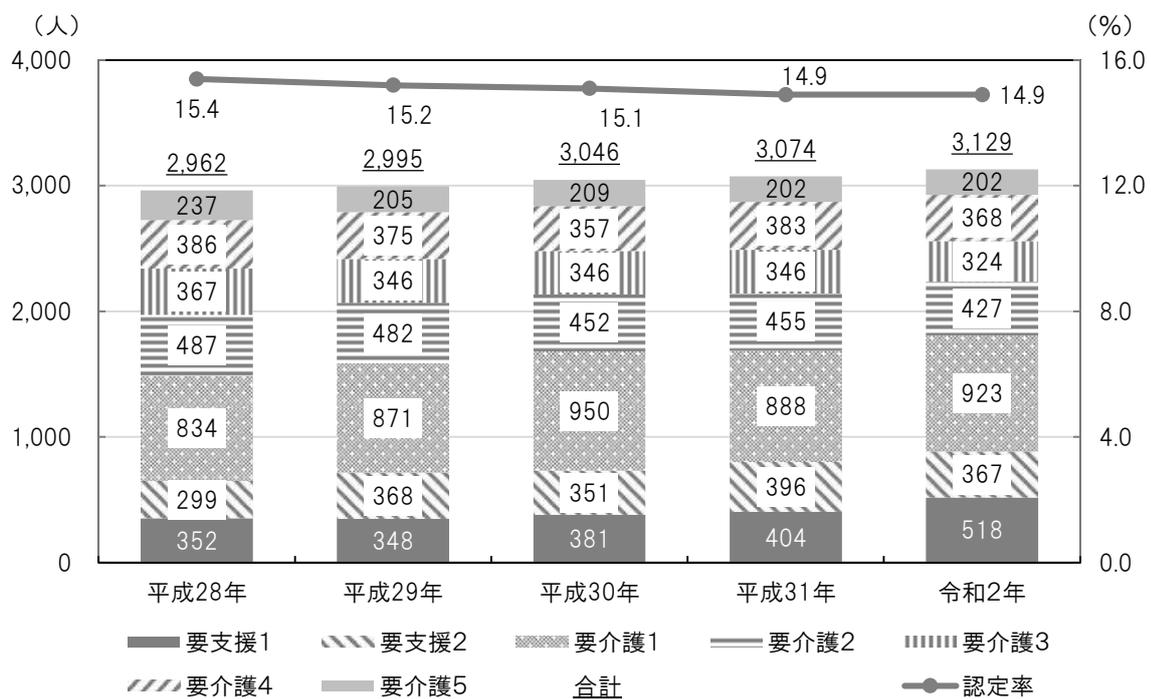
資料：住民基本台帳人口・外国人含む（各年4月1日）

2 対象者別の状況

(1) 要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、令和2年には3,129人となっています。特に、要支援1、2、要介護1で増加傾向となっています。一方で、認定率は減少傾向にあり、令和2年には14.9%となっています。

■要介護認定者数の推移

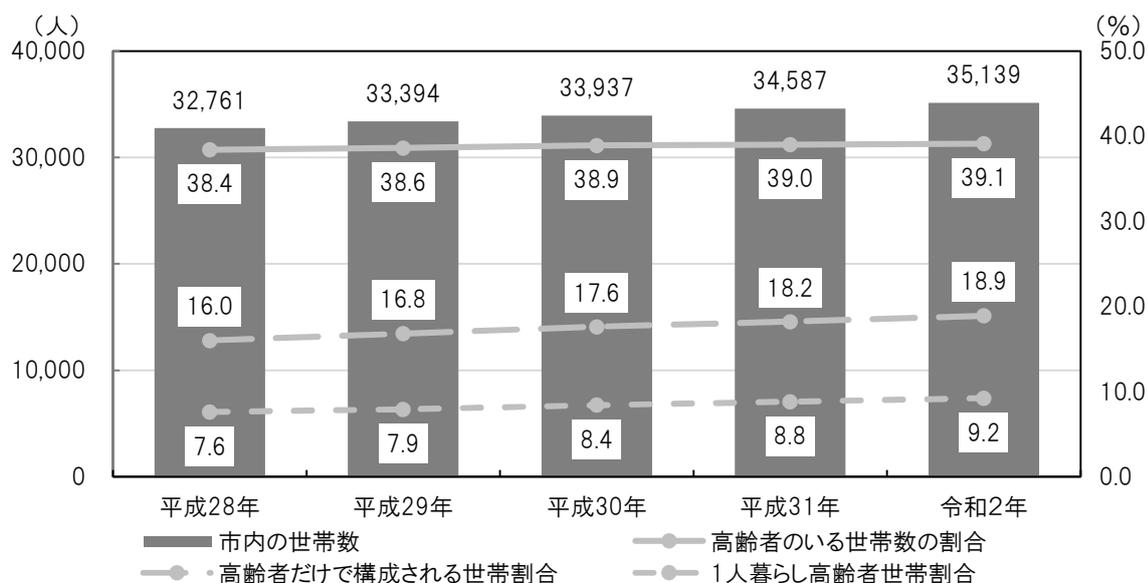


資料：介護保険事業報告年報（各年3月末）

(2) 高齢者世帯数の推移

高齢者世帯のいる世帯割合は増加傾向にあり、令和2年には市内の世帯数の39.1%となっています。また、高齢者だけで構成される世帯割合は18.9%、一人暮らし高齢者世帯割合は9.2%とともにいずれも増加傾向にあります。

■高齢者のいる世帯と高齢者だけで構成される世帯・一人暮らし高齢者世帯の割合の推移

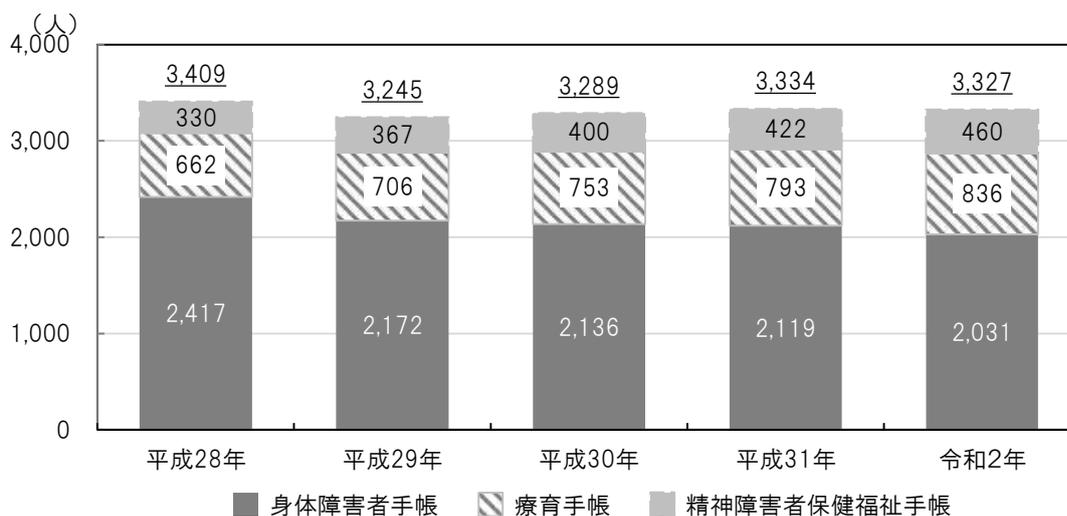


資料：高齢者基礎調査（地域包括ケア推進課介護ケア相談係）（各年4月1日）

(3) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数は3,300人前後で推移しており、令和2年には3,327人となっています。身体障害者手帳所持者数が減少傾向にある一方、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。

■障害者手帳所持者数

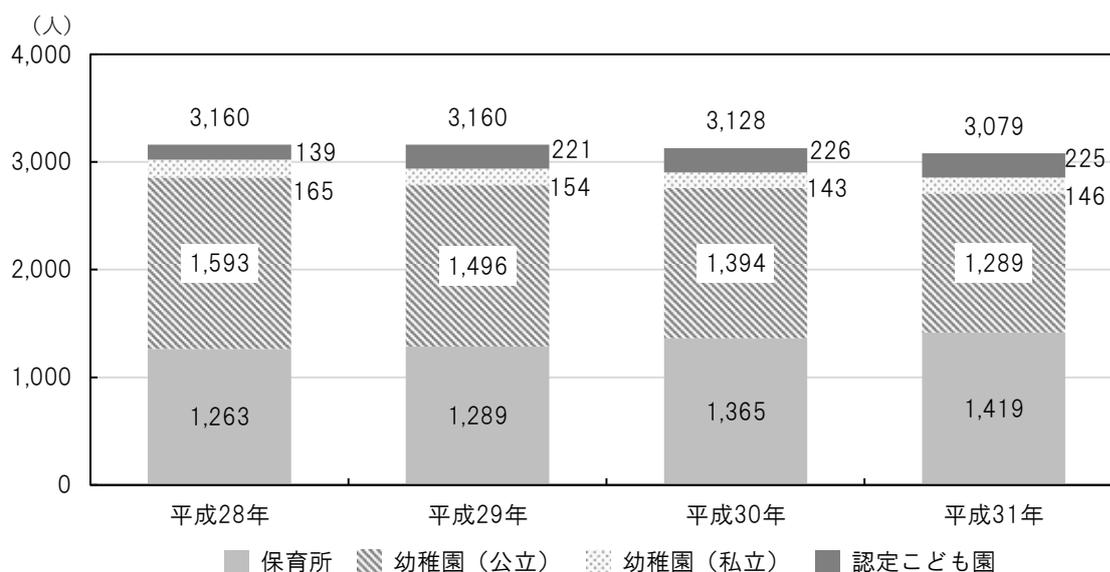


資料：しあわせ推進課障がい者福祉係（各年4月1日）

(4) 保育所・幼稚園・認定こども園の入所児童数の推移

保育所・幼稚園・認定こども園の入所児童数は、減少傾向にあり、平成31年には3,079人となっています。幼稚園（公立）・幼稚園（私立）は減少傾向となっている一方、保育所は増加傾向にあります。

■保育所・幼稚園の入所児童数の推移

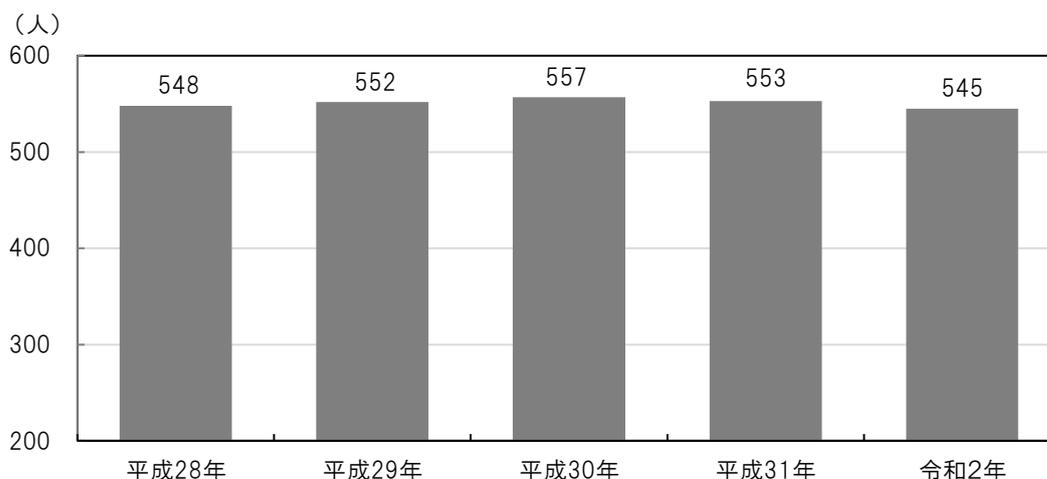


資料：しあわせ推進課家庭福祉係（各年4月1日）

(5) 児童扶養手当受給者世帯数の推移

児童扶養手当受給世帯数は横ばいで推移しており、令和2年には545世帯となっています。

■児童扶養手当受給世帯数

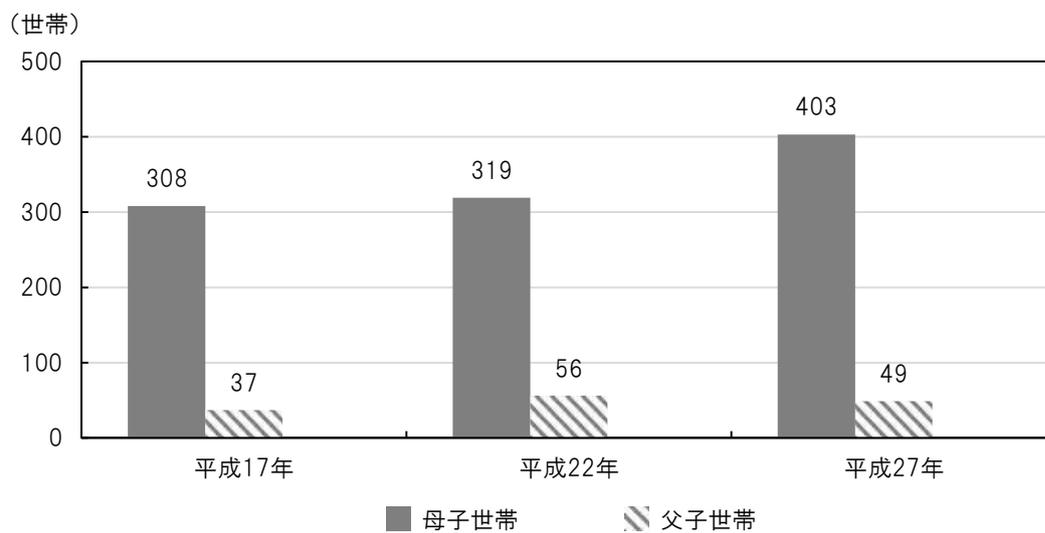


資料：福祉行政報告例（しあわせ推進課家庭福祉係）（各年4月1日）

(5) 母子世帯数・父子世帯数の推移

母子世帯数は増加傾向にあり、平成27年には403世帯となっています。また、平成27年の父子世帯数は49世帯となっています。

■母子世帯数・父子世帯数の推移

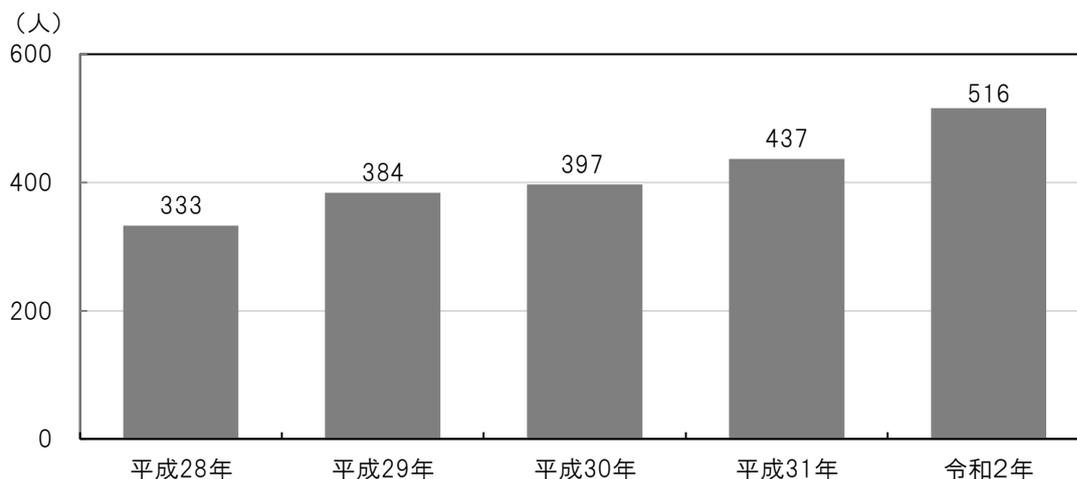


資料：国勢調査

(6) 生活保護人員の推移

生活保護人員数は増加傾向にあり、令和2年には516人となっています。

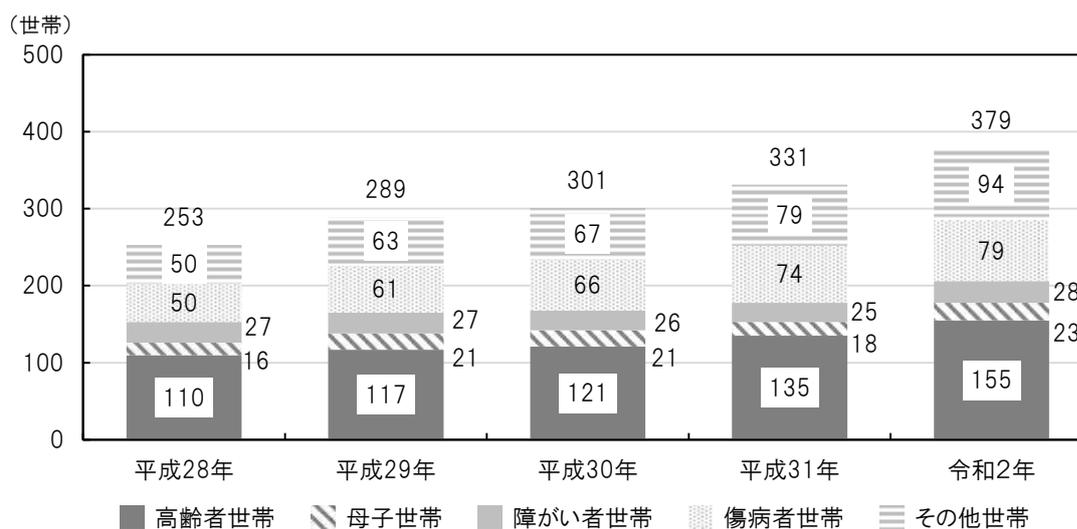
■生活保護人員の推移



資料：しあわせ推進課（各年4月1日）

生活保護世帯数は増加傾向にあり、令和2年には379世帯となっています。類型別にみると、特に高齢者世帯、傷病者世帯が増加傾向にあります。

■世帯類型別生活保護者世帯数の推移

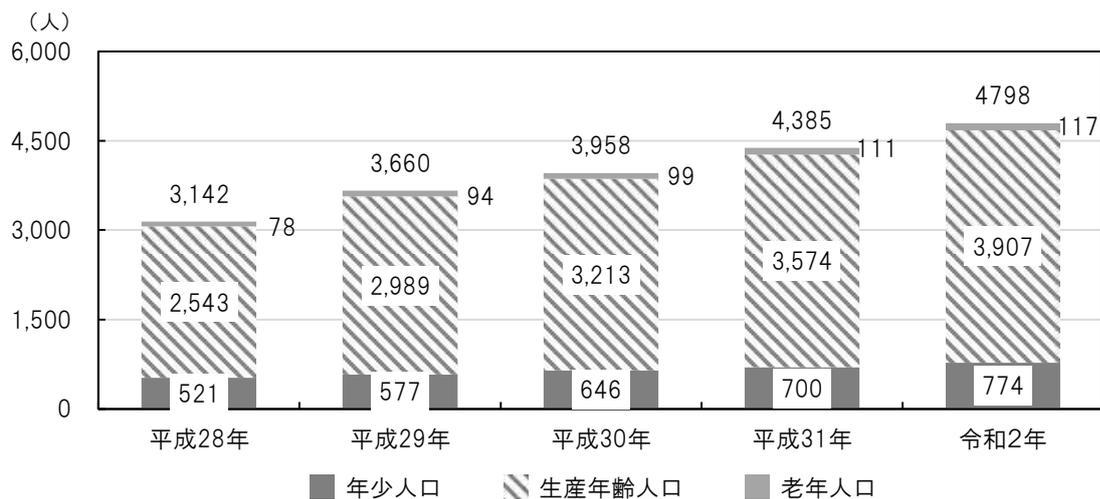


資料：しあわせ推進課（各年4月1日）

(7) 外国人数の推移

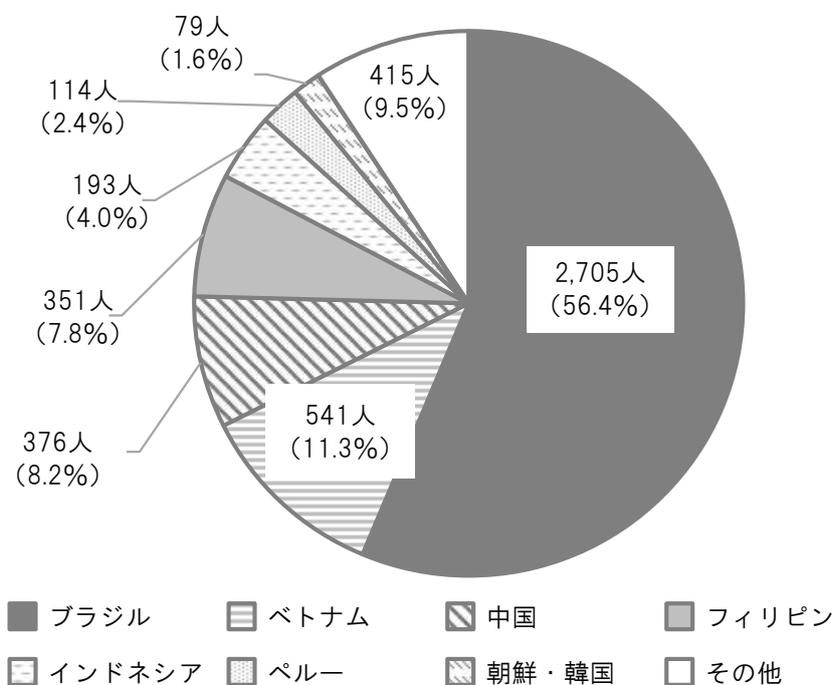
国籍別外国人数は増加傾向にあり、令和2年には4,798人となっています。国籍別にみると、ブラジル人が2,705人で、全体の56.4%を占めています。

■年齢3区分別外国人数の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

■国籍別外国人数

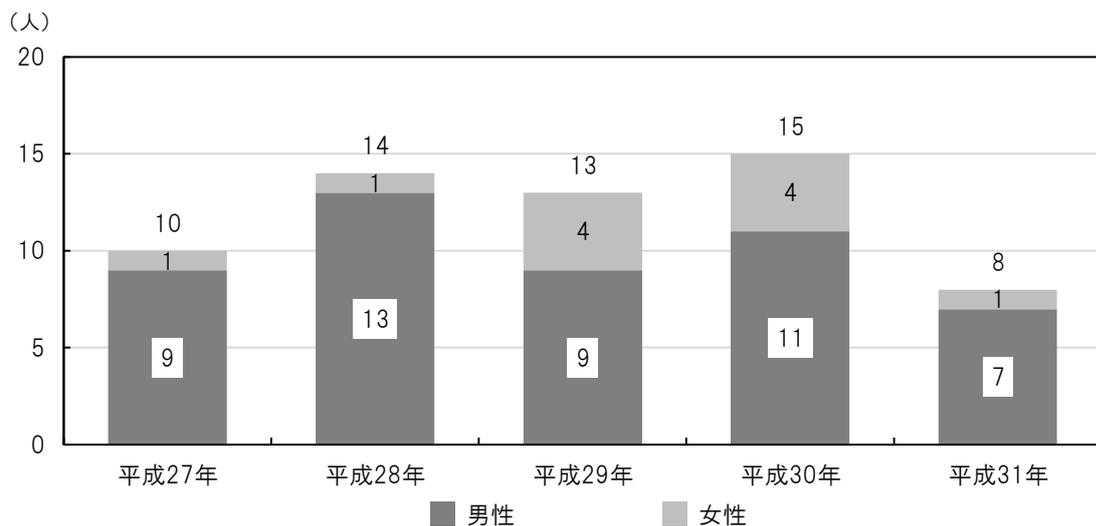


資料：住民基本台帳（令和2年4月1日）

(8) 自殺者数の推移

令和元年の自殺者は8人となっています。女性と比べ、男性が多い傾向にあります。

■自殺者数の推移

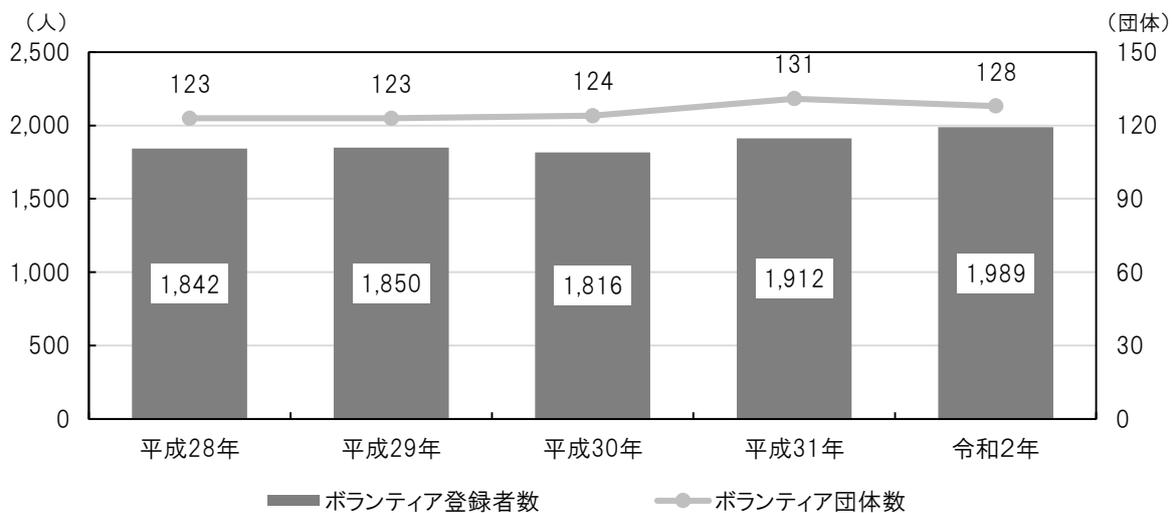


資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(9) ボランティア団体数の推移

ボランティア登録者数は1,900人前後で推移しており、令和2年には1,989人となっています。団体数は増加傾向にあり、令和2年には128団体となっています。

■社会福祉協議会に登録しているボランティア登録者数と団体数の推移



資料：袋井市社会福祉協議会（各年4月1日）

3 市民意識調査の結果からみる現状

(1) 市民意識調査の概要

本計画の策定にあたり、市内在住の15歳以上の一般市民3,000人を対象に地域福祉に関する市民意識調査を実施しました。

地域福祉に対する意識や地域活動への参加意向、支援を必要とする人に対する施策等、市民視点から本市の地域福祉の状況や施策のニーズを把握することを目的としました。

(2) 調査方法及び回収結果

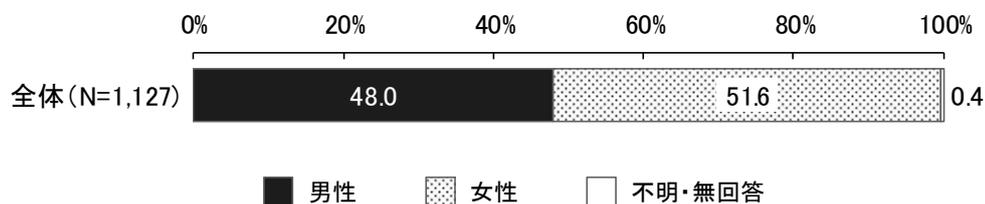
区分	市民
調査地域	袋井市内全域
調査対象	市内在住の15歳以上の一般市民
抽出方法	無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	2020（令和2）年1月7日～1月21日
配布数（A）	3,000件
回収件数（B）	1,129件
無効回答件数（C）	2件
有効回答件数（B-C）	1,127件
有効回答率（（B-C）／A）	37.6%

(3) グラフ等を見る際の留意点

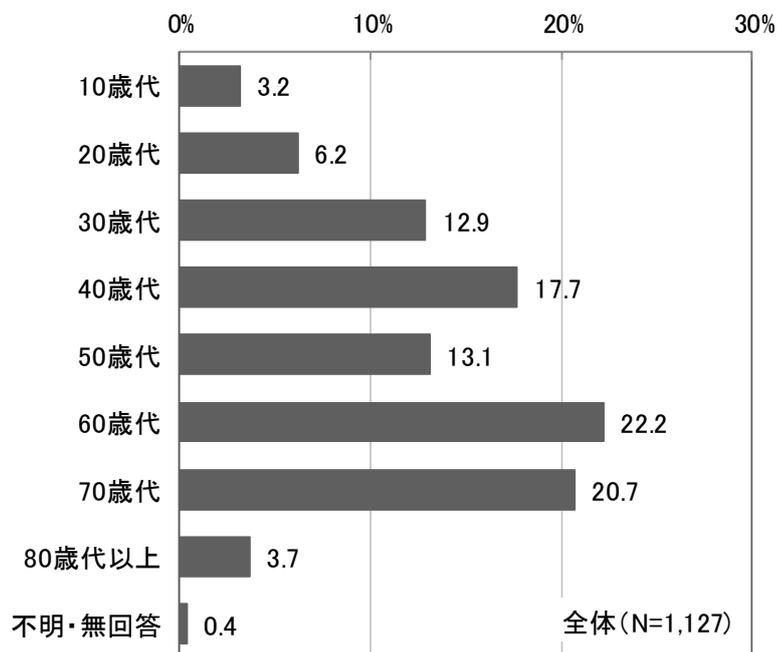
- 回答結果の割合「%」は、小数点以下第2位で四捨五入したものであるため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- クロス集計結果では、性別等の不明・無回答者が含まれていないため、クロス集計結果の回答者総数の合計と全体の回答者総数は合致しません。
- 図表中の「N（number of case）」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- 表中の網掛けは、「不明・無回答」を除き、最も割合の高い項目と二番目に割合の高い項目で表しています。

(4) 調査結果

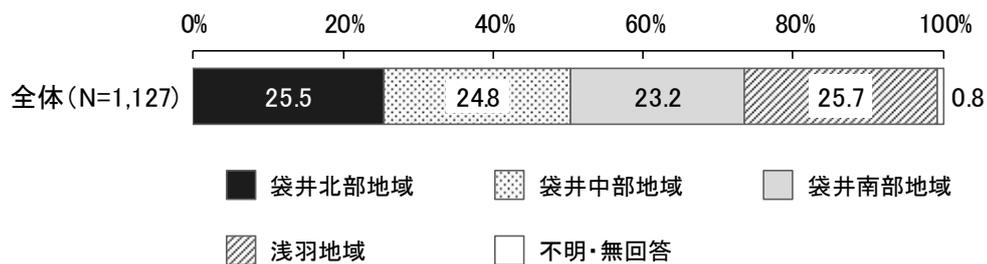
①回答者の性別



②回答者の年代



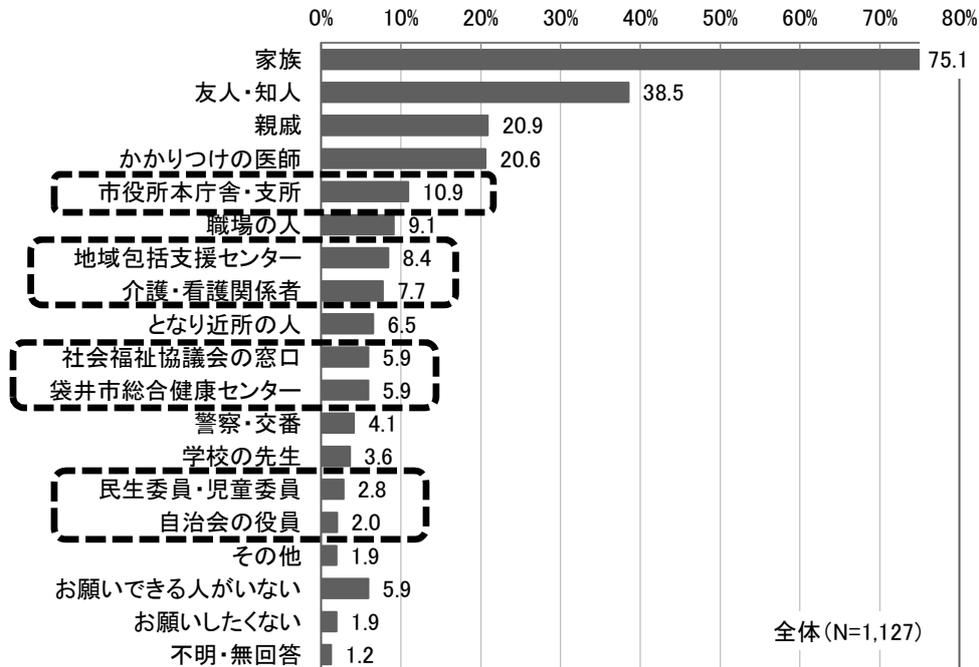
③回答者の居住地区



※袋井北部地域：今井、三川、上山梨、下山梨、宇刈、袋井東二（村松）
 袋井中部地域：袋井、川井、袋井西、方丈、袋井北、袋井北四町、袋井東一
 袋井南部地域：駅前、高尾、高南、豊沢、愛野、田原
 浅羽地域：笠原、浅羽北、浅羽西、浅羽東、浅羽南

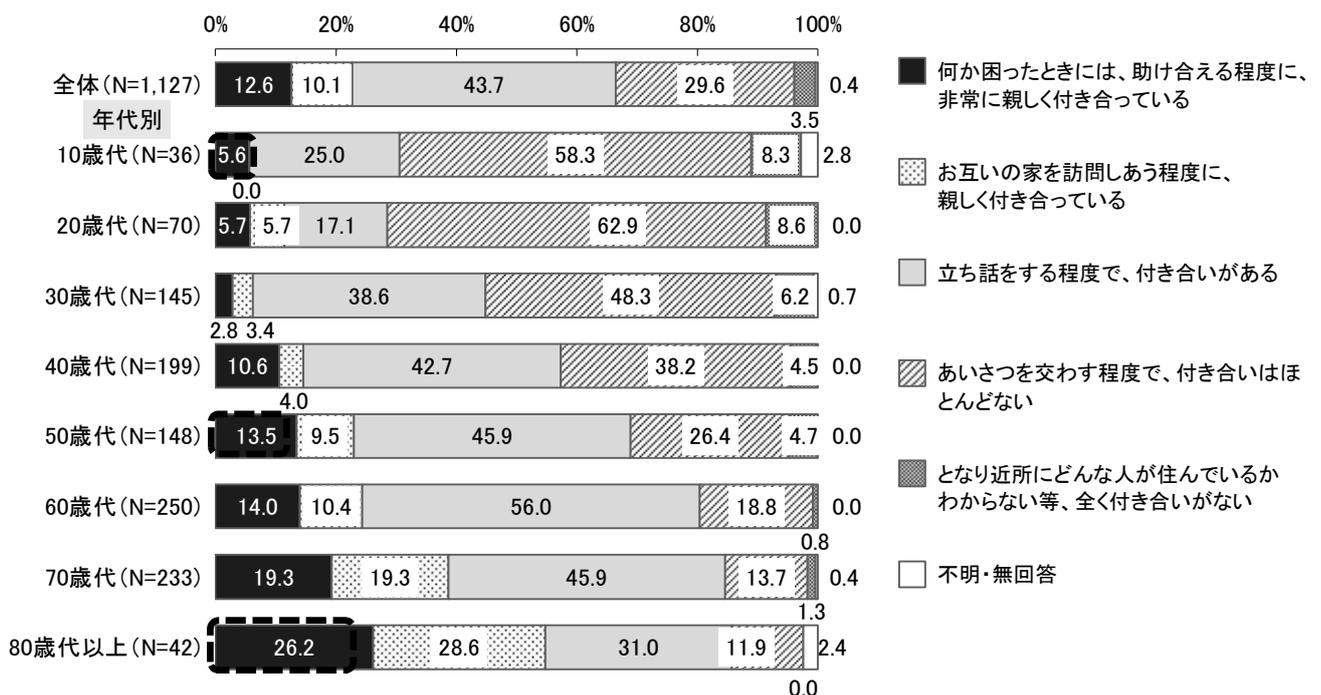
④悩みや不安の相談、支援先（複数回答）

悩みや不安の相談、支援先について、「市役所本庁舎・支所」「社会福祉協議会の窓口」「民生委員・児童委員」等の専門機関や専門職、地域の担い手がいずれも10.0%前後となっています。また、「お願いできる人がいない」が5.9%、「お願いしたくない」が1.9%となっています。



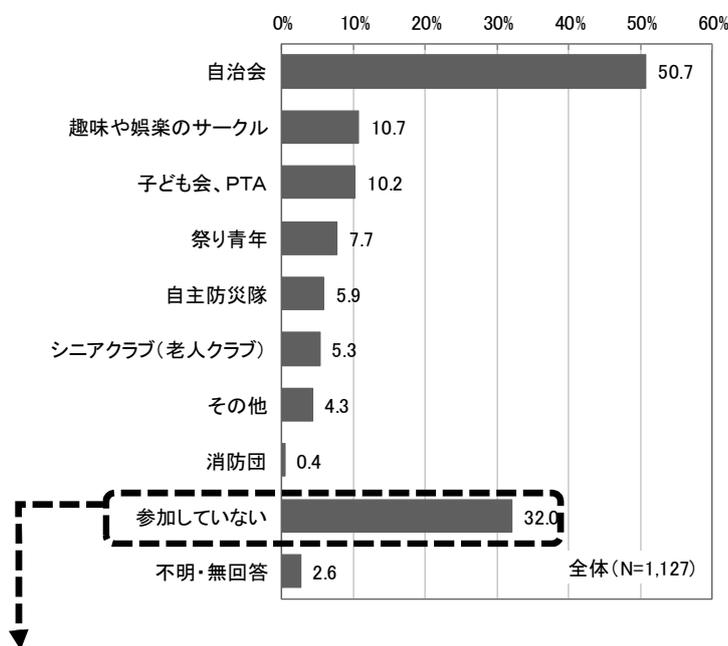
⑤近所付き合いの程度（単数回答）

近所付き合いの程度について、全体では「立ち話をする程度で、付き合いがある」が43.7%と最も高くなっています。年代別では、概ね年代が上がるにつれて「何か困ったときには、助け合える程度に、非常に親しく付き合っている」が高くなっています。



⑥地域活動への参加状況（複数回答）

地域活動への参加状況について、「自治会」が50.7%と最も高くなっています。一方で、「参加していない」が32.0%となっています。



⑦地域活動に参加していない主な理由（複数回答）

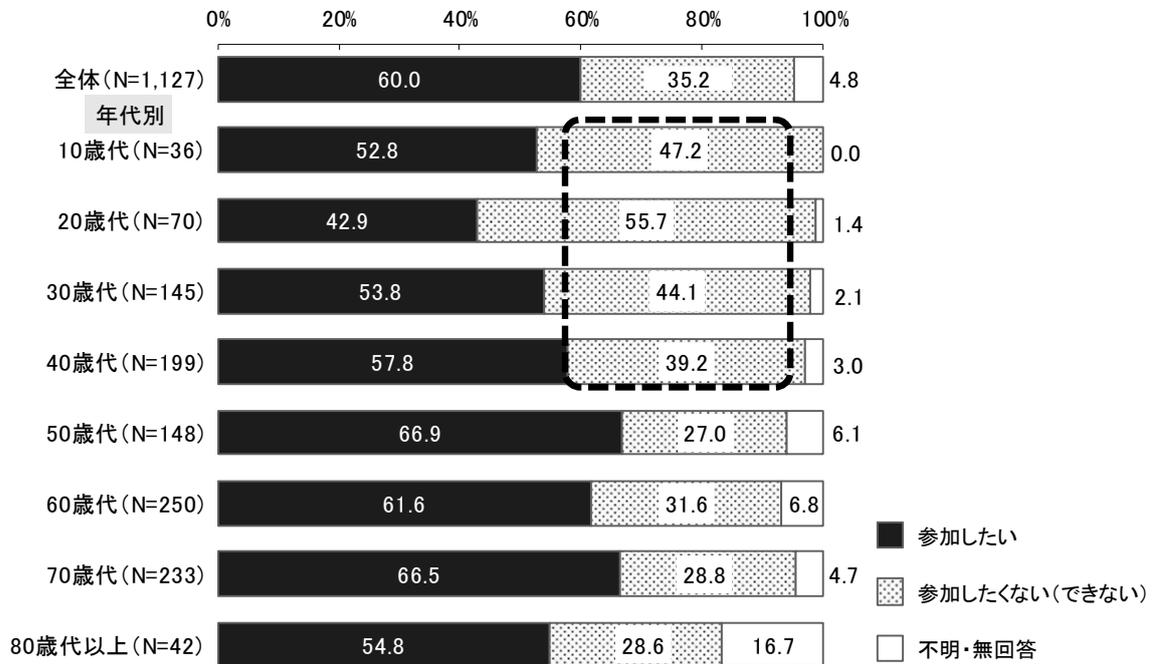
地域活動に参加していない主な理由について、20歳代以下、70歳代以上では「自分の趣味や余暇活動を優先したいから」が、30歳代、40歳代、60歳代で「仕事や家事・介護・育児等、他にやる事があって忙しいから」がそれぞれ最も高くなっています。

		仕事や家事・ 介護・育児等、 他にやる事が あって忙しい から	自分の趣味や 余暇活動を 優先したいから	行事や活動の 内容に興味や 関心がなく、 参加したいと 思わないから	役員等になっ ていないから	付き合いが わずらわしい から
全体 (N=361)		32.4	25.8	22.7	17.5	15.5
【年代別】	10歳代 (N=24)	12.5	20.8	16.7	16.7	8.3
	20歳代 (N=52)	30.8	36.5	30.8	9.6	15.4
	30歳代 (N=56)	44.6	28.6	25.0	17.9	19.6
	40歳代 (N=63)	47.6	20.6	25.4	19.0	19.0
	50歳代 (N=38)	26.3	15.8	23.7	34.2	7.9
	60歳代 (N=66)	39.4	25.8	19.7	25.8	15.2
	70歳代 (N=53)	11.3	28.3	17.0	3.8	17.0
	80歳代以上 (N=8)	0.0	25.0	12.5	0.0	12.5

※回答全体の上位5位までを抜粋

⑧地域活動への今後の参加意向（単数回答）

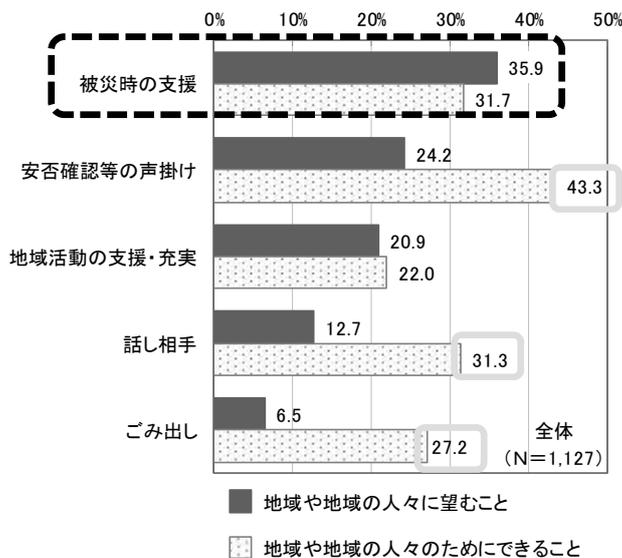
地域活動への今後の参加意向について、全体では「参加したい」が60.0%、「参加したくない（できない）」が35.2%となっています。年代別では、10歳代から40歳代で「参加したくない（できない）」が他の年代と比べて高くなっています。



⑨地域や地域の人々に望むこととできること（複数回答）

地域や地域の人々に望むことについて、「被災時の支援」が35.9%、地域や地域の人々のためにできることについて、「安否確認等の声掛け」が43.3%とそれぞれ最も高くなっています。

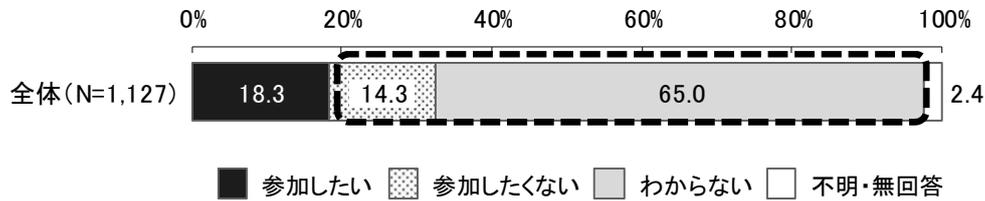
また、「安否確認等の声掛け」「話し相手」「ごみ出し」は地域や地域の人々のためにできることが望むことを大きく上回っています。



※それぞれ回答の上位5位までを抜粋

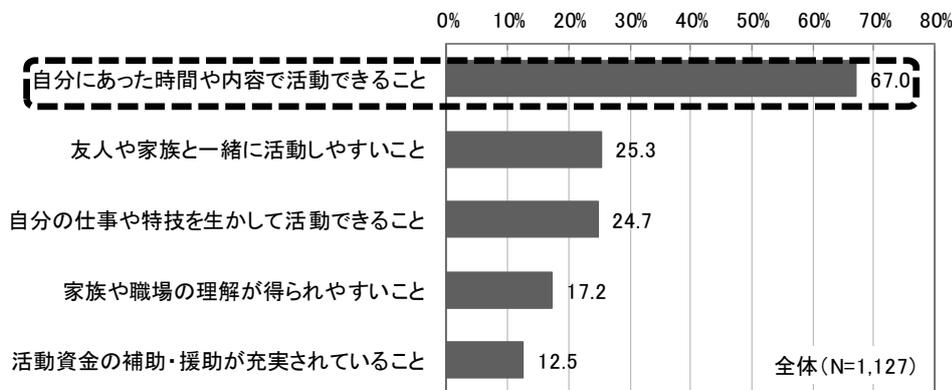
⑩社会福祉にかかわるボランティア活動への参加意向（単数回答）

社会福祉にかかわるボランティア活動への参加意向について、「参加したい」が18.3%、「参加したくない」が14.3%、「わからない」が65.0%となっています。



⑪社会福祉にかかわるボランティア活動に参加できる条件（複数回答）

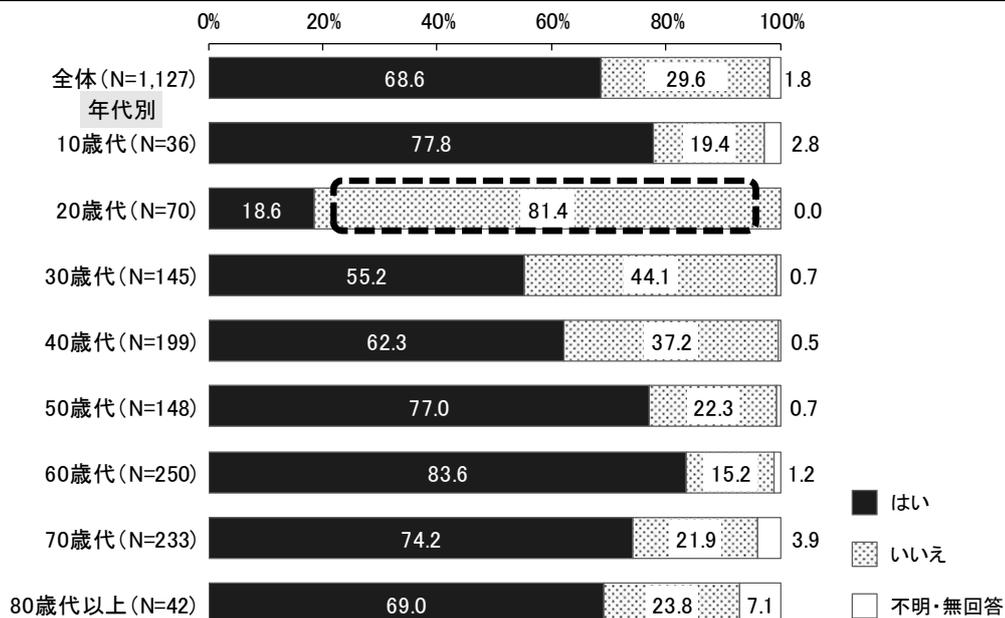
社会福祉にかかわるボランティア活動に参加できる条件について、「自分にあった時間や内容で活動できること」が67.0%と最も高くなっています。



※回答の上位5位までを抜粋

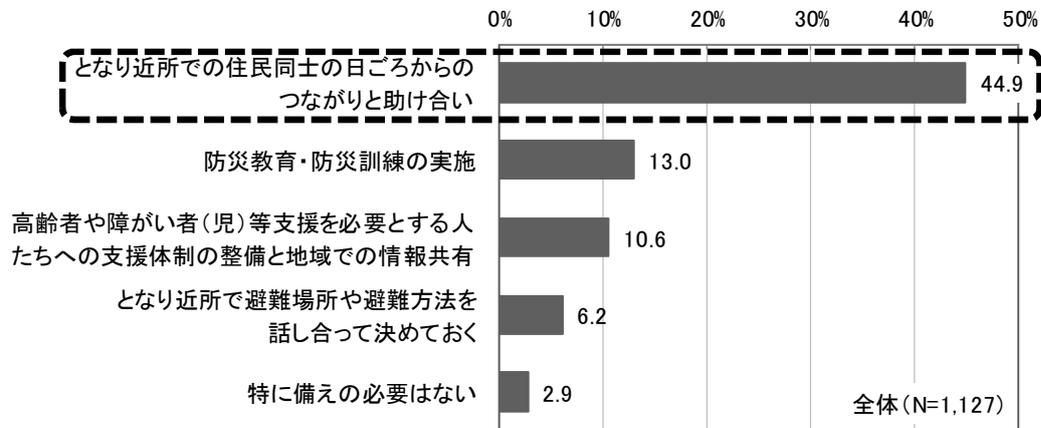
⑫地域の防災訓練への参加の有無（単数回答）

地域の防災訓練への参加の有無について、全体では「はい」が68.6%、「いいえ」が29.6%となっています。年代別では20歳代で「いいえ」が他の年代と比べて高くなっています。



⑬災害に対して地域で最も必要だと思う備え（単数回答）

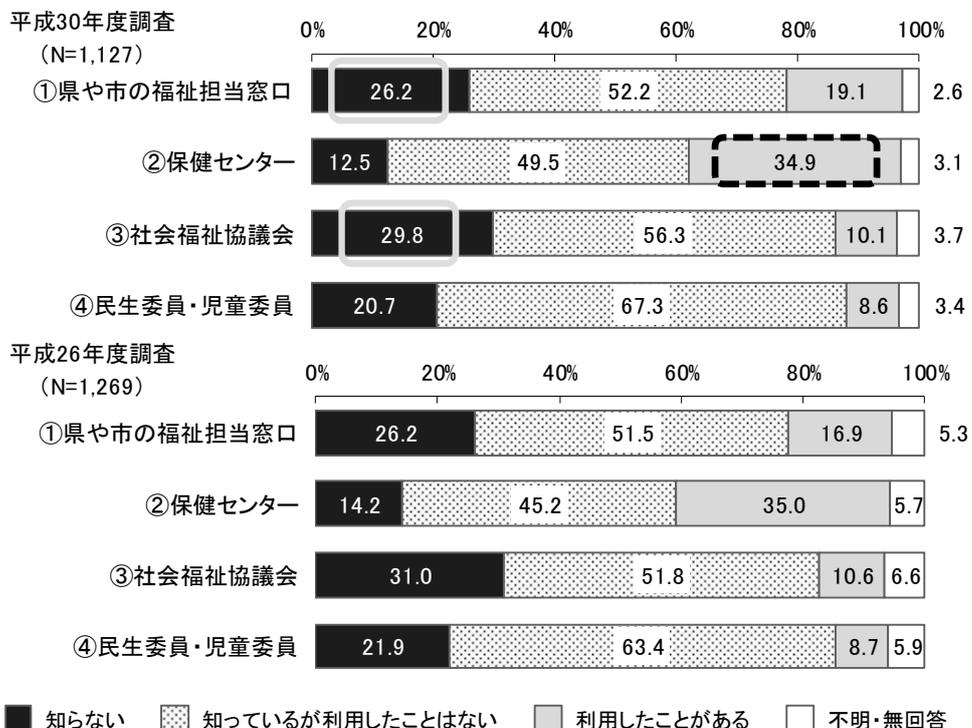
災害に対して地域で最も必要だと思う備えについて、「となり近所での住民同士の日ごろからのつながりと助け合い」が44.9%と最も高くなっています。



※それぞれ回答の上位5位までを抜粋

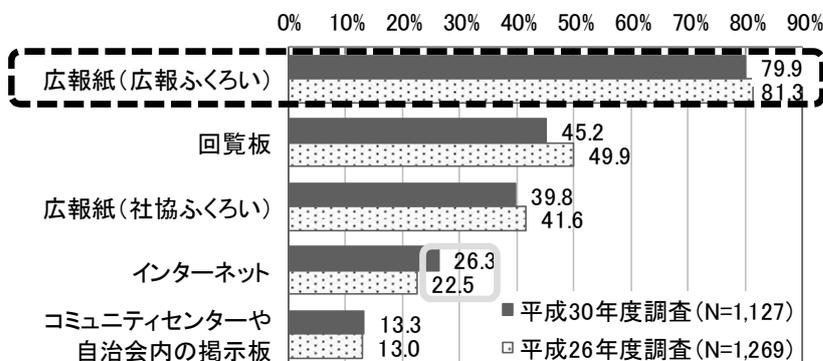
⑭福祉サービスの利用状況、認知度（単数回答）

福祉サービスの利用状況、認知度について、①県や市の福祉担当窓口、③社会福祉協議会で「知らない」がいずれも20%代後半となっています。一方、②保健センターで「利用したことがある」が34.9%となっています。また、平成26年度に実施した調査と比較すると、いずれの福祉サービスも大きな差はみられません。



⑮社会福祉に関する情報の入手手段（複数回答）

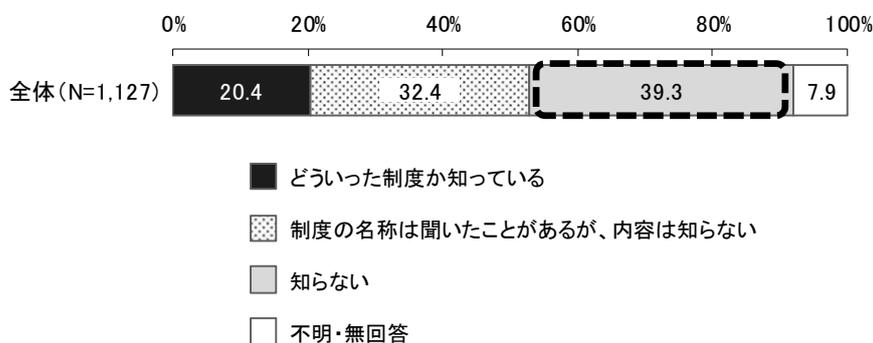
社会福祉に関する情報の入手手段について、「広報紙（広報ふくろい）」が79.9%と最も高くなっています。また、平成26年度に実施した調査と比較すると、「インターネット」が3.8ポイント高くなっています。



※回答の上位5位までを抜粋

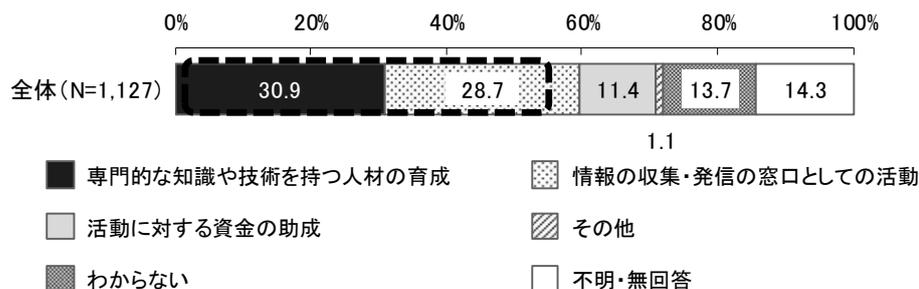
⑯成年後見制度の認知度（単数回答）

成年後見制度の認知度について、「こういった制度知っている」が20.4%、「制度の名称は聞いたことがあるが、内容は知らない」が32.4%、「知らない」が39.3%となっています。



⑰地域福祉活動に対する行政の支援に望むこと（単数回答）

地域福祉活動に対する行政の支援に望むことについて、「専門的な知識や技術を持つ人材の育成」が30.9%と最も高く、次いで「情報の収集・発信の窓口としての活動」が28.7%となっています。



4 地域福祉懇談会からの意見

(1) 地域福祉懇談会の概要

本計画の策定にあたり、地域住民を対象に、市内14コミュニティセンター単位で地域福祉懇談会を開催しました。

各地区での取り組み状況や課題を把握し、その後の施策検討における資料として活用することを目的としました。

■地域福祉懇談会の概要

開催日	地区	会場	参加者数
令和元年6月22日(土)	三川	三川コミュニティセンター(さんさん会館)	62人
令和元年11月16日(土)	山名	山名コミュニティセンター	68人
令和元年11月16日(土)	袋井北	袋井北コミュニティセンター	57人
令和元年11月22日(金)	袋井東	袋井東コミュニティセンター(かつもく館)	44人
令和元年11月29日(金)	袋井西	(アンケート調査による実施)	48人
令和元年12月7日(土)	今井	今井コミュニティセンター	17人
令和元年12月13日(金)	豊沢	豊沢コミュニティセンター	35人
令和2年1月22日(水)	袋井南	袋井南コミュニティセンター(南風館)	12人
令和2年1月24日(金)	高南	高南コミュニティセンター(きぼう館)	24人
令和2年2月7日(金)	浅羽西	浅羽西コミュニティセンター	18人
令和2年2月13日(木)	笠原	笠原コミュニティセンター	31人
令和2年2月16日(日)	浅羽東	浅羽東コミュニティセンター	24人
令和2年3月6日(金)	浅羽南	(アンケート調査による実施)	26人
令和2年3月6日(金)	浅羽北	(アンケート調査による実施)	29人
合計			495人

(2) 主な意見

① 地域でのつながり

外国人が多くなり、意思疎通が難しい。

精神障がいのある人にどのように対応すればよいかわからない。

自分からSOSを発信できない方をどのように発見するか検討が必要。

ひとり暮らしの高齢者への見守り体制をどのようにすべきか。

子どもに声をかけづらく、町内の子どもを把握できていない。

元々住んでいた住民と新しく転入してきた住民の交流が課題。

見守り、相談等おせっかいになり過ぎないかと考えてしまう。

高齢者と子どもが交流する場が欲しい。

② 地域福祉の担い手

自治会の役員のなりがいない。

高齢化が進み、地域のリーダーとなる人材が少なくなった。

定年延長等により、ボランティア活動の後継者がいない。

元気な高齢者が活躍できる環境をつくるのはどうか。

③ 地域の居場所

高齢者に限らず、話をする居場所が欲しい。

サロンに若い人が参加しない。

気軽に通える常設型居場所をどのように増やしていけばよいか。

地域住民と協力して居場所をどのようにつくればよいかわからない。

④ 防災

自治会で防災活動ができる組織づくりが課題。

津波に備え、防災訓練の見直しが必要。

避難時の要支援者の手助けが足りない。

災害時に自治会として何をすればよいかわからない。

⑤ その他

交通手段が無く、高齢者一人で買い物することが難しい。

市民憲章の内容を理解し、みんなが実践して前に進んでいくと良い。

福祉に関する情報を行政と住民で共有したい。

空き家が増加しており、対策が必要ではないか。

5 地域福祉関連団体懇談会からの意見

(1) 地域福祉関連団体懇談会の概要

本計画策定にあたり、日頃より地域で福祉活動に取り組んでいる各団体・事業所の代表者を対象に、地域福祉関連団体懇談会を開催しました。

地域活動の状況や活動を通じて感じる地域の課題、今後の活動の方向性や連携意向等を伺うことで、活動実践者の視点から本市の地域課題を把握し、その後の施策検討における資料として活用することを目的としました。

■地域福祉関連団体懇談会の概要

参加者	袋井市内で活動を実施している15団体・事業所
日時	令和元年12月13日 13:30~15:00
会場	袋井市総合センター4階会議室

(2) 主な意見

分野	区分	内容
人材	団体の 構成員の 高齢化、 なり手不足	団体に新たな構成員が入らず、役員のみがいない。
		福祉会の役員になる人がいない。高齢化で辞めていく人が多い。
		働き盛りの若者ではなく、高齢者が役員を務めている。
		地域住民が民生委員・児童委員の役割を理解しておらず、なり手がいない。
		ボランティア活動に参加する人が高齢になり、支援を受ける側になっている。
		今後、民生委員・児童委員を定着させるにはどのようにすればよいか考えていかなければいけない。
		年金だけでは生活ができないため、働いている高齢者が多くいる。
	企業・ 事業所の 人手不足	高齢者の数が多いことが問題ではなく、若い世代の占める割合が低いことが問題であり、働く人材が集まらない。
		介護離職による人手不足をなくすことが求められる。
		介護職も保育士も人手不足であり、人手不足にならない見通しを立ててもらいたい。
		高齢者を採用しなくてはならないほど人手不足であり、保育園の職員の手が回らない分を簡単なお手伝いで補っていただければありがたい。

分野	区分	内容
サービス、 支援、 体制整備	障がい 福祉	障がいを持つ子どもがいる保護者が高齢となり、将来子どもを支えられなくなったとき、どのように対応すれば良いかわからない。
		障がい福祉は、高齢者福祉とは異なり、必ずしも障がい者になるとは限らないため、障がい福祉の問題を自分ごととして考える人は少数派である。
		ショートステイを提供する施設や重度心身障がい者を支援する施設が足りていない。
		今後、地域で福祉施設が増えていくため、地域住民に対し、障がいに対する理解を促進する必要がある。
		行政が障がい福祉に対する理解を深めることが必要である。
	高齢者 福祉	地域で要支援・要介護者を支えることも必要だが、行政や事業者との役割分担ができるとよい。
		介護者を支援するための取り組みについて検討する必要がある。
	サービス 全般	児童福祉、障がい者福祉、高齢者福祉それぞれに関する複合的な課題について、各団体や行政の職員間で共有、連携し、包括的な支援の提供を目指していかなければならない。
		どこに相談すればよいか明確でないため、トラブルや相談を複合的に受けられる体制を整備してほしい。
		ちょっとした相談をサービスや支援にきちんとつなげられる窓口を設置してほしい。
国や行政が進めている福祉施策の方向性と福祉サービスを利用する人の要望に差異があると感じる。		
保育所、障がい者福祉施設、介護保険サービス提供事業所を運営しているが、それぞれ児童福祉法、障がい者総合支援法、社会福祉法に則る必要があり、思うように地域で活動ができない。		
引きこもりの 人	引きこもりの人に対する支援を検討し、重点的に取り組んでほしい。	
	引きこもりの人や外出したくてもできない人に対する支援、見守りネットワークを充実させてほしい。	
	引きこもりの人が保育所や障がい福祉施設、高齢者福祉施設に出向き、簡単なお手伝いができれば少しでも社会と接点を持てるのではないかと。	
	個人情報の保護が求められる中、引きこもりの人の数を行政が把握するのは難しいと思う。	
生活困窮	近年、貧困の差が開いてきたと感じる。	
災害	災害時の避難場所が公民館であるが、災害時のトイレの整備について検討いただきたい。	

分野	区分	内容
周知・啓発	民生委員・ 児童委員	民生委員・児童委員の役割を周知・啓発していく必要がある。
	地域福祉 推進計画	市民がどの程度地域福祉推進計画の内容を理解しているのか疑問である。市民に対し、地域福祉推進計画の周知や理解の促進が必要ではないか。 地域福祉推進計画での「地域」は、どの範囲を指しているか分からない。

第 3 章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、「第2次袋井市総合計画」において、「活力と創造で 未来を先取る 日本一健康文化都市」というまちの将来像を掲げ、まちづくりを推進してきました。常に時代の一步先を行く「日本一健康文化都市」の実現のためには、心身ともに健康で豊かに暮らすための「心と体の健康」、良好な住環境の形成や産業を活性化するための「都市と自然の健康」、市民や地域の力を未来の発展につなげる「地域と社会の健康」の3つの健康の柱の充実が求められています。

地域福祉分野では、第3次計画において、「ふれあい・支え合い みんなで創ろう 福祉の輪～支え合い 助け合おう 8万7千 一つの家族～」を基本理念に掲げ、地域福祉を推進してきました。

近年、全国的に、地域住民同士の関係性の希薄化や、これまで地域社会が果たしてきた助け合いや支え合い等の機能の低下が危惧されています。また、これまでの既存の支援体制だけでは対応しきれない、制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の多様化・複雑化がみられ、新たなニーズへの対応や課題解決へ向けた取り組みが求められています。

国では、令和2年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、地域福祉の推進にあたり、地域住民が相互に尊重し合いながら参加し、地域共生社会の実現を目指す必要があることが明記されました。かつて存在していた地域でのつながりによる助け合いや支え合い等の機能を強化し、多様化・複雑化した地域の課題解決につなげることで、地域共生社会の実現を目指す必要があります。

本計画では、第3次計画までに創られてきた市内各地域やとなり近所におけるつながりをより一層強化するとともに、互いに助け合い、支え合うことで、誰もが自分らしく地域で生活を送ることができる「地域共生社会」を目指すことを目的として、以下の基本理念を掲げます。

■基本理念（案）

ふれあい・支え合い みんなで創ろう 共生の輪

～支え合い 助け合おう 8万8千 一つの家族～

2 基本目標

(1) 地域の支え合いのための仕組みづくり

地域で助け合い・支え合いを行うためには、地域やとなり近所との日頃からのあいさつや声かけ等を通じた顔の見える関係づくりが必要です。本市では、これまで地域における健康づくり活動やコミュニティセンターを拠点とした地域活動を進めてきましたが、隣人関係の希薄化や仕事・家事・育児等による多忙、地域で悩みや不安を抱え相談することができないケース等の新たに対応する必要がある課題が表面化しています。

本計画では、地域住民に対し、顔の見える関係づくりを促し、地域での助け合い・支え合いにつなげます。また、年齢や障がいの有無等に関わらず誰もが気軽に参加でき、多様な形で地域に貢献することができる活動や、悩みや不安を共有することができる居場所づくりを推進します。

(2) 地域福祉の担い手づくり

価値観やライフスタイル等の多様化により、地域に関心をもち、地域活動に取り組む人が減少しているとみられます。各種調査結果によると、地域福祉の担い手不足を課題として挙げる意見が多くなっています。今後、本市の総人口は減少傾向となると見込まれていることから、地域の担い手となる人材の確保や地域活動への参加促進がますます重要となっています。

本計画では、地域住民に対し、地域や地域活動に対する関心を高め、地域活動への参加を促します。さらに、行政や関係機関と地域住民をつなぐ人材の育成や、地域住民の手による地域福祉事業への支援を行います。

(3) 包括的に支援するための基盤整備

本市では、これまで子どもや高齢者、障がい者に対し、福祉サービスの提供、充実を図ってきました。しかし、サービス利用者のニーズの変化や多様化、福祉事業に関わる人材の不足等、新たな課題も表出してきています。

また、全国的に地域課題の多様化・複雑化が進んでおり、各種調査結果によると、本市においても生活困窮者や引きこもりの人に対する支援等、子どもや高齢者、障がい者に対する福祉サービスの提供だけでは対応することが難しいケースがみられます。

本計画では、市民一人ひとりに応じた福祉サービスの提供を行うことができるよう、ニーズの把握や提供体制の整備を進めます。

また、既存の福祉サービスでは対応することができない地域課題に対し、あらゆる地域課題を受け止める総合的な相談支援体制の充実を図るとともに、福祉に携わる関係団体や関係機関、事業所等が連携を強化し、適切な支援を行います。

3 計画の体系

■計画の体系（案）

基本理念	基本目標	基本方針
<p>ふれあい・支え合い <small>〜支え合い 助け合おう 8万8千 一つの家族〜</small> みんなで創ろう 共生の輪</p>	<p>1 地域の支え合いのための 仕組みづくり</p>	1 地域のふれあい・支え合い活動を推進します
		2 健康・生きがいを推進します
		3 ボランティア活動を推進します
	<p>2 地域福祉の 担い手づくり</p>	1 地域福祉に対する意識と理解を高めます
		2 地域福祉の担い手や団体を育てます
		3 住民や事業所による新たな地域福祉事業を推進します
	<p>3 包括的に支援するための 基盤整備</p>	1 サービスの充実を図ります
		2 生活に困難を抱える人に対する支援を行います
		3 包括的に支援するための仕組みや体制を強化します

※各施策の詳細につきましては、P50～P91をご覧ください。

基本施策

- 1 あいさつ・声かけ運動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ P50
- 2 見守りネットワークづくりの推進・・・・・・・・・・・・ P51
- 3 地域住民による居場所等の推進・・・・・・・・・・・・ P52
- 4 地域における支え合いの仕組みづくり・・・・・・・・ P54
- 5 地域のつながりを育む拠点づくり・・・・・・・・・・・・ P55
- 6 郷土愛を育む取り組み・世代間交流の促進・・・・・・・・ P57
- 7 共生社会の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P58

- 1 地域における健康づくり活動の推進・・・・・・・・・・・・ P59
- 2 地域における高齢者・障がい者の生きがいづくりの推進・・・・・・・・ P61

- 1 ボランティアの育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P63
- 2 ボランティア活動の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P64

- 1 地域福祉の意識を高める啓発運動の充実・・・・・・・・ P66
- 2 子どもの福祉教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P67
- 3 福祉に関する生涯学習の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ P69

- 1 地域福祉活動の担い手・団体の育成・・・・・・・・・・・・ P70
- 2 地域福祉推進組織の活性化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P71

- 1 民間事業者、市民活動団体などの地域福祉への参加促進・・・・・・・・ P72

- 1 きめ細やかなニーズの把握と関係機関・団体との連携強化・・・・・・・・ P73
- 2 ニーズに的確に応える福祉サービスの提供・・・・・・・・ P75
- 3 包括的な相談支援体制の構築・・・・・・・・・・・・・・・・ P77
- 4 情報提供の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P78

- 1 権利擁護の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P79
- 2 生活に困難を抱える人に対する支援の充実・・・・・・・・ P84

- 1 子どもの安全・安心を守る活動の推進・・・・・・・・・・・・ P86
- 2 高齢者の安全・安心を守る活動の推進・・・・・・・・・・・・ P87
- 3 災害時における要配慮者対策の充実・・・・・・・・・・・・ P88
- 4 施設の整備支援とユニバーサルデザインの推進・・・・・・・・ P90

4 本計画における重点テーマ

(1) 地域包括ケアシステムの全世代型への構築

近年、介護・障がい・子育て・健康などに関する課題を複合的に抱える人や、制度の狭間に落ち込み、社会的孤立に陥っている人が増えています。国で示されている「包括的支援体制」の整備に向け、こうした様々な市民を地域の中で包括的に支援する仕組みが求められています。

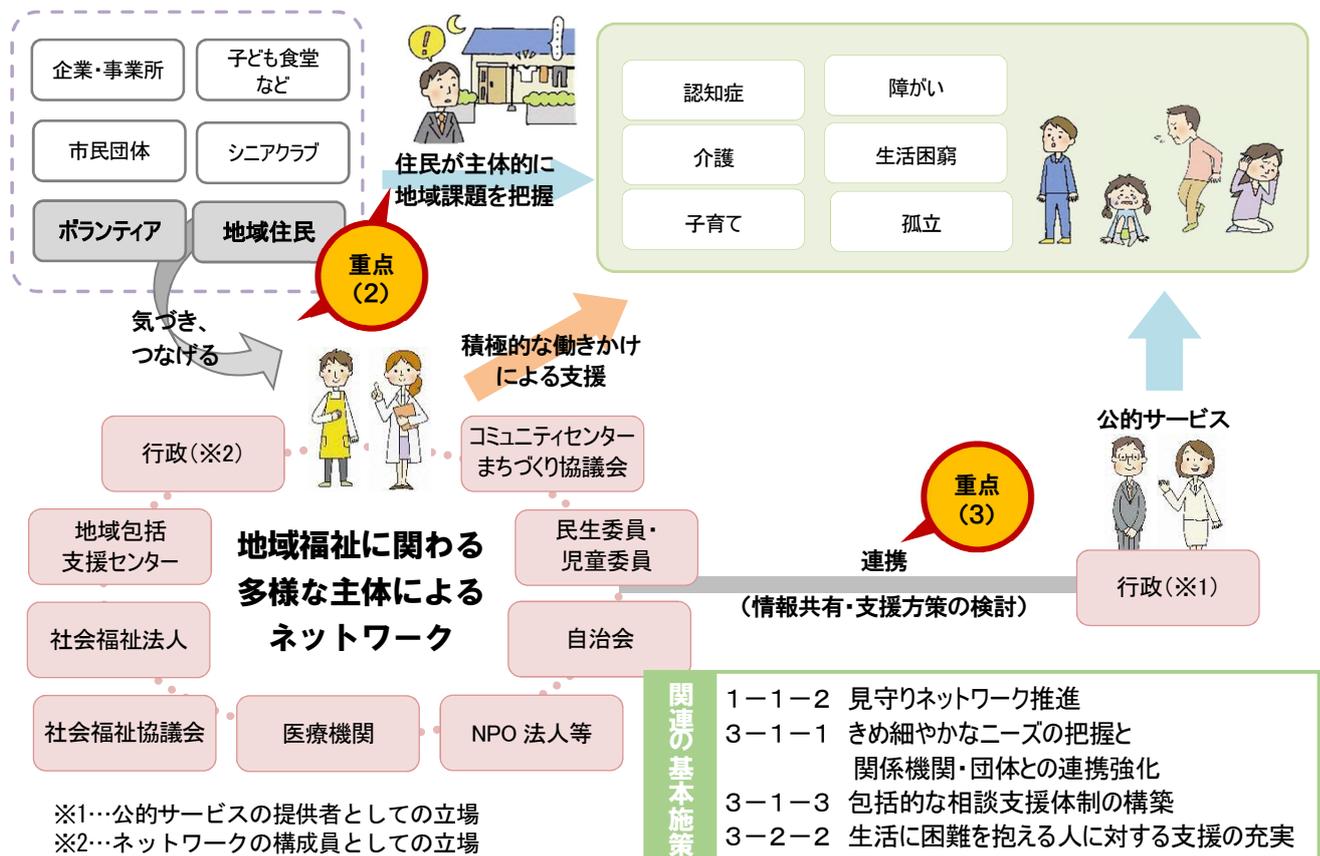
本市では、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと自分らしく生活を送ることができるよう、地域包括ケアシステムの構築・深化を進めてきました。こうした既存の仕組みの拡充を図ることで、課題を複合的に抱える人や、制度の狭間にある人に対し、迅速かつ適切な支援を行う必要があります。

また、複合的な支援を必要とする人は、自ら相談に行くことが難しい人や困難を抱えていること自体に気づいていない人などが多く、自発的な行動から支援につながりづらいことから、地域福祉に関わる多様な主体によるネットワークが積極的な働きかけによる支援を行うとともに、地域住民が身近な関係性から主体的に地域課題を把握していく体制の構築を目指します。

こうした体制の構築のため、市民の地域福祉への参画を促進し、地域福祉のリーダーを育成する取組〔重点テーマ②〕を行います。

さらに、行政・専門機関・専門職、まちづくり協議会や自治会、民生委員・児童委員等の多様な主体によるネットワークを強化するとともに、行政のサービス提供部門との連携を深め、適切かつ円滑な課題把握・解決につなげること〔重点テーマ③〕を進めます。

■包括的・全市的な「袋井市版地域包括ケアシステム」イメージ

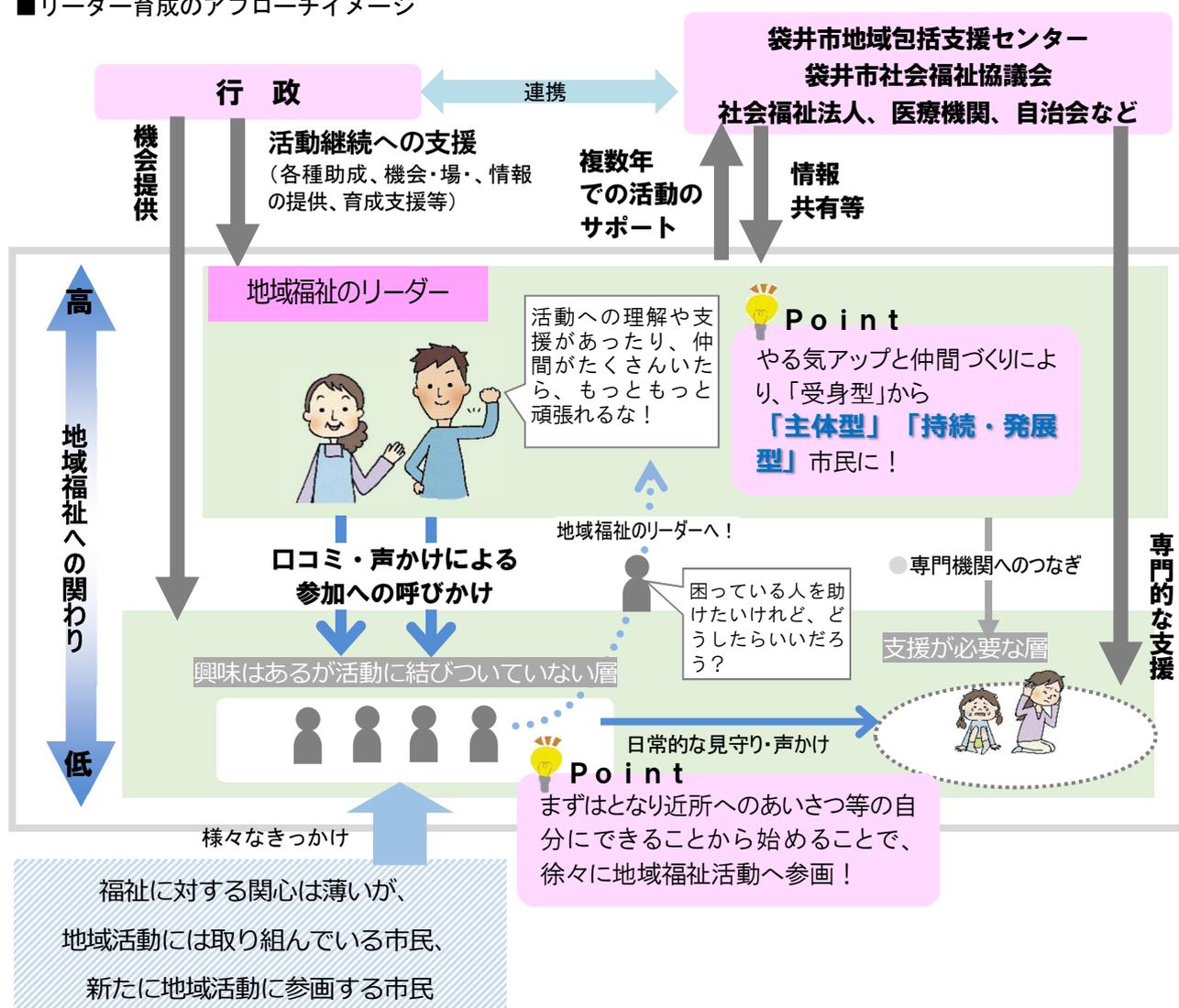


(2) 市民の地域福祉への参画促進とリーダーの育成

本市は、14のコミュニティセンターごとの地区、4つの日常生活圏域（中学校区）があり、それぞれで人口動態や地域資源、地域福祉活動の状況が異なります。したがって、今後は、専門的な支援機関だけでなく、地域のことを最も理解している住民自身が、地域課題を「我が事」として捉え、地域福祉の担い手となる必要があります。

これまで本市では、各地域で様々な地域福祉活動が展開されてきました。今後は、福祉分野以外の地域活動に取り組んでいる市民や新たに参画する市民が福祉に関心をもち、地域福祉の“リーダー”として各地域で活躍いただけるよう、既存の地域活動の取り組みを活かした市民の地域福祉への参画促進を行うとともに、リーダーを育成することが重要です。

■リーダー育成のアプローチイメージ



関連の基本施策

- | | |
|-------------------------|---------------------------------|
| 1-1-4 地域における支え合いの仕組みづくり | 2-2-1 地域福祉活動の担い手・団体の育成 |
| 1-3-1 ボランティアの育成 | 2-2-2 地域福祉推進組織の活性化 |
| 1-3-2 ボランティア活動の促進 | 2-3-1 民間事業者、市民活動団体などの地域福祉への参加促進 |
| 2-1-2 子どもの福祉教育の充実 | |

(3) 支援を求める個人に寄り添った相談・コーディネートの推進

本市では、「袋井市総合健康センター」の総合相談窓口のワンストップ化が進められており、あらゆる地域の課題を受け止め、解決のためにコーディネートする取り組みが進んでいます。

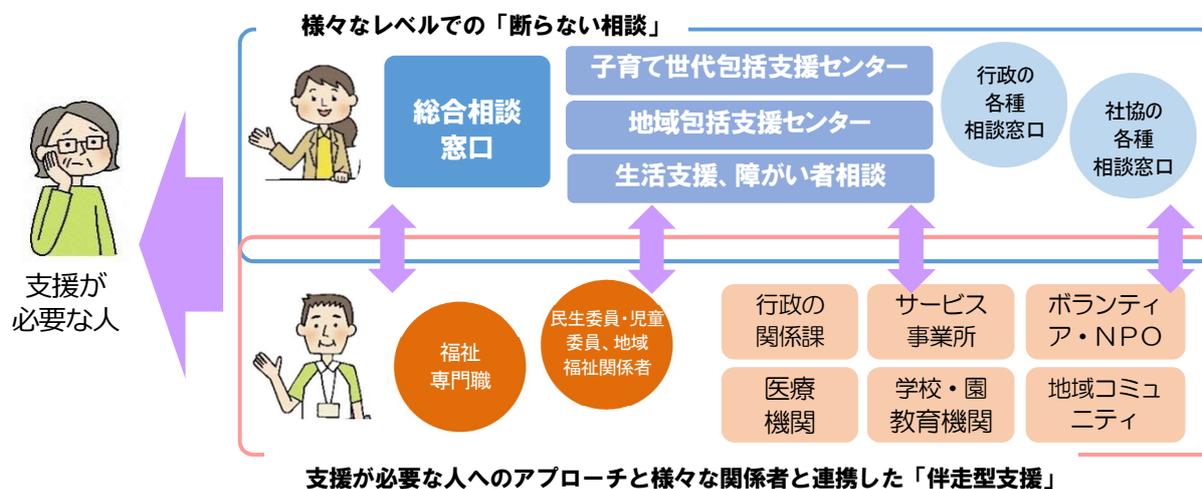
近年、制度の狭間で苦しむ人や複合的な課題を抱えた人、世帯など、個別の福祉分野では対応が難しい状況がみられます。ひきこもりや生活困窮、判断能力が不十分な人の権利擁護等に関する問題は、分野横断的なものであるため、相談先がわからない、相談しづらいと感じる住民がいる一方、相談を受ける側も対応に苦慮するケースがみられます。

こうした課題を解決するには、現在の取り組みに加え、「断らない」相談支援や、自ら助けを求められない人にアプローチし支援につなげることで、困りごとを既存の制度に当てはめていくのではなく困りごとを抱えた一人ひとりに寄り添った支援を行うことが大切です。

また、福祉分野に限らず、地域での活動は活動テーマや目的等が異なっても、地域課題の根本は地域福祉で包括すべき事項が隠されている場合があります。そのため、行政や社協における相談支援機関では、幅広く地域課題を把握・共有し、福祉の専門的な観点から包括的な地域福祉の取り組みへとコーディネートしていくことが求められます。

今後、本市では、行政や社会福祉協議会の相談窓口と関係機関や事業所、関係団体とのコーディネート機能を強化し、制度の狭間で苦しむ人や複合的、分野横断的な課題を抱えた人、世帯に対して、あらゆる福祉関係者と連携した支援を行うとともに、支援を必要とする人に寄り添った支援やサービスの提供を行うことができる仕組みづくりを進めます。

■個人に寄り添った相談・コーディネートの推進のイメージ



関連の基本施策

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| 1-1-2 見守りネットワークづくりの推進 | 3-2-2 生活に困難を抱える人に対する支援の充実 |
| 2-1-5 地域のつながりを育む拠点づくり | 3-3-1 子どもの安全・安心を守る活動の推進 |
| 3-1-3 包括的な相談支援体制の構築 | 3-3-2 高齢者の安全・安心を守る活動の推進 |

第 4 章 施策の展開

基本目標1 地域の支え合いのための仕組みづくり

基本方針1 地域のふれあい・支え合い活動を推進します

基本施策1 あいさつ・声かけ運動の推進



みんなで目指す方向

住民同士で顔を合わせたら「あいさつ」や「言葉」を交わすことができる地域を目指します。笑顔であいさつができる関係を基本として、お互いのちょっとした変化や子どもたちの成長などに気づき合えるような「つながり」を育てていきます。

また、あいさつ・声かけ運動に関する成功事例を紹介するなど、裾野の広い活動となるよう支援を行います。

市民の皆さんの取り組み

取り組みの内容	
○	「おはよう」「ただいま」「おやすみ」等、家庭の中のあいさつが基本です。家族同士で毎日のあいさつを習慣付けましょう。
○	ご近所同士のあいさつや声かけ、困ったときの助け合い等、積極的なコミュニケーションを図りましょう。
○	子どもたちの登下校時にあいさつや声かけをしましょう。
○	自治会を主体としてあいさつや声かけのスローガンづくりをしましょう。
○	地域全体であいさつを通して徳育を推進していきましょう。
○	地域行事を活用して、地域のいろいろな人と会話をしましょう。
○	各種団体によるあいさつ・声かけ運動を実施しましょう。

行政や社会福祉協議会の取り組み

No.	取り組み	内容
1	スクールガード事業の実施	子どもたちが安心して教育を受けられるよう、家庭や地域の関係機関・団体と連携し、地域社会全体で学校安全に取り組む体制を整備します。 市
2	青少年の声かけ運動の実施	地域のボランティアと協力し、地域の青少年に声かけをすることで、本市の教育理念である「心ゆたかな人づくり」を進めます。また、あいさつ・声かけ運動に関する成功事例を紹介します。 市
3	他事業と連携した徳育推進事業の展開	本市の教育理念「心ゆたかな人づくり」の具現化を図るため、「心をはぐくむ講座」などの他事業と連携し、徳育推進事業を展開します。 市

取り組みの指標

指標名	現状値 (令和元年度)	目標値
最終年度 声かけ運動の登録人数	10,608人	11,000人

基本施策2...見守りネットワークづくりの推進



みんなで目指す方向

住み慣れた地域で、誰もが尊厳のある自分らしい生活を継続することができるよう、健康づくりや医療・介護の連携強化、認知症施策の推進、生活支援の基盤整備、介護予防に関する取り組みを推進することで、地域包括ケアシステムの構築・推進を図ります。

となり近所や自治会などにおいて、ひとり暮らし高齢者や障がい者、子育て世帯等、地域で支援が必要である人を複数の地域住民らで見守る活動を支援します。住民の生活の中の困りごとや生活のしづらさを住民が発見・把握し、住民同士が共有する場づくりを行うとともに、住民が相互に助け合いながら、ボランティア、NPO、専門職等と連携し、解決に向けた取り組みが行えるよう、専門的な支援の充実を図ります。

市民の皆さんの取り組み

取り組みの内容	
○	通園・通学する子どもたちを見守り、子どもたちの安全に気を配りましょう。
○	近隣同士の付き合いを大切に、地域のつながりを深めましょう。
○	班単位などで、ひとり暮らし高齢者や障がい者の見守り活動を行いましょう。
○	回覧板や広報紙の配布は直接手渡しで、高齢者への声かけを心がけましょう。

行政や社会福祉協議会の取り組み

No.	取り組み	内容
4	地域包括ケアシステムの充実	高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活を継続できるよう、地域内で助け合うとともに、保健・医療・介護・福祉等が連携し、必要なサービスが一体となって切れ目なく受けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築・推進を図ります。 市
5	見守りネットワークの推進	在宅で生活している要配慮者が地域で安心して生活できるよう、地域住民や関係機関と連携し、地域の実情に応じた見守りネットワークの推進を図ります。 市・社協
6	地域包括支援センターの運営	日常生活圏域ごとに設置された地域包括支援センターにおいて、相談や支援、介護予防、包括的・継続的マネジメント、権利擁護事業などを行います。 市
7	はいかいSOSネットワーク事業等の推進	認知症高齢者で、外出中に道に迷っている人を早期に発見し保護するとともに、介護者の精神的・身体的負担を軽減するため、地域のネットワークの構築・強化を図ります。また、事業の周知を行い、登録事業者を増やすとともに、個人賠償責任保険事業を開始します。 市

取り組みの指標

	指標名	現状値 (令和元年度)	目標値
最終年度	見守りネットワーク実施箇所数	62か所	90か所
最終年度	地域包括支援センターでの支援件数	6,812件	8,000件

基本施策3 地域住民による居場所等の推進



みんなで目指す方向

地域住民同士で集まり、情報交換やレクリエーションを楽しんだり、健康づくり、認知症予防、余暇を充実したりするなど、高齢者だけでなく、多様な世代が集い、交流する居場所等を推進します。

また、地域福祉活動を行っている人と地域福祉活動への参加機会を求める人とが交流する機会や話を聞く機会を身近な場所に設け、地域活動に参加しやすい仕組みづくりを推進します。

市民の皆さんの取り組み

取り組みの内容	
○	サロン等の地域の居場所へ積極的に参加しましょう。
○	男性も女性も気軽にサロンへ参加できるようお互いに声をかけ合いましょう。
○	今まで培った知識や経験を活かして、世代間交流の場として誰もが参加できる魅力あるサロンにしていきましょう。
○	自治会の中でサロン活動の啓発を行い、一人でも多く参加してもらえるように働きかけましょう。

行政や社会福祉協議会の取り組み

No.	取り組み	内容
8	ふれあい・いきいきサロンの推進	自治会単位などの小地域において、地域住民と高齢者、障がい者（児）、子育て家庭等がふれあい、交流することができるふれあいの場を推進します。また、住民の参加を促すため、運営のあり方や人材の確保、サロン活動の情報発信、相談機能に対する支援を行います。 社協
9	ふれあい・いきいきサロン交流会の開催	ふれあい・いきいきサロン実施グループのボランティアを対象に交流会を継続的に開催し、情報交換などを行うことで、活動の充実につなげます。 社協
10	ふれあい・いきいきサロンボランティアの育成	ふれあい・いきいきサロンのさらなる推進を図るため、ボランティアの養成や、サロングループの新規開設、既存サロンの後継者（ボランティアスタッフ）育成を行います。 社協
11	居場所づくりの推進	地域に住む多世代の人々が自由に参加でき、主体的に関わることで、自分を生かしながら過ごせる場所にします。また、既存の居場所の継続支援や新たな居場所の立ち上げに一層の普及拡大に取り組みます。 市

12	通いの場（介護予防体操）の推進	地域の施設などにおいて、地域住民が活動主体となり、体操のような軽運動や健康教室等、高齢者の健康づくりに関する活動を行います。 市
13	子育てほっと茶話会	発達障害や精神的不安、生活上の問題等を抱える子どもの保護者に対し、講話や茶話会を通じた、情報提供、交流の場を設けます。また、発達に問題を抱える親子向けのサロンや支援ボランティアの育成を目指します。 社協

取り組みの指標

	指標名	現状値 (令和元年度)	目標値
最終年度	ふれあい・いきいきサロン設置自治会数	100自治会	110自治会
最終年度	居場所の設置数	23か所	30か所
最終年度	通いの場（週1回以上の介護予防体操）の設置数	66か所	93か所

基本施策4 地域における支え合いの仕組みづくり



みんなで目指す方向

誰もが住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、地域住民による見守り合い、声のかけ合いをはじめ、日常生活の中でちょっとしたできることを重ね合っていく（互助）ことで、思いやりのある地域づくりを推進します。

また、地域での解決が困難な課題については、行政や関係機関等と地域が連携し、課題解決を目指します。

市民の皆さんの取り組み

取り組みの内容
○ 日ごろから地域の見守りやとなり近所とのコミュニケーションを心がけましょう。
○ 高齢者世帯のごみ出しなど、地域や地域の人々のためにできることを実践しましょう。
○ 公会堂の利活用やふれあい・いきいきサロンの活発化を図り、交流の機会づくりを行いましょ。
○ 今までに培った知識や経験、資格を活かして積極的に福祉活動を実践しましょう。

行政や社会福祉協議会の取り組み

No.	取り組み	内容
14	ファミリー・サポート・センターの実施	育児や介護の支援を受けたい人と支援を行いたい人が会員となり、マッチングを行うことで、助け合いにつなげる事業（ファミリー・サポート・センター事業）を行います。また、ファミリー・サポート・センター事業の周知や会員の知識・技術習得の研修を行うことで、会員の増加やスキルアップにつなげ、地域での支え合い体制の強化を目指します。 市
15	お元気サポーター養成講座の開催	介護や福祉分野の未経験者に対し、介護予防や地域福祉への知識や理解を深める講座を開催し、地域で活躍できる人材を育成します。 市
16	認知症サポーター養成講座の開催	地域包括支援センターや社会福祉協議会等と連携し、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域住民や団体、事業所に対し、認知症の正しい理解と認知症の方とその家族を地域住民が支援することができるサポーターを養成するための講座を開催します。 市
17	地域の支え合い活動の推進	生活支援コーディネーターがつなぎ役となって、地域で必要な支援について、まちづくり協議会をはじめとする地域の方々や関係機関と意見交換や情報共有を重ねながら、地域住民の互助の力を引き出して、地域の状況に合わせた居場所等の社会資源の発掘などの取り組みを進めます。 市・社協

取り組みの指標

指標名	現状値 (令和元年度)	目標値
最終年度 ファミリー・サポート・センター会員数	1,821人	1,953人

基本施策5...地域のつながりを育む拠点づくり



みんなで目指す方向

市内14か所のコミュニティセンターなどの公共施設の機能充実や適切な管理・運営を図ることで、誰もが利用しやすい施設づくりを進めます。また、コミュニティセンターなどの周知や利用促進を進めるとともに、まちづくり協議会の活動支援を行い、地域活動のより一層の活性化を図ります。

さらに、令和2年に世界的に流行した新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、適切な感染予防策などを講じるとともに、正確な情報発信を行うことで、地域住民が安全に地域活動に取り組むことができる環境を整備します。

また、地域課題の解決に向けて取り組んでいくため、市民や地域、市民活動団体や企業等と行政がより良い協力関係を築き、相互に役割を分担して取り組む「協働によるまちづくり」を積極的に推進します。

市民の皆さんの取り組み

取り組みの内容	
○	地域交流や憩いの場として積極的にコミュニティセンターを活用しましょう。
○	コミュニティセンターを知らないとなり近所の人にコミュニティセンターや実施している活動を教えましょう。
○	コミュニティセンターを子どもから高齢者まで、世代を超えて気軽に地域の人と入れあえる場として活用しましょう。
○	コミュニティセンターを利用しやすい、利用したくなる施設となるよう活用方法の提案をしましょう。

行政や社会福祉協議会の取り組み

No.	取り組み	内容
18	まちづくり協議会への支援	コミュニティセンターにおいて、特色ある地域づくり活動を行っているまちづくり協議会に対し、支援を行います。 市
19	コミュニティセンター整備事業、コミュニティ施設整備支援事業の実施	施設修繕や備品等の更新をすることで、コミュニティセンターの施設の充実を図り、誰もが利用しやすい施設づくりを進めます。また、自治会へ補助金の交付や原材料支給により、誰もが利用しやすい公会堂等のコミュニティ施設づくりを進めます。 市
20	パートナーシップによるまちづくり事業の推進	地域の相談窓口や市政情報の提供、会議の出席等は、コミュニティセンター館長、センター職員及び協働まちづくり課職員が事業担当課と連携して支援を行います。また、全職員が、地域応援職員としてコミュニティセンター単位で登録し、常に地域に関心を寄せ、地域行事等へ積極的に参加します。 市

21	市民活動普及事業	市民活動への参加促進、活動の活性化等を図るため、新たな公共の担い手、協働のパートナーとなる市民活動団体を支援します。 市
22	老人福祉センターの機能充実	市内の老人福祉センターの機能充実や適切な管理・運営を図ることで、高齢者らが利用しやすい施設づくりを進め、高齢者の健康・生きがいがづくりの充実へつなげます。 市
23	児童館の機能充実	市内の児童館の機能充実や適切な管理・運営を図ることで、児童や保護者が利用しやすい施設づくりを進め、児童の健全育成へつなげます。 市
24	感染症対策の充実	公共施設において、適切な感染予防などを講じるとともに、正確な情報発信を行うことで、地域住民が安全に地域活動に取り組むことができる環境を整備します。 市

取り組みの指標

指標名	現状値 (令和元年度)	目標値
最終年度 コミュニティセンター利用者数	348,133人	420,000人

基本施策6 郷土愛を育む取り組み・世代間交流の促進



みんなで目指す方向

「地域とともにある学校づくり」を確実に進めていく上で、地域と学校とのつながりを大切にしていくことは非常に重要であることから、学校運営協議会や地域学校協働本部等と連携し、地域への情報発信や地域行事への小中学生の参加、小中学校地域学習の受け入れ先の開拓など、地域と学校が継続してできる活動に取り組みます。

市民の皆さんの取り組み

取り組みの内容

- 若年世代も積極的に地域の活動に参加しましょう。
- 在住外国人が参加しやすい地域行事の取り組みや呼びかけを行いましょ。
- 高齢者世帯のごみ出しなど、地域や地域の人々のためにできることを実践しましょう。
- 今までに培った知識や経験、資格を活かして積極的に福祉活動を実践しましょう。
- 地域の中でスポーツやお祭りなどのイベントを開催し、地域のふれあいの場を提供しましょう。

行政や社会福祉協議会の取り組み

No.	取り組み	内容
25	地域学校協働本部事業の推進	地域学校協働活動推進員を中心として、地域住民や保護者等の参画を得て、地域と学校が相互にパートナーとして、連携・協働して、様々な活動に取り組むことで、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えます。 市
26	放課後子ども教室推進事業の実施	地域住民の参画のもと、地域住民や異学年の子どもとの交流を通じて、基本的な社会性、自主性、創造性を養うことを目的として、放課後子ども教室推進事業を実施します。 市
27	地域子ども育成事業の実施	袋井東地区内に、地域の子どもの地域で育てる場「子ども刮目舎」を設置し、自主性や協調性、学ぶ楽しさを育む機会を創出します。 市
28	郷土資料館運営事業の実施	郷土資料館を活用して、歴史と文化財に対する顕彰を行います。 市
29	環境教育推進事業の実施	住民が地域環境に関心を持ち、積極的に環境保全や良好な環境づくりに参画できるよう、自治会やコミュニティセンター活動で環境学習を推進します。また、より多くの団体に対し、環境学習を実施することができるよう、情報発信や参加促進を図ります。 市

取り組みの指標

指標名	現状値 (令和元年度)	目標値
最終年度 地域コミュニティ活動や行事ボランティア活動に参加している児童生徒の割合	86%	88%

基本施策7 共生社会の確立



みんなで目指す方向

本市の外国人数は増加傾向にあり、宗教や文化等を理解し、外国人に対する偏見や差別等を解消する取り組みがより一層求められています。また、昨今、ヘイトスピーチや感染症の罹患者に対する差別、インターネット上における差別などが社会問題となっています。本市では、袋井市人権啓発推進計画、袋井市男女共同参画推進プラン、ふくろい多文化共生のまちづくり計画を策定・推進し、住民の相互理解や国籍、年齢、性別、出身地、障がいの有無等に関わらず誰もが安心して生活を送り、自分らしく活躍することができる環境づくりを進めます。

また、市の様々な施策を通じ、地域による支え合いやお互いを尊重しお互いを思いやる共生社会の確立を推進します。

市民の皆さんの取り組み

取り組みの内容	
○	心のバリアフリーを実践しましょう。
○	となり近所に住んでいる人のことをよく知り、理解しましょう。
○	家庭や事業所、地域から男女共同参画社会をつくりましょう。
○	誰もが参加しやすい地域行事の取り組みや呼びかけを行いましょう。

行政や社会福祉協議会の取り組み

No.	取り組み	内容
30	人権同和問題啓発事業の実施	住民が人権同和問題を正しく理解し、人権意識の高揚を図ることで、差別と偏見のない明るい社会の実現と人権問題の解決を目指します。 市
31	袋井市人権啓発推進計画の推進	人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動や市民の間に人権尊重の理念を普及させるため、袋井市人権啓発推進計画の推進を図ります。 市
32	袋井市男女共同参画推進プランの推進	誰もが互いに尊重し合い、多様な価値観を認め合い、責任を分かち合い、個性と能力を発揮できる社会を実現するため、袋井市男女共同参画推進プランに基づき、男女共同参画の意識醸成につながる情報提供や啓発、講座等の開催などを行います。 市
33	国際交流協会補助事業の実施	アメリカ、ヒルズボロ市との交流をはじめとする「国際交流」や「多文化共生事業」の推進、まちの国際化の推進に寄与する各種事業に取り組む国際交流協会の活動を支援します。 市
34	多文化共生推進事業の実施	在住外国人と互いの文化や習慣の違いを認め合い、地域社会で共に安全・安心な社会生活を送れるよう、関係団体や企業等と連携し、多文化共生の推進を図ります。 市

取り組みの指標

指標名	現状値 (令和元年度)	目標値
最終年度 人権文化創造講演会来場者数	200人	300人

基本方針2 健康・生きがいを推進します

基本施策1 地域における健康づくり活動の推進



みんなで目指す方向

本市は「日本一健康文化都市」という目標を掲げ、各種の健康づくり施策を展開しています。平成27年5月に開設した袋井市総合健康センターは、市民の心と体の健康づくりの拠点となっています。

令和2年、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、感染拡大防止のため、日常生活を送る上で密集・密接・密閉の回避が促され、多くの健康づくりに関するイベントや事業が中止となりました。住民間のつながりの希薄化や運動・外出を控えることによる高齢者らのフレイル（身体的機能や認知機能の低下）が懸念されています。

今後は、感染症への罹患防止のための取り組みを行うとともに、地域での健康づくりを通じ、健康に良い影響を持つ「人と人とのつながり」や「人と社会とのつながり」づくりを促進します。また、心の健康づくりでは、関連機関や部署間の連携を深めることで支え合いや見守り等の仕組みを強化するとともに、個人や地域に対して、より一層の啓発に取り組みます。

また、個人だけでなく地域や職場等、様々な場面で健康づくりへの取り組みを広めていくため、地域や健康づくりに取り組む団体との連携を深めるとともに、働く世代への働きかけとして、市内の企業・事業所の健康経営への取組支援を強化します。

市民の皆さんの取り組み

取り組みの内容	
○	運動習慣、望ましい食習慣などを身につけ、生活習慣病予防に心がけましょう。
○	定期的に健康診断を受診し、健康教育、健康相談などの機会を利用して自分自身の健康状態を把握しましょう。
○	となり近所に住んでいる人と日ごろからコミュニケーションを図り、身体や心の健康状態の異変に気付きましょう。
○	地域の子どもたちとのラジオ体操、コミュニティセンターなどで実施される健康づくり教室や介護予防教室などに積極的に参加しましょう。
○	団体に健康づくりに取り組みましょう。

行政や社会福祉協議会の取り組み

No.	取り組み	内容
35	食育推進事業の実施	袋井市健康づくり計画に基づき、食育講座や栄養講座等の普及啓発事業や健康づくり・食育ボランティア育成事業等を通じ、食育の啓発や推進を図ります。また、市民の健康状態や食の意識等を把握するため、調査を行います。 市

36	食育ボランティアとの連携と育成	食育ボランティアと連携し、食育推進を図るとともに、食育ボランティアの活動内容や養成のあり方を見直し、ボランティアの育成を行います。 市
37	公会堂出前健康教室の開催	公会堂に、運動指導者らを派遣し、運動や健康づくりに関する講話等を行う健康教室を開催します。また、未実施の自治会へ実施勧奨を行うとともに、地区担当保健師・栄養士が相談役となり、開催支援を行います。 市
38	事業所出前健康教室の開催	事業所に、運動指導者らを派遣し、運動や健康づくりに関する実習や講話等を行う健康教室を開催します。また、事業所訪問の際に、教室の開催案内を行い、新規開催事業所を増やすよう働きかけます。 市
39	地域健康意識向上事業の実施	地区担当の保健師や栄養士が中心となり、地域や健康づくり関係者等と連携・協力し、地域住民の健康意識の向上と健康的な生活習慣の定着を促します。地域の実情に合った出張保健センター（ふくろい健康保健室）の内容を検討し、まちづくり協議会やコミュニティセンター職員らの協力を得ながら、身近に利用できる健康相談の場として周知を図ります。 市
40	健康運動サポーター事業の実施	健康づくり推進員やボランティア等、地域で生活習慣病予防や介護予防運動等の活動を支える人材を育成するため、研修会を開催します。 市
41	介護予防事業（楽笑教室等）の実施	高齢者が楽しみや生きがいを持って健康で自立した生活が送れるよう、楽しく体を動かしたり、交流したりすることで、認知症や要介護状態になることを予防します。また、楽笑教室等の参加者のフレイルの実態を把握しフレイル予防講座を実施します。 市

取り組みの指標

指標名		現状値 (令和元年度)	目標値
最終年度	要介護（要支援）認定者の割合（65歳以上）（%）	14.9%	16.1%以上
最終年度	通いの場の個所数（1回/週以上の活動）	66か所	93か所
最終年度	楽笑教室参加者数	4,495人	5,000人
最終年度	お達者度	男性	17.78年
		女性	21.18年
			18.25年
			21.72年

基本施策2 地域における高齢者・障がい者の生きがいの推進



みんなで目指す方向

高齢者や障がい者が家庭や地域の中で役割を果たしたり、趣味や特技を活かしたりしていくことは、地域全体にとって意義深いことです。福祉関係団体の意見交換会では、福祉施設に入所されている方々にとって、施設外の方々とふれあうことは大きな刺激になっているという意見も寄せられています。高齢者や障がい者と地域の方々がふれあい、知り合える機会を増やし、互いにできることを増やしていきます。また、高齢者や障がい者を支える方々を地域としてもサポートしていきます。

高齢者らが心身機能の衰えなどに伴い閉じこもりがちとなり、社会との接点をなくして孤立することを防ぎ、住み慣れた地域で支えながら、生きがいを持ち元気に暮らせるように支援します。また、元気な高齢者らを中心として地域住民による声かけ、見守りの実施、外出支援活動、生活支援活動等の強化に取り組みます。

市民の皆さんの取り組み

取り組みの内容	
○	家庭内での役割を見つけましょう。
○	シニアクラブやサークル活動への参加を通しての生きがいを心がけましょう。
○	地域の中で高齢者や障がい者が参加できる行事や、世代間の交流が図れる場を増やして地域全体の交流を深めましょう。
○	今までに培った知識や経験、資格を活かして積極的に地域福祉活動を実践しましょう。

行政や社会福祉協議会の取り組み

No.	取り組み	内容
42	シニアクラブに対する支援	高齢者の生きがいの推進と社会参加の促進を図るため、シニアクラブ袋井市、地域の単位老人クラブに対し、活動費の助成を行います。また、シニアクラブ袋井市、単位老人クラブ会員の健康づくりや会員相互の交流に対する支援を行います。 市
43	社会福祉施設等における花育の推進	花や緑に親しみ育てる機会を通じ、感謝や優しい気持ちを育むことで、人とのつながりを広げます。また、都市整備課公園緑地係等と連携し、市が所管する社会福祉法人や指定管理者制度を適用している福祉施設に対し、花苗の配布案内などの花育推進事業に関する情報提供を行い、社会福祉法人等が花育の推進に取り組みやすい環境づくりを進めます。 市

44	障がい者スポーツ 交流会の開催	レクリエーションスポーツを通じ、障がいのある人が相互の親睦を 図るとともに、障がいのある人の体力増進や自立、余暇の充実、社 会参加の促進を図るため、障がい者スポーツ交流会を開催します。 市
45	高齢者就労の促進	袋井・森地域シルバー人材センターと連携し、「高齢者向けの仕事 の切り出し」と就労に向けた見学会の開催、高齢者対象のライフプ ランセミナーなどの開催と担い手育成に向けた技術講習会・研修会 の開催などを通して、人生100年時代に即した高齢者就労を促進 します。 その他
46	マイクロバス貸出 事業の実施	市内福祉団体、グループが施設見学・研修を目的とし幅広く活用し ていただけるよう、マイクロバスの貸出しを行います。 社協

取り組みの指標

指標名		現状値 (令和元年度)	目標値
最終年度	障がい者の法定雇用率を達成している一般企業の割合	36.5%	40.0%

基本方針3 ボランティア活動を推進します

基本施策1 ボランティアの育成



みんなで目指す方向

市や社会福祉協議会では、様々な講座や教室を開催してボランティア活動を担う人材やボランティア団体のリーダーとなる人材の育成を進めます。

社会福祉協議会においては、各地域でのボランティアや団体をマッチングさせるコーディネート機能を強化し、よりきめ細かな運用につなげます。また、住民主体の生活支援の取り組みを推進するため、講座の開催などを行います。

市民の皆さんの取り組み

取り組みの内容

- 行政や社会福祉協議会が開催する講座に参加してみましょう。
- 家族でボランティアについて話す機会をつくりましょう。
- となり近所に住んでいる人と一緒にボランティア活動に参加してみましょう。
- 地域住民に対し、ボランティア活動への参加を促しましょう。
- 今までの活動を活かして次代のボランティアを育成していきましょう。

行政や社会福祉協議会の取り組み

No.	取り組み	内容
47	手話・点訳・要約筆記ボランティア養成事業の実施	各種奉仕員養成講座を開催し、ボランティアの養成を図ります。 市
48	介護支援ボランティア事業の実施	高齢者自身の社会参加や介護予防のため、施設や在宅で行う介護支援ボランティアの周知を行い、登録者の増加につなげます。また、ポイント付与の対象となる活動場所の増加を検討します。 市
49	地域福祉ボランティア養成講座の開催	地域の福祉ニーズに応じ、ボランティア意識の高揚やボランティア人口の拡充、ボランティアの育成を目的とした講座を開催することで、ボランティア連絡協議会の活性化へ繋げます。 社協
50	生活支援ボランティア養成講座の開催	地域の助け合い・支え合い活動を行う組織や担い手となる人材の育成を行うことを目的とした講座を開催します。 社協

取り組みの指標

指標名	現状値 (令和元年度)	目標値
単年度 手話・点訳・要約筆記奉仕員養成講座受講者数	28人	30人
単年度 地域福祉ボランティア講座受講者数	7人	30人
単年度 手話講習会受講者数	26人	30人
単年度 運転ボランティア講習会受講者数	15人	30人

基本施策2 ボランティア活動の促進



みんなで目指す方向

市や社会福祉協議会、NPO法人やボランティア組織のボランティア養成講座等の修了生が実際にその技能を活かして活躍できる場や機会を増やします。

また、ボランティア登録の推奨やボランティア活動保険の助成、各ボランティア団体・個人の支援、ボランティアコーディネート、ボランティアセンターについての広報・機能強化を実施し、ボランティアセンターの機能やセンター利用について、認知度を高めることで、ボランティア活動の活性化へ繋がります。

さらに、福祉フェスタの実施など、ボランティアと地域住民の交流を図る機会を企画し、ボランティアについて理解を深める機会とします。また、ボランティア同士やボランティアと地域住民が繋がることで、地域で協働して活動できるよう支援します。

市民の皆さんの取り組み

取り組みの内容

- ボランティア活動の情報に関心を持ち、活動に参加してみましよう。
- 今までに培った知識や経験、資格を活かして活動に参加しましよう。
- 各種講座や研修に参加した後は、その知識を活動に活かしましよう。
- となり近所の人と一緒にボランティア活動に参加しましよう。
- ボランティア活動や交流の場としてボランティアセンターを活用しましよう。
- 地域のボランティアグループを結成するなど、積極的な活動を行いましよう。
- 地域福祉活動の拠点としてコミュニティセンターなどを利活用し、地域での話し合いの機会をつくりましよう。
- いろいろな世代が参加できる活動をしていましよう。
- 新たな地域課題の解決に向かって様々な団体と協働しましよう。

行政や社会福祉協議会の取り組み

No.	取り組み	内容
51	ボランティアセンター活性化事業の実施	ボランティアセンターに関する広報を実施し、ボランティアセンターの利用増加につなげます。また、ボランティアに関する情報発信のより一層の強化を図り、ボランティア活動の活性化につなげます。 社協
52	ボランティア相談の実施	ボランティア活動に興味のある方や活動について悩みがある方、またはボランティアを必要としている方の相談に応じます。また、相談の中で、集めたボランティアニーズを講座の内容やボランティア支援の場で活用します。 社協

53	ボランティア登録制度の推進	ボランティアの把握と増加を図るとともに、ボランティアが安心して活動することができるよう、ボランティア活動保険の内容・情報について案内し、加入を促進します。 社協
54	ボランティア団体支援事業の実施	ボランティア団体の活性化を図るため、連絡会の開催や必要な支援を行います。 社協
55	ボランティア交流促進事業の実施	福祉フェスタなどにおいて、ボランティアに関する情報・意見の発信・交換を行うことで、活動者の増加やボランティア活動の活性化を図ります。 社協

取り組みの指標

指標名		現状値 (令和元年度)	目標値
最終年度	ボランティア連絡協議会加盟団体数	11団体	15団体
単年度	ボランティアセンター利用人数	1,246人	1,800人
単年度	介護支援ボランティア登録人数	254人	300人
単年度	ボランティア登録者数	1,989人	2,200人

基本目標2 地域福祉の担い手づくり

基本方針1 地域福祉に対する意識と理解を高めます

基本施策1 地域福祉の意識を高める啓発運動の充実



みんなで目指す方向

「広報ふくろい」「社協ふくろい」「ぼらんていあ通信」等の広報紙をはじめ、ホームページや報道機関への情報提供などを通じて、複数のメディアを重層的に活用して地域福祉に関する情報を発信します。

市民の皆さんの取り組み

取り組みの内容

- 広報紙やホームページなど、市や社会福祉協議会が発信する情報に関心を持ちましょう。
- とおり近所に住んでいる人と一緒に福祉イベントへ積極的に参加し、住民の支え合いの意識を高めましょう。
- 地域組織で福祉イベントへ積極的に参加し、住民の支え合いの意識を高めましょう。
- 事業者や団体も積極的な情報発信に努めましょう。

行政や社会福祉協議会の取り組み

No.	取り組み	内容
56	社会福祉大会の開催	「健康で安心して暮らすことのできる福祉のまち」の実現のため、積極的な地域福祉活動が展開されるよう啓発するとともに、社会福祉推進の功労者を表彰します。 社協
57	ふれあい広場の開催	障がい者、高齢者、青少年をはじめ、市民が集い、イベントを通して交流する中で、相互理解を深め、福祉のまちづくりを推進します。 社協
58	福祉チャリティバザーの開催	市民総参加による一品寄付運動を展開し、福祉の輪を広げ、福祉活動の充実を図ります。 社協

取り組みの指標

指標名	現状値 (令和元年度)	目標値
単年度 社会福祉大会の参加者数	500人	250人
単年度 福祉チャリティバザー寄贈品物品数	13,546点	14,000点

基本施策2...子どもの福祉教育の充実



みんなで目指す方向

未来を担う子どもたちに地域福祉の重要性を伝え、主体性をもって地域活動に取り組むことができ、課題解決につながるよう、子どもの頃からの福祉教育を充実します。また、子どものボランティアの福祉に対する意識をより伸ばすため、家庭、地域、学校、行政で連携し、子どもが福祉教育を実践できる機会を増やします。

市民の皆さんの取り組み

取り組みの内容	
○	家族で地域の福祉やボランティア活動に参加しましょう。
○	となり近所の人と一緒に地域の福祉やボランティア活動に参加しましょう。
○	ボランティアの大切さを伝えましょう。
○	福祉教育の講師やボランティアとして参加しましょう。

行政や社会福祉協議会の取り組み

No.	取り組み	内容
59	福祉教育の推進	小・中・高等学校において、福祉体験や講師を派遣するなどの支援を通じ、「ともに生きる力」を育みます。また、必要に応じ、福祉教育カリキュラムの見直しを行い、実情に即した福祉教育を推進します。 社協
60	福祉教育実践校助成事業	児童・生徒の社会福祉への理解と関心を高めるため、幅広く福祉教育・学習の機会を創出し、児童・生徒を通じて地域社会への福祉意識の啓発を図ります。 社協
61	福祉教育に関する情報・意見交換会の開催	福祉教育連絡会を開催し、小・中・高等学校の福祉教育の推進・充実を図ります。 社協
62	小・中・高ふれあい体験事業	小・中学生、高校生を対象に、それぞれの年代に合った地域や人との関わりを持つ講座を開催し、地域福祉教育の推進を図ります。また、小学生ふれあい体験事業に参加した子どもを、中学生ふれあい体験事業やボランティア活動につなげるなど、継続的な活動を支援します。 社協
63	やさしい心啓発事業	小学生の福祉・ボランティア体験についての作品を表彰することにより福祉意識を高めます。また、周知や展示の方法を工夫し、学校の参加を促進します。 社協
64	福祉教育サポーター養成講座	新たな福祉教育サポーターを養成し、地域と連携する体制を整え地域福祉教育を進めていくため、福祉教育サポーター養成講座を開催します。 社協

取り組みの指標

	指標名	現状値 (令和元年度)	目標値
単年度	小・中・高ふれあい体験事業参加者数	51人	60人
単年度	市立図書館の児童向け福祉関係図書冊数	385冊	400冊
最終年度	福祉教育サポーター登録者数	新規	24人

基本施策3 福祉に関する生涯学習の充実



みんなで目指す方向

地域には、技能や知識、経験を持った人が多く暮らしています。そのような人が自らの技能や知識、経験を活かし、地域福祉の推進役として活躍できるよう、市民が主体となった講座の開催や市民活動団体による協働まちづくり等を通じた学びの場づくりを進めます。

また、地域間の講師や情報の共有を行うことで、全市的に活動の場を広げます。

市民の皆さんの取り組み

取り組みの内容

- 福祉の問題を自分や家族の身近な問題として考えましょう。
- 福祉活動に参加する仲間を増やしましょう。
- 講座や学級に積極的に参加し、家族や地域の福祉活動に結び付けましょう。
- すでに地域で活動している人以外にも、知識や経験を持つ住民に活躍の機会を与えましょう。
- 福祉教育の講師やボランティアとして参加しましょう。
- 団体同士で連携し、活動をよりよいものにしていきましょう。

行政や社会福祉協議会の取り組み

No.	取り組み	内容
65	コミュニティセンターでの学級や講座の実施	コミュニティセンターでの学級や講座の中で、ボランティア活動の大切さを学ぶ機会を提供し、地域でのふれあいを通して住民の交流を深めます。 市
66	協働まちづくり推進事業	市民ならではのアイデアや行政とは違った視点でのまちづくりの取り組みを公募し、市民と行政が適正な役割分担のもとで事業を推進します。また、実情に応じて事業の見直しを行います。 市

取り組みの指標

指標名	現状値 (令和元年度)	目標値
最終年度 コミュニティセンターでの学級生の総数	2,174人	2,450人

基本方針2 地域福祉の担い手や団体を育てます

基本施策1 地域福祉活動の担い手・団体の育成



みんなで目指す方向

継続的に地域福祉活動を推進するためには、地域福祉の必要性や課題、ニーズを把握した担い手の確保、育成が必要です。

まちづくり協議会をはじめ、市民活動団体や企業など多様な団体が互いに連携を図り、地域の課題や諸問題などの解決に向けて共に取り組むことができるよう、情報交換、情報共有する場づくりを進めます。

市民の皆さんの取り組み

取り組みの内容

- 講座や会議へ積極的に参加しましょう。
- 今までに培った知識や経験、資格を活かして積極的に福祉活動を実践しましょう。
- 資格を持っている人は、その専門性を活かして活動しましょう。
- となり近所の人と一緒に地域活動に参加しましょう。
- 地域活動に参加する人を増やしましょう。
- これからの地域福祉についてみんなで考えていく機会を持ちましょう。

行政や社会福祉協議会の取り組み

No.	取り組み	内容
67	生活支援コーディネーターの育成と連携強化	小地域福祉活動推進のため、地域に配置された生活支援コーディネーターの育成を行います。また、生活支援コーディネーターと行政、関係機関、地域組織等が連携し、小地域福祉活動に関する情報の共有・提供を行います。 市
68	小地域活動学習講座の開催	多くの市民が地域福祉活動に参加することにつながるよう、地域福祉に関する学習講座を開催します。 社協

取り組みの指標

指標名	現状値 (令和元年度)	目標値
単年度 小地域活動学習講座受講者数	83人	30人

基本施策2 地域福祉推進組織の活性化



みんなで目指す方向

各地区の地域福祉推進組織は、自治会をはじめ、民生委員・児童委員、ボランティア等各種団体の代表者のほか、自治会から選出された福祉委員らが主な構成員となって活動が進められています。地域で活動する地域福祉推進組織の継続的な活動を支援するとともに、会議や研修会を通じたネットワークの強化を図り、NPO法人や社会福祉法人等、他の福祉団体との連携を深めます。

まちづくり協議会の中の福祉部として活動していく地域が増えてくると思われます。今後は、見守り活動をはじめ、その地域で必要とされる福祉活動が展開されるよう、助成金をはじめ、情報提供も含めて支援します。

市民の皆さんの取り組み

取り組みの内容

- 地域組織に加入しましょう。
- 地域福祉活動の拠点としてコミュニティセンターを利用しましょう。
- コミュニティセンターを活用し、地域での話し合いの機会をつくりましょう。
- 地域福祉活動について、市や社会福祉協議会、NPO法人、社会福祉法人等と積極的な情報交換を行い、地域福祉推進組織ごとの活動方針に取り組みましょう。

行政や社会福祉協議会の取り組み

No.	取り組み	内容
69	地域福祉活動推進事業	地域福祉推進組織や小地域福祉活動充実のため、助成金の交付や情報提供を行うほか、地域福祉推進組織の活性化を目的とした地域福祉講演会などを行い、日常的な地域福祉活動への支援体制を強化します。 社協
70	地域福祉に関する情報・意見交換会の開催	地域福祉連絡会を開催し、地域福祉推進組織間の連携や活動の充実に図ります。 社協
71	地域福祉住民懇談会・勉強会の開催	地域福祉活動の推進を目的に、懇談会・勉強会を開催し、地域課題の把握や福祉意識の啓発、地域課題や情報の共有化を図り、地域の実情に合った事業の展開につなげます。 社協

取り組みの指標

指標名	現状値 (令和元年度)	目標値
単年度 地域福祉住民懇談会・勉強会開催回数	17回	28回

基本方針3 住民や事業所による新たな地域福祉事業を推進します

基本施策1 民間事業者、市民活動団体などの地域福祉への参加促進



みんなで目指す方向

地域福祉懇談会で多く挙げられた今後の地域福祉課題は、家族関係や地域のつながりが薄れゆく中で、高齢者の移動手段の確保、増加する空き家、居場所（憩いの場、集まれる場）の設置、子育て支援の増大など、公的機関が提供しているサービスだけでは十分な対応がしきれないものであり、より柔軟な主体の参加が不可欠です。このため、今後も引き続き、一般の企業や事業所、市民活動団体が地域福祉の分野に参加していただけるような支援を行っていきます。

市民の皆さんの取り組み

取り組みの内容	
○	市や社会福祉協議会、地域の事業者などに対して、サービスの要望や意見を伝えましょう。
○	ボランティアや市民活動団体活動の情報に関心を持ち、活動に参加してみましょう。
○	地域のボランティアグループ、市民活動団体を結成するなど積極的な活動を行いましょう。
○	今後の地域課題について、様々な団体や民間事業者と一緒に考えていく機会を設けましょう。
○	今までに培った知識や経験、資格を活かして、より積極的に福祉活動を実践しましょう。
○	新たな地域課題の解決に向かって、様々な団体と協働していきましょう。

行政や社会福祉協議会の取り組み

No.	取り組み	内容
72	地域課題に対応するための地域福祉関係者支援	地域で活動している地域福祉関係者へ積極的に情報提供を行い、地縁のネットワークを通じて福祉に関する理解を深めます。 市・社協
73	地域住民らの社会福祉活動への支援	地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉の活動団体に対し、情報提供や必要な知識・技術の習得に向けた支援、活動拠点に関する支援を行います。 市
74	多様なサービスの振興・参入促進及び公的サービスの連携による公私協働の実現	複雑多様化した地域生活課題を解決するため、公的サービス等と連携し、民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援、社会福祉法人による地域における公益的な取り組みを推進します。 市

取り組みの指標

指標名	現状値 (令和元年度)	目標値
最終年度 NPO団体等が企業と連携して実施した事業数	7	12

基本目標3 包括的に支援するための基盤整備

基本方針1 サービスの充実を図ります

基本施策1 きめ細やかなニーズの把握と関係機関・団体との連携強化



みんなで目指す方向

地域課題が多様化・複雑化する中、地域課題の解決に向け、地域包括ケアシステムの構築・推進が求められており、そのためには地域で活動する関係者間の緊密な連携が必要不可欠です。袋井市総合健康センター内の各機関では、地域福祉推進組織や民生委員・児童委員、地域包括支援センターや医療・介護関係機関等多くの福祉関係者との連携を深め、地域の福祉ニーズを的確に捉えるとともに、様々な情報を適切に共有し、適切かつ迅速な支援やサービスの提供につなげます。

また、地域福祉の発展に寄与している関係機関、団体間の連携を強化するとともに、福祉関係以外の機関や団体との連携も積極的に進め、地域全体の福祉機能の向上を図ります。さらに、福祉活動実践者の様々な意見や思いをうかがう場を設け、事業内容に反映します。

市民の皆さんの取り組み

取り組みの内容

- 地域の民生委員・児童委員の活動を理解しましょう。
- 会議や懇談会等に積極的に参加し、要望や意見を発言しましょう。
- 市や地域の事業者などに対して、サービスの要望や意見を伝えましょう。
- となり近所に住んでいる人と日ごろからコミュニケーションを取り、様子を気にかけてみましょう。異変に気づいたら身近な民生委員・児童委員や専門機関に相談しましょう。
- 地域の中での見守り、声かけにより要配慮者の異変に早期に気づくようにしましょう。異変に気づいたら身近な民生委員・児童委員や専門機関に相談しましょう。
- 民生委員・児童委員は、要配慮者に対して福祉サービスを説明したり専門機関を紹介したりするなど必要な支援が行き届くようにしましょう。
- 従来の課題に加えて、新たな地域課題の解決に向かって様々な団体と協働しましょう。

行政や社会福祉協議会の取り組み

No.	取り組み	内容
75	民生委員・児童委員の活動支援	民生委員・児童委員の職務遂行に必要な知識と技術習得のため、県や関係機関と連携し、研修会を実施します。 市

76	地域住民・事業者・行政の意見交換会の開催	地域住民、福祉に携わる事業者と行政が意見交換する場を設けます。 市
77	福祉施設に関する情報・意見交換会の開催	福祉施設連絡会を開催し、社会福祉施設間の連携や活動の充実・強化を図ることで、法人間の連携や地域と施設のネットワークづくりにつなげます。 社協
78	福祉関係団体の支援	福祉関係団体の自主運営が促進されるよう、福祉関係団体懇談会の開催や必要な支援を行います。 社協
79	地域福祉ネットワーク推進事業	多種多様な関係機関の代表者らと地域福祉について共通認識を持ち、福祉課題の解決策や社会福祉協議会で実施している事業内容について協議を行い、地域福祉のより一層の推進や事業の改善につなげます。 社協

取り組みの指標

	指標名	現状値 (令和元年度)	目標値
単年度	地域住民・事業者・行政の意見交換の場の開催回数	2回	2回
単年度	民生委員・児童委員の相談件数	2,075件	3,000件

基本施策2 ニーズに的確に応える福祉サービスの提供



みんなで目指す方向

福祉サービスを取り巻く現状・課題や市民の福祉ニーズを定期的に把握し、支援を必要とする人の状況やニーズに応じた福祉サービスの提供を行います。

また、庁内各課や関係機関、関係団体、福祉サービス提供事業所等と連携し、円滑にサービスを提供することができる体制整備や人材確保を進めます。

市民の皆さんの取り組み

取り組みの内容

- 市や社会福祉協議会、地域の事業者などに対して、サービスの要望や意見を伝えましょう。
- 広報紙やホームページなど、市や社会福祉協議会が発信する情報に関心を持ちましょう。
- とおり近所の人と必要とするサービスについて考えていることの要望や意見を交換しましょう。
- 民生委員・児童委員や地域のボランティア等が連携し、地域でできる福祉サービスを提供していきましょう。
- 地域住民に対し、サービスの周知や利用の呼びかけを行いましょう。

行政や社会福祉協議会の取り組み

No.	取り組み	内容
80	子どもに対するサービスの提供	袋井市子ども・子育て支援事業計画に基づき、支援を必要とする子どもや子育て家庭に対し、利用者の状況や希望を把握した上で、適切な支援やサービスの提供を行います。 市
81	高齢者に対するサービスの提供	袋井市長寿しあわせ計画に基づき、支援を必要とする高齢者や介護者に対し、利用者の状況や希望を把握した上で、適切な支援やサービスの提供を行うとともに、介護予防・重度化防止の取り組みや認知症施策の推進等を行います。 市
82	障がい者に対するサービスの提供	袋井市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画に基づき、支援を必要とする障がいのある人や障がいのある子ども、介護者に対し、利用者の状況や希望を把握した上で、適切な支援やサービスの提供を行うとともに、障がいに関する理解を深め、障がいのある人や障がいのある子どもが地域で暮らし続けることができるための取り組みを行います。 市
83	共生型サービスの提供	障がいのある人が高齢となっても円滑にサービスを受けることができるよう、共生型サービスの提供を行います。 市
84	袋井市社会福祉協議会支援事業の実施	「社会福祉協議会活動費補助金交付要綱運用規定」を踏まえ、袋井市社会福祉協議会に対し、適切な支援や運営補助を行います。 市
85	福祉機器貸与事業の実施	高齢者や障がい者等で歩行が困難な人を対象に、無償で車いすを貸し出し、在宅生活の支援を行います。 社協

86	移動支援事業の実施	交通機関の利用が困難な障がい者の社会参加を促進し、生活圏の拡大や社会福祉の増進を図るため、福祉車両を貸し出します。 市
87	ハンディキャブ貸出事業	歩行が困難な障がい者等の社会参加の促進と生活圏の拡大を図るため、ハンディキャブ（福祉車両）を貸し出します。 社協

取り組みの指標

指標名		現状値 (令和元年度)	目標値
単年度	車いす貸出件数	247件	200件
単年度	移動支援利用件数	98件	180件
単年度	ハンディキャブ（福祉車両）貸出件数	139件	180件

基本施策3 包括的な相談支援体制の構築



みんなで目指す方向

市役所や関係機関による既存の相談窓口の充実を図るとともに、複雑化・複合化する地域住民の課題に対し、寄り添い、他機関が連携し、包括的・総合的な支援体制を構築します。

また、行政や関係機関、関係団体、地域で活動している福祉関係者らが連携を深め、どこに相談しても適切かつ迅速に支援やサービスにつなげられる体制を整備します。

また、新型コロナウイルス感染症などの影響により、経済的に困窮する人の増加も見込まれることから、相談支援体制のより一層の強化を行います。

市民の皆さんの取り組み

取り組みの内容

- 悩みを家族や個人で抱え込まず、相談機関を利用しましょう。
- 地域の身近な民生委員・児童委員や地域包括支援センターに相談しましょう。
- 総合健康センターの総合相談窓口を活用しましょう。
- とより近所で困っている人がいないか気にかけてみましょう。
- 地域で困っている人がいたら専門機関に相談しましょう。
- 困っている人がいたら専門機関を紹介しましょう。

行政や社会福祉協議会の取り組み

No.	取り組み	内容
88	包括的な相談支援体制の構築	総合健康センターなどのいずれの相談窓口でも住民からの相談を受け止め、受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した課題には、他機関で連携し、課題解決に向けて支援する体制を構築します。 市・社協
89	子ども支援トータルサポート事業の実施	0歳～18歳の子どもや保護者及び関係機関を対象に、子ども一人ひとりのニーズに応じた総合的・系統的な相談支援事業を実施します。 市
90	市民法律相談事業の実施	法的な解決に関する相談として、弁護士による法律相談を無料で開催します。 市
91	社会福祉協議会相談所の運営	結婚・心配ごと・法律・ところ・福祉総合相談事業を実施し、相談先の紹介など問題解決へつなげます。また、相談員の資質向上を図るため研修等を行います。 社協

取り組みの指標

指標名	現状値 (令和元年度)	目標値
単年度 総合健康センターでの総合相談件数	4,930件	5,600件

基本施策4 情報提供の充実



みんな目指す方向

市や社会福祉協議会で実施している福祉サービスの情報をわかりやすく的確に伝えるため、情報提供の内容や手段を工夫するとともに、市内外で活動しているボランティア団体の活動の様子やボランティア募集等の情報を適切に収集・提供します。

市民の皆さんの取り組み

取り組みの内容	
○	広報紙やホームページなど、市や社会福祉協議会が発信する情報に関心を持ちましょう。
○	市や社会福祉協議会が発信する情報となり近所で共有しましょう。
○	サービスが必要な人に対して、民生委員・児童委員と協力して情報を提供しましょう。
○	事業者や団体も積極的な情報発信に努めましょう。
○	広報や会報などの発行物のユニバーサルデザインに配慮しましょう。

行政や社会福祉協議会の取り組み

No.	取り組み	内容
92	「社協ふくろい」「ぼらんていあ通信」の発行	市民に社会福祉協議会の事業内容や地域福祉、ボランティアに関する情報を広く周知し、市民の福祉意識の高揚を図るため、「社協ふくろい」「ぼらんていあ通信」を定期的に発行します。 社協
93	インターネットを活用した社会福祉協議会事業の情報発信	市民に社会福祉協議会の事業内容や地域福祉、ボランティアに関する情報を広く周知することを目的として、袋井市社会福祉協議会のホームページやSNSを活用し、福祉や事業に関する情報発信を行います。 社協
94	福祉情報コーナーの充実	社会福祉協議会が運営する各拠点に設置している福祉情報コーナーにおいて、社会福祉協議会やボランティアセンター、地域包括支援センター等に関する多様な情報を提供します。また、定期的に内容を更新し、福祉情報コーナーの充実に努めます。 社協
95	社会福祉協議会の各種パンフレット、マニュアル等の充実、配布	社会福祉協議会が発行する、各種パンフレット、マニュアル等の定期的な更新や内容の充実に努めます。また、各種パンフレット、マニュアル等は、関係団体等への配布や公共施設への設置を行います。 社協

取り組みの指標

指標名	現状値 (令和元年度)	目標値
単年度 ホームページの閲覧数	10,921件	8,000件

基本方針2 生活に困難を抱える人に対する支援を行います

基本施策1 権利擁護の推進



みんなで目指す方向

平成28年に「成年後見制度利用促進法」が定められ、市町村における成年後見制度の利用促進に関する取り組みの推進が求められています。

本市では、成年後見制度の利用促進を含む市民の権利擁護に関する施策のより一層の推進を図るため、本計画内に「袋井市成年後見制度利用促進計画」を位置づけます。

「袋井市成年後見制度利用促進計画」は成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項の規定に定める「市町村成年後見制度利用促進計画」です。

今後は、「袋井市成年後見制度利用促進計画」に基づき、成年後見制度や権利擁護に関する制度・事業の周知を行い、利用促進を図るとともに、判断能力が不十分な人も安心して地域で生活することができる地域連携ネットワークの構築や環境づくりを進めます。

さらに、高齢者や障がい者に対する虐待や配偶者等に対するDVを防止するため、広く周知・啓発を図るとともに、虐待の早期発見・早期対応のための仕組みづくりなどを推進します。

市民の皆さんの取り組み

取り組みの内容

- 悩みを家族や個人で抱え込まず、相談機関を利用しましょう。
- 異変や問題を発見したら、迷わず関係機関に連絡しましょう。
- 関係機関や相談先を把握しましょう。

行政や社会福祉協議会の取り組み

No.	取り組み	内容
96	地域連携ネットワークの中核機関の整備・運営	成年後見制度利用促進計画の推進にあたり、本市では、地域連携ネットワークの中核機関について、計画的な整備・運営を行います。
97	成年後見制度に関する相談支援	成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて適切な支援機関や制度利用につなぎます。
98	日常生活自立支援事業の実施	日常生活に不安のある高齢者や障がい者を対象に、日常の金銭管理など不安の少ない生活を送ることができるよう支援を行います。 社協

99	成年後見利用支援 制度の利用支援	判断能力に不安や困難を抱える認知症高齢者や知的・精神障がい者らに助成を行い、成年後見制度の利用を支援します。 市
100	権利擁護に関する 制度や事業の周 知、利用促進	庁内各課と連携し、支援を必要とする人の権利を擁護するための制度や事業に関する周知、利用促進を行います。 市・社協
101	成年後見制度に関 する講演会や講座 の開催	成年後見制度に関する講演会や市民後見人候補者養成講座について、隔年での実施を検討します。 市
102	法人後見受任事業 の実施	補助人・保佐人・成年後見人を立てられない場合などにおいて、家庭裁判所の審判により、袋井市社会福祉協議会が法人として成年後見人などを受任します。 社協
103	虐待防止の周知・ 啓発	高齢者や障がい者らに対する虐待や配偶者に対するDVの防止に向け、講演会の開催やパンフレットの配布により、市民への周知・啓発を行います。 市
104	虐待の早期発見・ 早期対応ができる 体制整備	地域包括支援センターや民生委員・児童委員を中心に、虐待の早期発見・早期対応ができるよう、情報交換や体制整備の充実を図ります。 市
105	家族介護者への支 援の充実	家族介護者への支援の充実を図り、虐待の予防を推進します。 市
106	市長による申し立 ての実施	成年後見制度の利用の必要性があるものの、身寄りが無い等の理由で自身では申し立てを行うことができない人に対し、市長が申し立てを行います。 市
107	市民後見人への支 援	市民後見人の育成や市民後見人バンク登録者の拡充、市民後見人が安心して活動するための支援を行います。

取り組みの指標

指標名	現状値 (令和元年度)	目標値
最終年度 成年後見制度利用者数（市長申立数）	3人	6人
最終年度 成年後見制度利用支援事業利用数	6人	10人

◎成年後見制度の利用促進に向けた取り組み（袋井市成年後見制度利用促進基本計画）

成年後見制度とは、認知症・知的障がい・精神障がいなどで判断能力が不十分な人について、本人の権利を守る援助者（後見人等）を家庭裁判所が選ぶことで、本人の日常生活を法的に支援する仕組みです。

この項目を、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく、市町村における「成年後見制度利用促進基本計画」として位置づけ、次の施策に取り組みます。

①地域連携ネットワークの構築

成年後見制度の利用が必要な方の状況に応じて、親族や法律・福祉・医療・地域の関係者が連携して関わり、適切に必要な支援につなげるための仕組みとして「地域連携ネットワーク」の構築が必要となります。「地域連携ネットワーク」の構築では、次の体制づくりをしていきます。

- 本人に身近な親族をはじめ、医療や福祉、地域等の関係者と後見人が「チーム」となり、その「チーム」が本人を支える体制づくり。
- 中核機関が中心となり、家庭裁判所をはじめ、各専門職団体や医療・福祉関係者等で定期的に集まる「協議会」を組織し、本人を支える「チーム」を支援するとともに、地域課題の検討・調整・解決に向けた協議を行う体制づくり。

②中核機関の設置

地域連携ネットワークには、家庭裁判所や専門職の団体等、様々な関係団体とのコーディネートを行うために、中核機関が必要となります。中核機関は、様々なケースに対応できる法律や福祉等の専門知識を持つだけでなく、地域における連携や対応強化の推進役としての役割が期待されます。

③地域連携ネットワーク及び中核機関の役割

地域連携ネットワークは次の5つの役割を担っています。中核機関が中心となり、関係機関等と連携をとりながら、次のような機能を推進していきます。

機能	役割	関連する取組
広報機能	講演会等を実施し、成年後見制度の普及・啓発を行います。制度の周知を図ることで、制度の利用が必要な方の早期発見をはじめ、適時・適切な支援につながることが期待されます。	No.100 No.101
相談機能	専門職団体や地域包括支援センター、医療関係者、障がい者相談支援事業所等と連携し、制度に関する相談体制を整え、相談者の状況に応じた必要な支援につなげていきます。	No.97

利用促進機能	市民後見人等の担い手の育成及び本人と後見人等の受任調整や、その後の活動支援を行います。また、必要に応じ適切な支援を行うため、関係機関による連携協議の場の調整を行います。	No.99
後見人支援機能	市民後見人や親族後見人等からの相談に応じるとともに、専門的な意見が必要な場合は、専門職団体や関係機関と連携を図り、必要な支援につなげていきます。	No.102
不正防止機能	後見人等に対する相談・支援体制を整えることで、後見人等の孤立化や不正の発生を未然に防ぐ効果が期待されます。	

④成年後見制度の周知及び担い手の育成・支援

判断能力が十分でない方が、地域で安心して生活できるよう、成年後見制度講演会を実施し、地域社会に成年後見制度の周知を図っていきます。また、成年後見制度の身近な担い手として期待される「市民後見人」の育成を継続して取り組んでいくとともに、市民後見人の活動の支援及び活用の推進を図っていきます。

➤ 市民後見人候補者養成講座

平成30年度及び令和元年度に「市民後見人候補者養成講座」を実施しましたが、令和2年度以降は隔年で実施していきます。

➤ 成年後見制度講演会

平成29年度から3年間実施しましたが、令和2年度以降は、市民後見人候補者養成講座と交互に隔年で実施していきます。

⑤成年後見制度の利用支援

後見人の申し立てをする親族がいない方や経済的に困窮している方に対し、市町申立や報酬助成等の支援を行うことで、制度の利用につなげていきます。

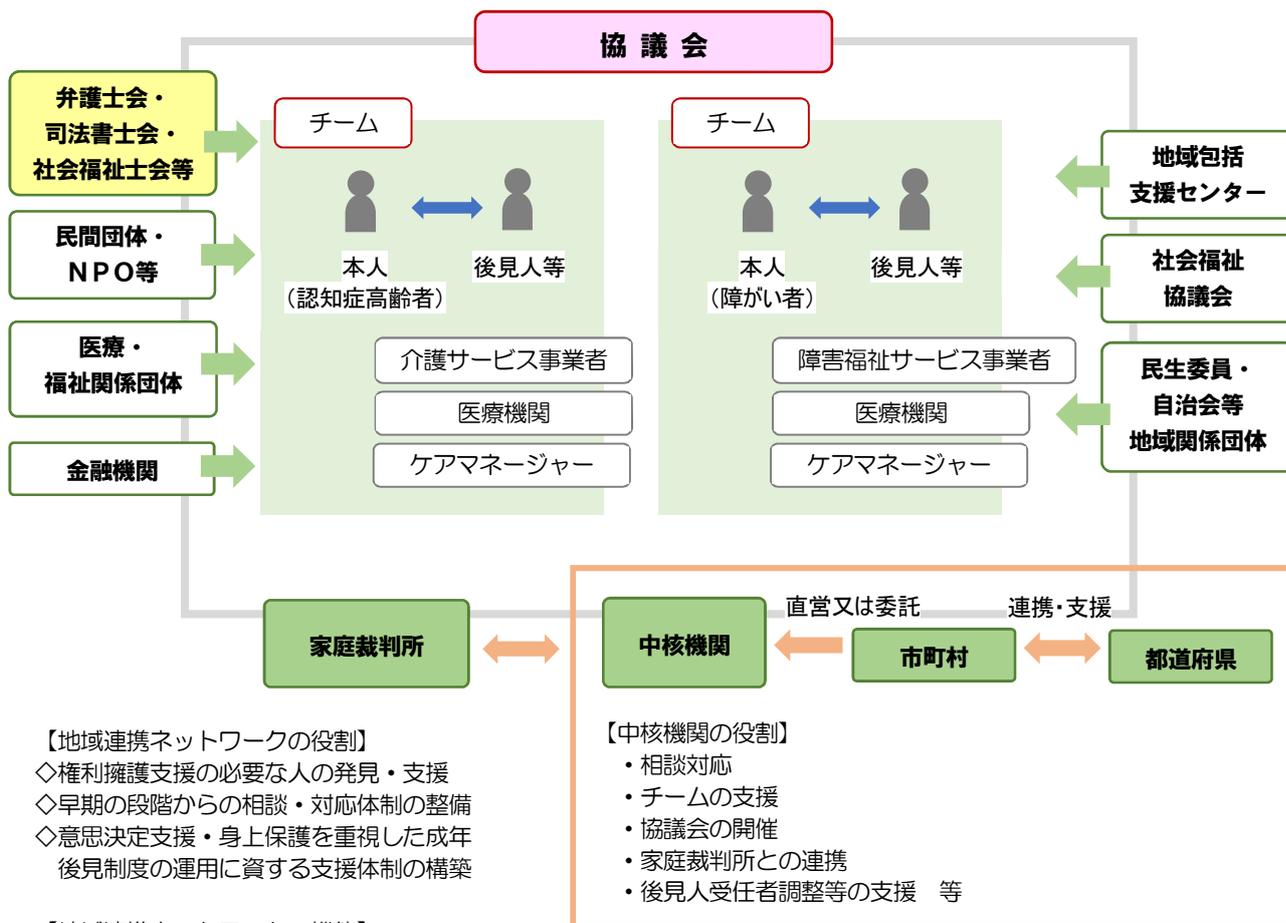
➤ 市長申立支援制度

判断能力がない方が、後見人等が必要な状況にあるにもかかわらず、親族がいないなど申し立てを行うことが難しい場合、調査を実施し、市長が家庭裁判所に成年後見人の選任の申し立てを行います。

➤ 成年後見人報酬助成制度

成年後見制度を利用するにあたり、経済的困窮等により費用の負担が困難な方に対し、申し立て費用や後見人等に対する報酬費用の助成を行います。

■地域連携ネットワークのイメージ



基本施策2 生活に困難を抱える人に対する支援の充実



みんなで目指す方向

近年、地域社会が果たしてきた助け合いや支えあい等の機能の低下が危惧されている中、子育て世代、高齢者、障がい者・児に対する支援だけでは対応しきれない、制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の多様化・複雑化（ひとり親家庭を含む生活困窮者の問題、社会的孤立、老老介護、引きこもり、8050問題、ダブルケア、虐待等）がみられ、新たなニーズへの対応や課題解決へ向けた取り組みが求められています。

このような問題の解決に向け、制度の狭間にあったり、複雑な課題を抱えており、適切な支援を受けることができていない人を行政や関係機関、関係団体、地域組織、地域住民らが連携して把握し、適切な支援につなげるための仕組みづくりを進めます。

市民の皆さんの取り組み

取り組みの内容

- 悩みを家族や個人で抱え込まず、相談機関を利用しましょう。
- 広報やホームページなど、市や社会福祉協議会が発信する情報に関心を持ちましょう。
- あらゆる福祉問題に対して関心をもちましょう。
- 地域住民で支援を必要としている人を専門機関につなぎましょう。
- 支援を必要としている人を把握し、専門機関につなぎましょう。

行政や社会福祉協議会の取り組み

No.	取り組み	内容
108	重層的支援体制整備事業の実施	生活課題を抱える地域住民を支援する体制や、地域住民が地域福祉を推進するために必要な環境を一体的かつ重層的に支援することができるよう、重層的支援体制整備事業の実施を検討します。 市・社協
109	生活困窮者の自立支援に向けた各種事業の実施	生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援・住居確保給付金・家計相談支援・生活困窮世帯の子どもの学習支援や、フードバンクの活用などによる各種支援と、生活保護を一体的に運用し、生活に困窮した方の自立を支援します。 市
110	福祉資金貸付事業の実施	生活困窮世帯の生活支援を図り、自立した生活が送れるよう、資金の適正な貸し付けを行います。また、新型コロナウイルス感染症などの影響により、生活が困窮する世帯についても貸付制度を活用していくほか、新たな貸付対象の必要性について検討します。 社協

111	善意銀行運営事業の実施	市民からの善意に基づく金品その他の寄付を受け、生活困窮者などへ一時的な援助を行います。 社協
112	生活自立相談センターの運営	経済的に困窮している人の自立促進を図るため、包括的かつ継続的な相談支援を行います。 市
113	組織連携、情報の共有化	生活困窮やひきこもり等の多様で複雑な問題を支援するため、ネットワーク間の連携を深め、多職種で情報を共有することで、相談者に対して適切な支援を行います。
114	就労支援の実施	生活困窮者、高齢者、障がい者、ひとり親家庭等のうち就労に困難を抱える者について、段階に応じた適切な支援を行います。社会福祉協議会やハローワークなどの関係機関との情報共有を行い、就労訓練などの就労支援の創出の充実を図ります。 市
115	住宅に配慮を必要とする人に対する支援	「住宅セーフティネット法」の一部改正と「生活困窮者自立支援法」の成立に基づき、生活や住宅に配慮を要する者の住まいを市内に確保し、生活の安定や自立の促進に努めます。 市
116	支援を必要とする犯罪を犯した人に対する福祉サービス等の提供	「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、高齢者、障がい者などをはじめ、保健医療・福祉などの支援を必要とする罪を犯した者などに対し、再犯を防ぎ、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労などの支援の提供に努めます。 市
117	こころの健康づくりや自殺対策の推進	袋井市自殺対策計画を踏まえ、こころの健康づくりや自殺対策施策を総合的に推進するとともに、身近で自殺のサインに気づき適切な対応を行うゲートキーパーの養成を行います。 市

取り組みの指標

指標名	現状値 (令和元年度)	目標値
単年度 支援プランを作成し自立につながった相談者の割合	54%	100%
単年度 就労支援に結びついた件数	20件	30件

基本方針3 包括的に支援するための仕組みや体制を強化します

基本施策1...子どもの安全・安心を守る活動の推進



みんなで目指す方向

地域ぐるみで子どもたちの安全を守っていく活動を推進し、異変や問題を発見したら迷わず関係機関に連絡するなど、庁内各課や関係機関と連携し、子どもの安全・安心を守ります。

また、子育て中の保護者の不安や負担を軽減し、コミュニケーションを図ることができ居場所づくりなどを進め、地域全体で支え合いながら、子育て家庭を支援することができる環境整備に努めます。

市民の皆さんの取り組み

取り組みの内容

- 地区防犯組織の活動に関心を持ちましょう。
- 子どもの登下校時の見守りを行いましょう。
- 異変や問題を発見したら迷わず関係機関に連絡しましょう。
- 日ごろから地域の中で、あいさつや声かけをしましょう。
- 地域の中で子どもが安心して生活できるような環境づくりに努めましょう。
- 子育て家庭と交流することができる取り組みを進めましょう。

行政や社会福祉協議会の取り組み

No.	取り組み	内容
118	防犯対策推進事業	地域のパトロールや子どもたちの見守り運動で使用する青色回転灯やベスト、帽子、のぼり旗等、活動に必要な資機材の整備などに必要な支援を行います。 市
119	虐待予防事業	乳幼児健診の受診率を上げ、育児負担感や孤立感が大きい保護者や、子育てに悩んでいる保護者の子育てなどの相談に応じ、必要な情報提供や助言、支援を行うことで子どもへの虐待予防を図ります。また、虐待のリスクのあるケースは、妊娠期からの切れ目のない支援や、庁内関係課、関係機関等と情報共有を行い、適切な支援につなげます。さらに、ベビープログラムは、参加者を増やすために募集方法や参加定員等の見直しを行います。 市
120	子どもの遊び場遊具の整備助成	地域で子どもが健全に遊ぶことができる環境づくりのため、遊具整備に対し助成を行います。 社協

取り組みの指標

指標名	現状値 (令和元年度)	目標値
最終年度 スクールガードボランティア数	644人	660人
最終年度 3歳児健診受診率	97.20%	100%
最終年度 子ども虐待件数	8件	0件

基本施策2 高齢者の安全・安心を守る活動の推進



みんなで目指す方向

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、行政や関係機関、地域が一体となって高齢者を見守る体制づくりが必要です。高齢者を支援する様々な取組みを通して、自助・互助・共助・公助を積み重ね、地域包括ケアシステムの概念の実現を目指します。

市民の皆さんの取組み

取組みの内容

- 悪質商法や「振り込め詐欺」にあわないよう、日ごろから家庭の中で話し合しましょう。
- 地区防犯組織の活動に関心を持ちましょう。
- 異変や問題を発見したら迷わず関係機関に連絡しましょう。
- 日ごろから地域の中で、あいさつや声かけをしましょう。
- 高齢者を対象に交通安全教室を開催し、交通ルールやマナーに対する意識の向上を図りましょう。

行政や社会福祉協議会の取組み

No.	取組み	内容
121	ひとり暮らし高齢者支援事業	75歳以上のひとり暮らし高齢者世帯を保健師・看護師等が訪問し、生活実態の把握や相談に応じ、適切な支援につなげて安全を確保します。また、保健事業と介護予防の一体的実施に伴い、庁内各課や関係機関と連携を図り、健康な状態を維持しながら生活できるように支援します。 市
122	緊急通報システム機器貸与事業	ひとり暮らし高齢者らに緊急通報システム機器を貸与し、安否確認と緊急事態への対応、孤独感の軽減を図ります。 市
123	配食サービス事業	買い物や調理ができない在宅高齢者らに栄養バランスのとれた食事の配達と、利用者への声かけによる安否確認を行い、高齢者が地域で安心して生活できるように支援します。 市

取組みの指標

指標名	現状値 (令和元年度)	目標値
最終年度 緊急通報システム機器貸与件数(高齢者)	204件	220件
最終年度 高齢者の事故件数	173件	100件
最終年度 高齢者等配食サービス事業利用者人数	135人	150人

基本施策3 災害時における要配慮者対策の充実



みんなで目指す方向

高齢者、障がい者、乳幼児等の災害時において特に配慮が必要となる方々の避難について、自治会、自主防災隊、民生委員・児童委員等の取り組みにより、多くの個人ごとの避難行動要支援者計画（個別計画）が作成されています。今後は、避難行動要支援者計画の情報共有のあり方を検討し、災害時の適切かつ迅速な避難につなげることが必要です。また、福祉避難所の確保、整備なども検討を重ねていく必要があります。

また、避難行動要支援者や各種福祉サービス提供事業所等に対する地域住民の理解をより一層深めるとともに、防災訓練などへの積極的な参加促進を図ります。

市民の皆さんの取り組み

取り組みの内容	
○	日ごろから災害時に備えて準備をしっかりとっておきましょう。
○	防災訓練の積極参加により、災害時の支え合い体制を整えましょう。
○	要配慮者が防災訓練に参加しやすいよう、日ごろからコミュニケーションを取りましょう。
○	地域の中で自主防災台帳の定期更新を行いましょ。
○	自治会・自主防災隊と民生委員・児童委員が連携し、災害時に素早く対処できるように要配慮者の情報を把握しましょう。

行政や社会福祉協議会の取り組み

No.	取り組み	内容
124	避難行動要支援者計画（個別計画）の策定・推進	災害時において避難行動要支援者の安否確認や情報伝達を迅速かつ適切に実施できるよう、避難行動要支援者一人ひとりの避難の個別計画を作成します。 市
125	避難行動要支援者計画（個別計画）を活用した防災訓練の実施	防災訓練時に関係機関が連携し、策定された避難行動要支援者計画（個別計画）の活用方法を検証します。 市
126	災害時における要配慮者に向けた避難所・救護所等整備の検討	市指定避難所（64施設）及び救護所（7箇所）の資機材等の整備を進めるとともに、災害時の要配慮者が避難できる施設の検討を進める取り組みを行います。 市
127	災害ボランティアネットワークの推進	災害時に様々な団体や機関が支援活動できるよう、定期的に情報の共有を行う機会を設けるなど、協力体制の構築を図り、災害時には連携及び協働し、効果的な支援活動へつなげます。また、ネットワークの輪を広げ、多角的なネットワークの構築ができるよう、情報収集に努めます。 社協

128	災害ボランティア養成事業の実施	「袋井市災害ボランティア支援本部」が円滑に運営できるよう、地域住民の災害ボランティアを養成します。 社協
129	緊急通報システム機器貸与事業の実施	ひとり暮らしの高齢者や身体障害者手帳の交付を受けた方に対し、緊急通報システムを貸与し、緊急時の対応の不安軽減を図ります。また、緊急通報システムの周知を行い、利用促進を図ります。 市

取り組みの指標

指標名		現状値 (令和元年度)	目標値
最終年度	避難行動要支援者計画（個別計画）作成の同意率	35%	45%
最終年度	緊急通報システム機器貸与件数（身体障害者）	5件	10件
単年度	災害ボランティア養成講座受講者数	22人	30人

基本施策4 施設の整備支援とユニバーサルデザインの推進



みんなで目指す方向

市民が住み慣れた地域で自分らしく生活を送ることができるよう、社会福祉法人やNPO法人等との連携を図り、子育て支援施設、障がい者の共同生活援助（グループホーム）等のサービス拠点となる施設整備を支援します。また、地域の福祉ニーズにあわせて、養護老人ホーム、老人福祉センターや保育所等既存の社会福祉施設を適切に維持・管理するとともに、指導監督を行います。

地域住民の地域活動への参画のためには、誰もが利用しやすいと感じる施設整備や誰もが見やすく分かりやすいと感じる発行物の作成が必要不可欠です。公共施設や社会福祉施設の整備・改修、広報紙の作成等にあたっては、ユニバーサルデザインの視点を踏まえます。

市民の皆さんの取り組み

取り組みの内容

- 歩道の段差などの不良箇所を把握しましょう。
- 地域組織で作成する資料のユニバーサルデザインに配慮しましょう。
- 施設の整備や改修の場合は、利用する人たちみんなが使いやすいよう、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れましょう。
- 広報や会報などの発行物のユニバーサルデザインに配慮しましょう。

行政や社会福祉協議会の取り組み

No.	取り組み	内容
130	社会福祉施設・設備整備助成事業の実施	社会福祉法人やNPO法人等との連携を図り、福祉サービスの拠点となる施設整備を支援します。 市
131	社会福祉法人指導監督事業の実施	社会福祉法人の設立・定款の変更等の認可、運営状況の監査を通じ、適正な法人運営の確保に向けた支援を行います。また、適正な指導監査を実施するため、近隣市との合同検討会や研修の開催により、職員の法人指導監査に関する知識や技術の向上を図ります。 市
132	ユニバーサルデザインに配慮した公共施設整備（道路整備も含む）の推進	誰もが安心して利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮し、公共施設や道路等の整備を行います。 市

133	ユニバーサルデザインに配慮した発行物の作成	刊行物の作成にあたり、ユニバーサルデザインの考え方を意識し、誰にでも読みやすく分かりやすいものとしします。 市
134	ノーマライゼーションの啓発	障がいの有無に関わらず、誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常の世界であるとの考え方の周知を行います。 市
135	ICTを活かした先進性の高いまちづくりの推進	防災や産業、子育ての分野等、ICTを駆使した先進的で利便性の高いまちづくりを推進します。 市

取り組みの指標

	指標名	現状値 (令和元年度)	目標値
最終年度	グループホーム(障がい者)定員数	60人	86人
最終年度	保育所待機児童数	58人	0人

第 5 章 計画の推進

1 協働による計画の推進

本計画の推進においては、市民や地域、行政、社会福祉協議会がそれぞれの役割を認識し、取り組みを進めていくことが必要です。地域福祉の充実、自助・互助・共助・公助の機能が相互に連携・補完・補強し合いながら進めていくことが基本です。それぞれの担い手が、それぞれの役割を果たして協働していくことが、持続可能な地域福祉の推進には極めて重要です。

地域福祉推進の主役を担うのは、市民と地域です。市民に本計画の基本施策ごとに掲げた「地域の皆さんの取り組み」の実践に積極的に取り組んでいただけるよう、計画の周知に努めてまいります。

また、社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中心的な役割を担う団体として、行政と連携し市民参加の支援や活性化を目指して、各種事業を実施していきます。

行政の役割としては、市民、地域、各種の団体等が地域福祉に関する取り組みを円滑に進められるような環境整備の支援、ネットワークの構築、将来的な地域課題の研究などを重ねてまいります。

2 推進体制

本計画は、本市の「第4次地域福祉計画」と袋井市社会福祉協議会の「第4次地域福祉活動計画」を一体的に策定したものであり、その推進についても行政と社会福祉協議会が連携・協力しながら、効率的に事業を実施し、基本理念である「ふれあい・支え合い みんなで創ろう 共生の輪」の実現を目指します。

計画の推進にあたり、地域福祉分野の施策と、地域福祉分野以外の施策で関連がある場合、円滑に調整や協力ができるよう、庁内各課との連携や情報共有などを図り、総合的かつ横断的な地域福祉施策の展開に努めます。

また、各地区で活動している地域福祉推進組織や福祉関連団体など、地域や市民に根ざした組織とのコミュニケーションを充実させ、現在の地域課題や将来的な課題に対して有効な手立てを検討していきます。

市民ニーズの変化を的確に捉えながら計画を推進するために、袋井市地域福祉計画推進委員会において、計画の進行管理を行います。

3 社会福祉協議会の組織強化

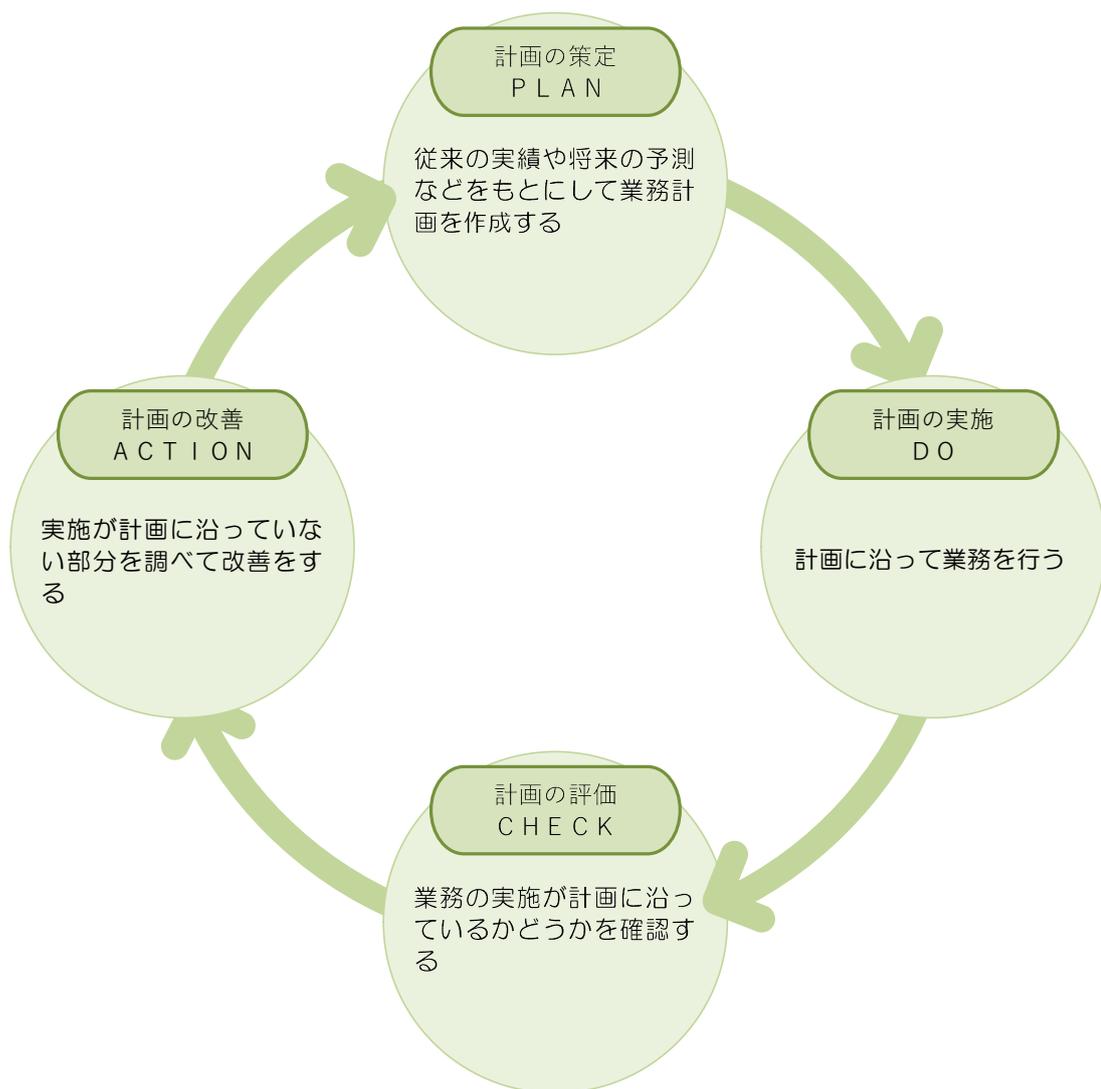
袋井市社会福祉協議会は、地域福祉施策のより一層の推進を図るため、介護保険サービスや障害福祉サービスの提供、共同募金運動等を実施し、財源の確保に努めます。

また、安定した経営の維持を図るため、収支バランスのとれた財政運営に努めます。

4 評価・進捗管理

本計画には、基本施策ごとに取り組みの指標を設定します。基本施策の進捗を捕捉し、基本施策ごとに定性的・定量的に評価を実施して、年度ごとの状況を策定委員会に報告してまいります。

本計画に基づく取り組みの実施にあたっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取り組みの充実・見直しを検討するなど、PDCAサイクルを確保し、本計画を計画的かつ円滑に推進していきます。



※ PDCAサイクル（事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つ）

P = PLAN
（プラン）…具体的な施策など

D = DO
（ドゥ）…実行

C = CHECK
（チェック）…点検・評価

A = ACTION
（アクション）…改善

参考資料

1 袋井市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 袋井市は、袋井市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定、見直し及び推進をするため、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、袋井市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の見直しに関すること。
- (3) 計画の推進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、計画の策定及び推進に必要な事項に関すること。
- (5) 地域福祉の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民団体代表者
- (3) 福祉団体代表者
- (4) 公募による者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が、未決定の場合は、市長がこれを招集することができる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第7条 委員会に第2条の所掌事項を補佐するため、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの委員は、職員のうちから市長が任命する。

3 ワーキンググループは、市民生活部しあわせ推進課長が統括する。

4 ワーキンググループは、委員会の会議に付議すべき事案について、あらかじめ調査及び調整を行い、必要に応じて委員会の会議に出席し、意見を述べることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民生活部しあわせ推進課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この告示は、公示の日から施行する。

附則（平成18年3月31日告示第52号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附則（平成19年3月30日告示第49号抄）

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附則（平成21年3月31日告示第50号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附則（平成22年3月31日告示第60号）
この告示は、平成22年4月1日から施行する。
附則（平成27年3月31日告示第54号）
この告示は、平成27年4月1日から施行する。
附則（平成29年3月31日告示第58号）
この告示は、公示の日から施行する。

2 袋井市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 この要綱は、袋井市における地域福祉活動を計画的、効果的に推進するために袋井市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が地域福祉活動計画を策定、見直すことを目的として設置する地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 委員会は計画に関する必要な事項について調査研究及び協議し、計画の策定及び見直し、推進を行う。

（組織）

第3条 委員会は委員20人以内で組織する。

- （1）学識経験を有する者
- （2）市民団体代表者
- （3）福祉団体代表者
- （4）前3号に掲げるもののほか、社協会長が認めた者

（任期）

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が、未決定の場合は社協会長がこれを招集することができる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

（作業部会）

第7条 委員会の円滑な運営を図るため、作業部会を置き、部員は社協職員の中から社協会長が任命する。

2 作業部会に部長及び副部長を置く。

3 作業部会の会議は、前条の規定を準用する。

（庶務）

第8条 委員会に関する庶務は、社協事務局において処理する。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、社協会長が別に定める。

附則

この要綱は平成17年5月25日より施行する。

附則

この要綱は平成22年3月25日より施行する。

附則

この要綱は平成23年1月28日より施行する。

3 計画策定経過